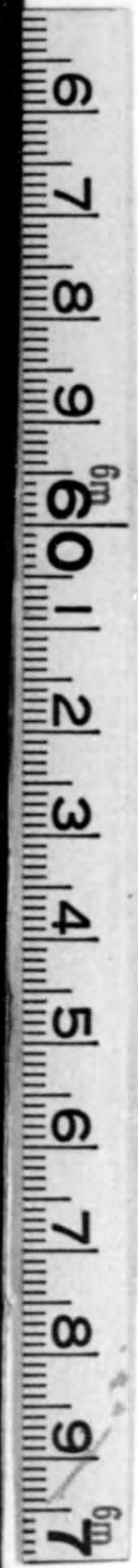


210.3
I 266
(1)

210.3-1266

1200500729645



始



2/255

2103
I-266
(1)



飯田季治著

日本書紀新講

上巻

東京明文社發行



緒言

日本書紀三十卷は、天武天皇の御子一品舍人親王が、勅を奉じて總裁と爲り、博士太安萬侶朝臣等の史官が編修の任に當り、元正天皇の養老四年、皇紀一千三百八十年に、漸く完成せる皇典で、神代の勅より持統天皇の御代に至るまで、詳密精細を極めた勅撰の上古史である。

而して其の勅撰の要旨とせし處は、朝野の有らゆる舊記を選択し、虚偽を去り事實を明らかに、綴るには麗はしき漢文を以てして、併も我が純粹の古語を以て之を訓讀すべく修せられたので、容易に功を畢ふるに至らず、荏苒として歳月を過したのであるが、其の間に古事記、及び和銅上奏の日本紀の如き、卷數の少い一二の史籍が、所謂る後から先にと世に出たのであつた。

是の如く日本書紀は皇國最古の正史で、我が建國の大義たる天壤無窮の神勅も、之を古事記には見るべからずして、獨り本書に依つて傳へられてゐる。即ち其の叙事の精細を極めてゐる事は、他には其比を見ざる所で、皇謨の深遠なる事を知り、國體の絶倫なる事を覺り、崇高なる我が古神道の本義を會得し、以て我が瑞穂國と皇室と國民と、恰も環の端無きが如き關係を了解し、偕ては我が國家文明と離るべからざる、政治・法制・軍事・經濟・宗教・風俗・交通・美術・工藝、その他百般の事物の起原・沿革等を闡明めむとする者の一大寶庫である。

然るに近年に至るまで、漢籍を蛇蝎の如くに嫌悪する、一部の固陋なる和學者の間に、日本書紀は漢文を以て記されたるが故に、潤飾・文華の弊ありと爲し、以て此の勅撰の正史を私に差置いて、『上代の歴史は古事記を第一とすべし』と云ふ如き妄説が漂つて居たのであるが、最近、國史研究に係る認識の度が高まつて、我が國史の明確なる知識を得むとするには、甚麼しても日本書紀に據らねばならぬ、と云ふ事に目覺めた曉、更に國體明徴の警鐘が響き渡つて、上古史を巨細に検討するの機運が世上に漲り、日本書紀が國民必讀の寶典として貴重せらるゝに至つた事は、邦家の爲め寔に歡ぶべき傾向である。

而して此の日本書紀が、皇典として更に大いに貴い所は、全部漢文を以て書かれては有るが、是を讀むには古事記・萬葉集などと同じく我國の古語で訓むことで、撰者自ら其の讀方を書中に註し置かれた所が多いのも其の爲である。然るに千載の久しき星霜を過ぐる間に、神代の二卷より以下は、其の傳へられた古訓の大部分が散逸したので、近き頃は此書の訓方に古傳の有る事さへも知らざる者が多くなり、無法にも之を音讀に付し、以て此の貴重なる特殊の古典を、普通の漢籍と同様に讀み扱ふに至り、其の結果として之を讀んでも眞の古意に遠ざかり、従つて其の解釋も、往々軌道を脱するの止む無きに至つた事は、實に痛恨の極みであると謂はねばならぬ。是に於てか本書・日本書紀新講は、此の遺憾を除去すべく、代々の私記の訓、卜部氏、江家相傳の秘訓、並びに諸家秘藏の古寫本の訓點・讀方を涉獵し、以て散逸せる古訓を拾聚し、日本書紀三十卷の全文に、盡く正訓の總振假名を施したのである。

然して曩に父翁・飯田武郷が、刻苦研鑽、其の全生涯を傾倒して大成せる日本書紀通釋・七十卷は、實に四千五百餘頁の大冊で、其の説明も専門に屬する故に、一般の人々に取つては稍々むつかし過ぐるの感がある。本書は何人も了解し得べきやう、新に平易なる講義を附する事とした。

故に本書を讀了せられたる曉は、更に進んで書紀通釋を繙いて、國史・國學の蘊奥を極められむ事を望み、また既に書紀通釋を備へられてゐる人々は、本書に據つて新に其の正訓を明らかめ、且つ新講と舊釋とを參照し、以て検討攷究の資とせられむ事を冀ふものである。

昭和十一年(紀元二千五百九十六年)秋季皇靈祭の日

飯田 季治 識す

讚日本書紀歌

飯田武郷

玉こそは此世の寶、黄金こそ珍の寶と、人皆の思ひて有れど、天の下ちよろづ國に、黄金なき國はあらめや、眞玉なき國は有らめや、白銀も黄金もあれど、七種の玉もあれども、天地と日月と共に、傳へます寶の位、動き無き其ことわりな、神の代の言の隨に、あやまたす紀し、御書、あめ地に類あらめや、うづたから國つ寶ぞ、この日本書紀。

日本書紀新講 上卷 目次

總論

- 一 我が古傳説と文字の無かりし時代……………一
- 二 日本書紀撰修の経路……………四
- 三 日本書紀の題號と日本の國號……………一〇
- 四 日本書紀の讀法と其の正訓……………一四
- 五 本書の正訓と記傳の訓法……………一八
- 六 日本書紀新講と蓬室校本……………二〇
- 七 日本書紀の註釋書……………二五

日本書紀卷第一

神代 上

神世七代章

- 本 傳……………一
- 第一別傳……………九
- 第二別傳……………一一
- 第三別傳……………一三
- 第四別傳……………一四
- 第五別傳……………一九
- 第六別傳……………二〇
- 附説(靈と靈とに就きて)……………八

本 傳	二一
第一別傳	二五
附 說	二六
八洲起原章	二九
本 傳	三三
第一別傳	四六
第二別傳	五四
第三別傳	五五
第四別傳	五六
第五別傳	五六
第六別傳	五七
第七別傳	五八
第八別傳	五九
第九別傳	六〇
第十別傳	六一
附 說	六二
四神出生章	六三
本 傳	六四
第一別傳	七四
第二別傳	七五
第三別傳	八二
第四別傳	八三
第五別傳	八四
第六別傳	八八
第七別傳	一一七
第八別傳	一一九
第九別傳	一二一
第十別傳	一二六
第一別傳	一三一
附設(熊野と黄泉國とに就きて)	八五
附設(伊勢外宮の大神考證)	一三九
瑞珠盟約章	一四四
本 傳	一四四
第一別傳	一六四
第二別傳	一六九
第三別傳	一七二

寶鏡開始章	一七七
本 傳	一七七
第一別傳	一九七
第二別傳	二〇一
第三別傳	二一〇
附設(八咫鏡と上代の)	一九〇
附設(伊勢と云ふ國)	二〇八
附設(天岩窟の史)	二一六
寶劍出現章	二二七
本 傳	二二七
第一別傳	二四〇
第二別傳	二四一
第三別傳	二四六
第四別傳	二四八
第五別傳	二五二
第六別傳	二五六
附設(歌の言義と八雲神詠とに就きて)	二三八
神代 下	二七三
天孫降臨章	二七三
本 傳	二七三
第一別傳	三〇〇
第二別傳	三二一
第三別傳	三三六
第四別傳	三三八
第五別傳	三四一
第六別傳	三四三
第七別傳	三四七
第八別傳	三四八
附設(天壤無窮の神勅と我が國體に就きて)	三一一

海宮遊行章

本 傳

第一別傳……………三三八

第二別傳……………三六四

第三別傳……………三六九

第四別傳……………三七八

神皇承運章

本 傳

第一別傳……………三八六

第二別傳……………二八七

第三別傳……………二八七

第四別傳……………二八八

日本書紀 卷第三

神日本磐余彥天皇(神武天皇)

神武天皇即位前紀

本 傳

附説(年・春夏秋冬及び十二箇月の和名に就きて)……………三九六

神武天皇紀(自紀元元年―至七十六年)

本 傳

……………四四〇

日本書紀新講 目次 終

日本書紀新講

飯田季治著

總論

一、我が古傳説と文字の無かりし時代

我が皇國の正史たる此の日本書紀は、天地開闢の初の時に、虚中に葦牙の如き神の原子が発生し、其れが即ち神と現じて、人類の祖先が生れた事の起原から、審かに説き記されてゐる。抑も天地開闢の時と云ふのは、凡そ幾千萬年前の事であるか知られ難いが、其の遠き古へよりの種々の事蹟が、斯くも歴然として傳はり來れる状態は、彼の古語拾遺の巻頭に「蓋し聞く、上古の世、未だ文字有らず。貴賤老少、口々に相傳へ、前言往行、存して忘れず」と有る如く、所謂る口碑に依つて殘されたので、是は何れの國の古傳説も皆同様である。

即ち垂仁天皇(紀元六三二年)の御世の以前、未だ文字と云ふ物が無かつた時代は、凡ての有りと有らゆる事實を、口々に語り繼ぎ、言ひ繼いで、人々皆能く之れを記憶し、更に忘却する事が無かつたので有

つた。故に其の後に、漢字を以て物を記す事と做つた時代にも、尙ほ文書の無かつた世の遺風が廢れなかつた。即ち仁德紀を見るに、應神天皇が崩御し給ひ、仁德天皇(紀元九七〇年)が未だ御位に即かせ給はざりし時、額田大中彦皇子が、大和の屯田、及び屯倉を横領せむとして、其の屯田の管理者なる淤宇宿禰に「此の倭屯田は、我が山守部の所屬の地であるから、本より我が領とすべきものである。故に今後は、汝の管理する事を許さない。」と仰せられたので、淤宇宿禰は其の意外なるに打驚いて、此事を大鷦鷯尊(仁德天皇)に奏上したので、尊は即ち倭直の祖・麻呂を召して、「彼の倭の屯田は、果して山守部の所屬の地なりや」と御下問に相成つた。時に麻呂が答へて申すには、「彼の倭の屯田に關する故實は、臣は知らず。唯だ臣が弟の吾子籠、此事を知れり」と申上げた。處が其の當時、吾子籠は御使として韓國(朝鮮)に行つて居たので、大鷦鷯尊は即ち淤宇宿禰に命じ給ひて、淡路の海士八十人を水手とせる早船で、吾子籠を召し歸し給ひ、倭の屯田の事を御訊しに成つた處が、吾子籠の答へに「臣、傳へ承るに、垂仁天皇の御世に、太子・大足彦尊(景行)に科せて、倭の屯田を定め給ひし時の御詔旨に、凡そ倭の屯田は、天下を統治す御世御世の天皇の御田である。假令、天皇の御子に坐すとも、天下を知看す君に有らずば、掌る事を得ず。と御定めに做つた御田である。されば此の屯田を山守の地也と申すのは僻事である」と奏した。是に於て大鷦鷯尊は、吾子籠を額田大中彦皇子の許に遣して、其の旨を告げしめ給ひしかば、大中彦皇子も更に爲ん術なく、倭屯田をば如何ともする事が成り難かつた。と云ふ事が記されてある。即ち應神天皇

の時代に於ても、文字を以て上代の故事・來歴等を、遍く記し置かるゝ事なく、尙ほ古への遺風を廢せられずして、故事を語り傳へしめ、併も誤る事が無かつたので有つた。即ち我國の古代の事蹟は、斯くの如くにして語り傳へられ、其の後其れが漢字に寫されて、纂記と爲つて朝野に存するに至つたのである。さて我國で、漢字を以て物を記す事の始まつたのは、何れの御時からであるか、と云ふ事は確かに知られ難いが、先づ漢土へ皇國人が渡り初めた事から推して討ねると、後漢書の東夷列傳に、「倭在韓東南海中。依山島爲居。凡百餘國。自武帝滅朝鮮。使譯通漢者三十許國。國皆稱王。世々傳統。其大倭王居耶馬臺國云々。建武中元二年(紀元七八六年)倭奴國奉貢朝賀。使人自稱大夫。倭國極南界也。光武賜以印綬。」と云ふ記事が見えるが、此の印綬とあるのは、「漢倭奴國王」と銘める金印で、天明四年二月二十三日に、筑前國那珂郡なる志賀島の石窟から其印が發掘された。さて彼の光武(漢)の建武中元二年は我が垂仁天皇の八十六年(紀元七十七年)に當つてゐるが、其の當時、所謂倭奴國王なる者……九州の西偏、即ち筑前國那珂郡附近に割據して居た土族の會長……は、既に漢國と交通し、上記の金印などを授與されてゐるのである。然れば已に九州西偏の地方には、漢土の言語を解する者が有り、且た漢字を以て名を署し、右の金印なども捺押した事と知られるが、其の署名捺印等の推測は姑且く差置いて、未だ朝廷に於ては知看さずとも、我國に漢字の渡來したのは、垂仁天皇の御世の末頃と推定する事に異議は無無理である。而して神功皇后の征韓の御時は、其れより凡そ百五十年ほども經過してゐる。故に此の時代に

至つては、彼の九州の西偏の人々の間には、漢籍を讀み書き爲る力は相當に養はれてゐた事と考へられる。斯くて三韓征伐以後は、韓國より奉れる表文等を讀み解き、また朝廷より仰せ下さる旨をも文書に記し做された事は勿論で、此の時代から漢學が次第に行はれ、應神天皇紀の十六年(紀元八七六年)には「春二月、王仁來之。太子・菟道稚郎子、之を師として、諸の典籍を王仁に習ひ給ふ。通達り給はずと云ふこと莫し。」など云ふ記事を見るに至つた。

斯くて仁德天皇紀の四十一年(紀元一〇一三年)春三月の條に「紀角宿禰を百濟に遣して、始めて國、郡の疆場を分ちて、具さに郷土の出づる所を録さしむ」とあるが、是れ「漢字を以て物を記す事」の紀に見えた初めである。即ち此の時代に及んでは、朝廷に於ても種々の事どもを文書に記し止めしめ給ふに至り、尋で履中天皇紀の四年(紀元一〇六三年)秋八月の條には「始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達せり。」とあるに依れば、既に此の御世に至つては、文筆の業も世間に大概行き互つて、何事も書き記すべく成れるのである。さて其後は文章を能くする者も世々に輩出し、彼の上古より語繼ぎ言繼いで來た古傳説をも、それぞれ書き記せる書籍(纂記)が諸家に出來たのである。

二、日本書紀撰修の経路

我が國の修史事業が、最も古く文獻に見えたのは、推古紀二十八年(紀元一二八〇年)に「是歲、皇太

子(聖德)島大臣(蘇我)共に議りて、天皇記、及び國記、連、件、造、國、造・百八十部、並びに公民等の本記を録す。」と有るのを濫觴とする。然し是等の貴重なる文獻は、其より約二十五年を経過せる孝德天皇の四年六月、彼の蘇我蝦夷の亂の時に、其の大部分は焼失して跡を止めず。適才船史惠尺の手に依つて火焰の中から取出された……と云ふ國記數卷も、爾來散逸して世に傳はらないので、其の内容の如何をば知る事は出來ないが、釋日本紀に引ける上宮記の體裁から推考すれば、其の書風は古事記の如く、假字・漢文の入り交りて、所謂る宣命書の文をも交へ記された物で有つたらう(通釋説)と云ふ。

さて此の天皇記、其他の國史が、此時に灰燼と成り果してより以來、天武天皇の御代に至るまで、約三十年の久しきに互り、修史の事業は其儘に閑却されてゐたので、此間に當り、諸家に傳ふる所の史籍の上には、或は古傳を私に改竄し、又は種々に尾緒を加へ、偕は自己が家の來歴などを飾らむが爲めに、輒もすれば有らぬ事共を書入るゝ等、漸く虚偽が多くなり行く状態に推移したのであつた。是に於て天武天皇は、深く此事を憂へさせ給ひ、あらゆる虚偽を去り、事實を定めて、即ち皇國の正史を撰録し、之を後葉に傳へむと思し召され、十年(紀元一三四一年)三月十七日、遂に撰史の大事業を仰出だされた。

即ち天武紀に「十年三月丙戌の日、天皇、大極殿に御しまして、川島皇子、忍壁皇子、廣瀨王、竹田王、桑田王、三野王、上毛野君、三千、忌部連・小首、阿曇連・稻敷、難波連・大形、中臣連・大島、平群臣、子首に詔して、帝紀(すめらみこと)及び上古の諸事どもを記し定め令め給ふ。大島、子首、親ら筆

を執りて以て録したり焉。」とある。是れ實に日本書紀撰修の基本で有つたのである。

なほ是時より七年前(天武天皇の三年(紀元一三三四年)に、天武天皇御親ら「帝王の日繼」及び「先代の舊辭」を取纏めて御撰擇あそばされ、舍人・稗田阿禮(三二〇頁)に勅語り傳へ給ひ、之を全部諳誦すべく御下命に相成つた。稗田阿禮は時に年二十八。人と爲り聰明で、一度目に渡れば口に誦んじ、耳に拂るれば心に勅して、決して忘れる事が無かつた故に、吾人が以呂波歌などを誦するが如く、阿禮は悉く之を記憶したのであつた。然して是時より三十七年の後、元明天皇の和銅四年に至つて、阿禮は六十五歳の老年になつたので、朝廷、其の卒せむ事を恐れ、博士太安萬侶朝臣をして、阿禮が諳誦する所の舊辭を書き綴らしめた。是れ即ち今の世に傳ふる古事記・三卷である。

さて此度(天武天皇十年三月)の撰史の擧は、實に空前の大事業として、最も嚴重きを置かせられた御事は、天武天皇御自ら大極殿に出御し給ひ、二皇子、四王以下、多數の臣下に勅を下し賜はつた御事に依つて知られるが、先づ諸家の纂記を詳かに撰擇し、詐を削り、實を闡らめ、而して神代より傳へられたる我が純粹の國語を以て、總てを訓讀し得べき様式のもとに、之を麗はしき漢文に綴り成して、對外的にも……我が建國の由來を明かにし、皇室の本源、列聖の宏謨の、尊く麗はしき狀を仰がしめ……大に國威を發揚すべく企圖せる事であるから、其の編修の業は實に容易ならぬ事であつたので、抄々しく進展するに至らず。遂に十五年の秋九月、天皇崩御し給ひ、また此時に大詔を蒙れる人の中にも、彼れ是れ病を獲て死歿せし

者もあつて、其功を畢ふるには至らなかつた。

然し朝廷に於かせられては、天武天皇が崩御まじくたからと申して、其れで編修を中止せらるゝが如き事は無く、次の持統天皇(天武天皇の皇后)に於かせられては、先帝の御志を承繼し給ひ、以て修史の事業を進められし御事は、持統紀五年八月十三日に「大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇、平群、羽田の十八氏に詔して、其の纂記を上進らしむ」とある事に因つて知られる。即ち此の御詔勅は、修史の資料を得給はむが爲めに外ならぬものと拜察されるからである。然し持統の御代に於ても、遂に其功を畢ふるに至らなかつた。

次で文武天皇は、御年二十五歳に坐して世を早うし給ひ、斯くて元明天皇が御位に即かせられたのであるが、時に正史編修の御事は、天武天皇の御創業以來二十餘年の久しき星霜を経るに至つた。是に於て朝廷は、新に天武天皇の第五の皇子・舍人親王を總裁と爲し、博士太安萬侶朝臣を編修長として、以て澁滞せる此の難事業を督勵し、其功を全うすべく爲られたのであつた。按ふに此の時、新に舍人親王を總裁に奉戴せる修史館は、萬事思ふが儘になる事を得て、頓に絶大の活氣を呈し、急速の進歩を見るに至つたであらう事は、之を推測するに難くないのである。

是の如くにして我が皇國の正史『日本書紀』の勅撰は、天武天皇が其の洪業の基を創めさせ給ひしより以來、持統、文武、元明の朝を経て、元正天皇の養老四年に至つて遂に功を畢へ、其年の五月二十一日を

以て、之を大御前に奏上するに至つたのである。

備考

續日本紀の元正天皇の養老四年五月癸丑朔癸酉(二十一日)の記事に『先是、一品舍人親王。奉勅修日本紀。至是功成。奏上紀三十卷。系圖一卷。』とあり。また弘仁私記の序に『夫日本書紀者(此書は和銅七月上奏の、所謂る假名日本紀であらうと云ふ)。一品舍人親王淨御原天皇第五皇子也。從四位下勳五等太朝臣安萬侶王子神八井耳命之後也。奉勅所撰也云々。親王及安萬侶等。更撰此日本書紀三十卷并系圖一卷。(是れ即ち現存の日本書紀である。但し系圖一卷は、古くより失はれて世に傳はらず。養老四年五月二十一日。功夫甫就獻於有司。』とある。即ち是等の文に仍つて、一品舍人親王が、勅を奉じて總裁に任り給ひ、太安萬侶朝臣が編修長と爲つて日本書紀を修した事は知られるが、其の勅を奉じた年月が記録に漏れてゐるので、何時の事とも辨へ難いのである。然し後代の史學者は、之を元明天皇の和銅の始の頃と推定してゐる。即ち此の大御代に詔勅して、舍人親王を國史編修の總裁と爲し給ひ、次で同四年の九月十八日、太安萬侶朝臣をして、彼の稗田阿禮ひえだのあれが廿八歳の時、即ち三十七年前に、天武天皇より拜聽つて、今以て諳誦じてゐる勅語の舊辭：即ち古事記：を撰錄せしめられ、五年正月、其れが完成せるに逮んで、翌六年には諸國に詔勅して、風土記を編纂して獻上らしめ給ひ、更に翌七年の二月には、詔して從六位上紀清人、正八位下三宅臣藤麻呂等をも編修に與らしめて、國史(所謂る假名日本紀なるべしと云ふ。)

を撰ばしめ給へる等、凡て日本書紀の資料を蒐集する事業に、専ら大御心を用ゐさせ給へるので、是等の詔勅が此の和銅年間に、次々に仰出だされて、撰史の業が斯く颯爽しく行はれたる事も、偏に舍人親王が其の總裁に爲らせ給ひし結果である……と斷じてゐるのであるが、蓋し妥當の見解であらうと思ふ。

舍人親王 舍人親王は天武天皇の第五子なり。性、聰敏にして學を好み、博く諸子に渉る。持統天皇の九年正月、爵・淨廣貳を授けられ、尋で二品に叙せらる。文武天皇の慶雲元年、封二百戸を益し、元明天皇の和銅七年、更た二百戸を益し、始めて金租を給せらる。次で元正天皇の養老二年、一品に至る。同三年、内舍人二員、大舍人四人、衛士三十人を賜ひ、食邑百戸を益す。前に通じて凡て二千戸とす。是より先、親王、太安萬侶等と勅を奉じて日本書紀を修め、養老四年五月廿一日、功を畢へて之を奏上す。是歲、詔して太政官の事を治めしむ。聖武天皇の天平七年薨す。壽六十歲。太政大臣を贈らる。淳仁天皇の天平寶字三年六月、詔して先考・舍人親王を追尊し、崇道盡敬皇帝と爲す。(續日本紀に、舍人親王を天武天皇第三皇子とせしむるは誤也。此事、委しくは天武紀に註すべし。)

太安萬侶 太安萬侶は神武天皇の御子、神八井耳命の裔なり。博學にして常故に通じ、能く文を屬す。文武帝の慶雲元年從五位下に叙し、和銅四年正五位上に進み、勳五等を授けらる。是年九月十八日、勅を奉じ、稗田阿禮が誦む所の舊辭を撰錄し、翌年正月廿八日、功を畢へて奏上す。是れ即ち古

事記なり。八年累進して從四位下に至り、尋で民部卿に拜せられ、養老七年卒す。

三、日本書紀の題號と日本の國號

日本書紀の題號は、之を耶麻騰富美と讀むのが眞の古訓である。其れは神代上卷に「すなはち廻ち大日本豊秋津洲を生うむ。日本こ、此これをば耶麻騰と云いふ。下しも、皆みな之これに效なへ。(三八頁)」とある如く、此紀では「日本」の二字を、凡て耶麻騰と訓む例なのである。

さて此紀の書名は、古より日本紀とも日本書紀とも書かれてゐる。即ち續日本紀(紀元一四五七年)には、「養老四年云々。一品舍人親王。奉シテ勅修ニ日本紀。」と有るが、弘仁私記(此書は日本後紀に、)「弘仁三年六月戊子。是日令ニ參議從四位下・紀朝臣廣濱。陰頭頭正五位下・阿部朝臣眞勝等十四人講ニ日本紀。」散位從五位下・多朝臣人長執講。」とある、此時の人長の私記(卷三)で其翌年に成れるのであるから、續日本紀よりも十六年後の書である。)の序には日本書紀と記されてある。而して延喜六年、及び天慶六年の竟宴歌集には、日本紀竟宴并序と書出して、然も其の序文には日本書紀と書ける等、兩者の何れが眞の古稱であるか、甚だ惑はしい極みであるが、此紀に引續いて編修せられた國史が、續日本紀と名づけられて、續日本書紀と云はざるに依れば、日本紀と云ふ方が正しいので有らう、と云ふ論もある。然し延喜の古鈔本を始め、現今に傳はつてゐる此紀の限りは、凡て「日本書紀」と記されてゐて、「日本紀」と書ける本は更に無いので

あるから、「書紀の書の字は後人が潤色に書き加へたる所爲なり。日本紀と書くこそ正しけれ」などと斷ずべきでは無い。素より日本紀と書いても、日本書紀と書いても、其訓は等しく耶麻騰富美と讀むのであるから、今日に於ても古へと同様に、兩名を並び用ゐる事は勿論妨げ無いが、題號は現存の諸本の儘に従ふを以て正しとすべきである。

さて本書を日本書紀と云ふ由は、釋紀に「問・不謂ニ日本紀、謂ニ日本書紀如何。答・師說、宋、蔚宗。撰ニ後漢書之時。敘ニ帝王事。謂ニ之書紀。敘ニ臣下事。謂ニ之書列傳。然則書紀之文依レ之歟。」とある如く、紀と云ふ文字は帝王にのみ用ゐられ、其れ以外の人々には、世家、列傳など云ふ例に倣つてゐるのである。

さて、日本と云ふ國號が此紀に見えた始めは、垂仁紀の二年(紀元六三三年)に任那人・都怒我阿羅斯等が歸化して奏せる言葉に「傳ニ日本國ニ聖皇有スと聞ハりて歸化之云々」とあり、次には神功紀の仲哀九年(紀元八六〇年)の條に、「新羅王、遙かに望りて以爲らく云々。吾れ聞く東に神國あり、日本と謂ふ。亦た聖王有シます。天皇と謂ス云々」とあり。次に應神紀の廿八年(紀元九五七年)に「秋九月、高麗の王、使を遣して朝貢る。因て以て表を上れり。其表に曰く、高麗の王、日本國に教る云々」とあるのが其である。即ち韓國に於ては、上古から我國を「日本」と稱してゐたので、其れは彼國より見て、我國を日の出づる本の國ニ即ち日出國ニと景仰せる尊稱であつたのである。但し垂仁紀、神功紀なるは、

見方に依つては文飾とも見做されるから、以て確證とは爲し難いが、次の應神紀の方は、高麗王が上りし表に、明らかに日本と書いて有つたのであるから、是は確かである。尤も此時は「教日本」と云へる教字を無禮なりとして、我が朝廷では其表を破棄せられたが、然し日本國と云ふ稱號は、我國に取つては日神の御子の知看す御國の義にも自ら能く適合し、また正に日の出づる本國であるから非常に相應しく、且つ壯嚴にして雄々しく輝やかしい號で、實に世界に冠絶せる國號なるが故に、韓國が斯く我國を『日本國』と仰ぎ奉るのを以て、我が朝廷に於ては其儘に之を許容して、彼等外國に對する我が國號と做し、國語では之を耶麻騰と訓じ、諸蕃國(外)をしては音讀に任せる事としたのである。

然るに唐土に於ては、唐書に『日本古倭奴國也』とある如く、往古から我國を倭國また倭奴國と呼び做してゐたのである。其れは古く後漢の建武の時代から、我が九州西偏の會長が彼國と交通して、倭奴國王と銘める金印などをも受領してゐる續合から、其儘に其號を踏襲してゐるので、畏れ多くも眞の我が朝廷と、九州西偏の一部の會長とをも混同してゐる稱であるから、甚だ不埒千萬なのである。殊に我が國號が、外蕃の諸國に對して一定せざるが如きは、皇朝の尊嚴にも拘る事であるから、倭國、倭奴國等の稱は、之を廢絶せしめねばならぬと云ふ事は、宿年の懸案で有つたのである。

即ち延喜講記の傳ふる所に據ると、推古天皇の十五年(隋の煬帝の太業三年)の秋七月に、小野妹子を唐土(隋)に御遣はしに相成つた時、妹子は隋の煬帝に『我國は日の出づる處の國なるが故に、日本と稱

ふのが眞の國號であるから、爾今、倭國とは呼ばぬ事に相成り度い』と陳奏した。然るに此時、我が推古天皇から、煬帝に與へ給ひし國書に、『日出處の天子、書を日沒處の天子に致す。恙無きや云々』と書かせ給へるので、煬帝は之を覽て甚だ悦ばず、盡く冠を曲げて了つた。其の結果、此時に妹子が奏述した『日本』の國號に就いても、自分が是を許容れるのは、取りも直さず自己が國の日沒國たる事を承認するもので、甚だ屈辱である。とでも考へたものと見えて、煬帝は之れを肯じなかつたが、後に唐の高祖の武徳中推古天皇の二六年より三四年に至るに至つて、唐土でも我國を日本と稱するに至つた。と延喜講記は述べてゐる。但し新唐書には『日本古倭奴國也云々。咸亨元年遣使云々。惡倭名。更號日本。使者自言。國近日所出。以爲名。』とある。此の咸亨元年は、武徳よりは四十四年の後で、我が天智天皇の九年に當るが、天智紀八年十二月の條に『是歲、河内直・鯨等を遣して大唐に使せしむ云々。又大唐より郭務棕等二千餘人を遣はして來り。』と云ふ事が見えるから、唐土で我國を日本と稱ひ始めたのは、或は此時からでも有らう歟。然し我が國號は、彼の許諾を経て始めて其の効力が發生する次第のものでは無いのであるから、是等は何れにしても差支ない。

さて此の日本と云ふ國號を詔書に用ゐられたのは、孝徳紀の大化元年に、高麗、及び百濟の使に賜はれる詔旨の冒頭に『明神と日本御宇す天皇の詔旨』と仰出だされたのが濫觴である。而して爾來皆此の書法に據る事に定められたので、令義解に『大事宣於蕃國使之辭也』と註されてある。また國內に宣ふ

詔旨には『明神と大八洲御す天皇の詔旨』と記す事が即ち法則で、是は義解に『用於朝廷大事之辭也』とある。

四、日本書紀の讀法と其の正訓

日本書紀は、既に緒言にも述べし如く、全部漢文で記されて有るが、我が古への傳説を語り做すのに、須臾も離すべからず且た離るべからざるものは、即ち其世の古語である。故に此紀を讀むに際しては、古事記や萬葉集の歌などと同様に、全部を國語で訓讀し得べからしむる事を要旨として編修せられた皇典である。されば此事に能く注意して詳細に繙くと、撰者が之に傾倒せる絶大なる苦心と努力とが、紀中の至る處に凝固してゐるのを認めるのである。此點は續日本紀以降、其の訓方等には何等の束縛を受くる事なく、自由に漢文で書き做されたる史籍とは、實に雲泥の相違があるのである。

即ち先づ其の一例を挙げれば、神武天皇の東征の御時、五瀬命の御最期を記し奉れる條の如き、古事記に於ては、『男之水門に到りまして詔はく、賤奴が手を負ひてや死なむと男健して崩りましぬ。』と甚だ簡略に述べてゐるが、此紀では

時 五瀬命 矢 瘡 痛 甚 乃 撫 劍 而 雄 詰 之 曰 慨 哉 大 丈 夫 被 傷 於 虜 手 將 不 報 而 死 耶 時 人 因 號 其 處 曰 雄 水 門 (撫 劍 此 云 都 盧 者 能 多 伽 彌 屠 利 辭 魔 屢)

慨哉。此云于黎多乘伽夜。

と記されてあるが、實に斯く仰せられた御事と拜察される。是に至つて胸が逼つて、滂沱として流れ出づる涙を拭うて、而して始めて『是が國文であるのか、將た亦た漢文であるの歟。』と云ふ事に思ひ至るのである。然し漢學者たる服部南郭は此紀の古文の妙を嘆賞し、其後齋藤拙堂も其の文話(拙堂)に於て、『叙事有法。用字亦皆合格。不可與近古老生之文同日而語也。』と敬崇してゐるのであるから、麗はしい漢文である事は勿論であるが、之を國學者から見るとは、實に美妙なる我が國文なのである。されば古事記が僅かに五箇月で功を畢へたのに反し、此紀が實に尨大なる年月を費せるも亦た偶然では無いと云ふことが知られよう。

即ち此紀に繼いで、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄の五國史が、順次に編修せられたが、是等は何れも全くの漢文で、其中に載せられてゐる宣命の外は、到底純粹の國語には讀み得られない。然も其の宣命すらも、末に至つては國語では讀み難い箇所が屢々見える程である事を思へば、此紀が徹頭徹尾わが國語で讀まれる事は、實に靈異にも覺ゆる次第で、單に此の一事のみにても、且に空前絶後の寶典であると謂はねばならぬ。況んや萬國に其比を見ざる我が皇國の正史なるに於てをやである。是の如く此紀の讀方は、之を編修せられた最初の時から、既に國語を以て讀むべく定められ、特に其の難讀なる辭句に對しては、撰者自ら和訓を註し置かれたのであるが、其の全文の訓法に就いて、尙ほ今少

しく之を述べよう。

日本書紀は、實に皇國第一の正史であるので、往昔朝廷に於かせられては、特に此紀を重んじ給へるのであつた。されば元正天皇の養老五年(此紀を奏上せし翌年)其の編修長たりし博士太安萬侶朝臣をして宮中に於て之を読み且つ講ぜしめられた。此時の講記が所謂の養老私記であるが、此の御時が濫觴で、次に弘仁三年には、參議紀朝臣廣濱、阿部朝臣眞勝等の博士十四人に令して此紀を講ぜしめられた。此時、多朝臣人長の記し置かれし書が即ち弘仁私記である。次に承和十年には、博士正六位菅野朝臣高年。元慶二年には博士從五位下善淵朝臣愛成。延喜四年には博士從五位下藤原朝臣春海。承平六年には、博士正五位下橘朝臣仲遠等の人々が、それぞれ勅を奉じて日本書紀を講じ、其の都度に私記が作り遺された。

而して其の講説の席には、諸皇子、群卿等をも陪聽せしめられ、講説終るや即ち竟宴を設けて饗賜ひ、特に其勞を犒はせ給ふ事を例とした。是の故に世々の博士等は、此紀の研究を怠る事なく、古へより相傳せる古訓は言ふも更なり、自らも亦た工夫を凝らして之を読み、其等の訓を各々その家に傳へたのであつた。即ち後世に及んで、曰く江家古訓、曰く清家本訓、曰く卜部秘訓、曰く中臣訓など傍書せられて、同じ字句でも種々に訓まれてゐるのは是か故である。

然して世上一般に於ては、其の神代の二卷のみは、數多の人々が其の訓方を習ひ受けて之を読み、本文の傍に書入れて傳へ來つたものであるから、右の二卷の訓方は、遍く知られて居るのであるが、第三の卷即ち神武天皇紀より以降は次第に粗くなり、卷を重ねるに従つて、書寫する者も稀になり、末の卷々に及んでは殆ど顧みられざるに至つたのである。斯くて年月を経るまゝに、古く先祖より相傳せる諸家の秘本も或は燼け又は失はれ、遂に古訓の大半は、漸く散逸して了つたのである。

而して其の古訓の若干を傳へ來れる慶長刊本、寛文刻本等の傍訓も、多くは符牒に類した訓で、普通人には読み得られないのである。即ち今其の二三を舉ぐれば、齊明紀四年の條に『口號曰』とあるが、是は『口づから號して曰く』と訓むのである。また孝徳紀二年の條に、『堪ニ時務ニ者』とあるが、是は『時務に堪れたる者』と訓むのである。また雄略紀の妖賊、文石小麻呂の條に、『路中抄切、不レ使レ通行云々』とあつて古來不可解とされてゐるが、是は『路中に抄切しつゝ、行を通は使めず。抄切は、抄め(の古語)』と訓むのである。而も慶長覆版本には抄切と誤り、寛文本は更に之を彫壞して抄切となつてゐるので、先哲も其儘に此の二字を『チキシツツ』と訓み、難解の語としてゐるのである。

以上は僅かに其の一例を示したのに過ぎないのであるが、斯の如く單に其の傍訓を読むだけでも中々容易では無いのである。故に是等・謎の如き傍訓を検討し、且つ日本書紀の有らゆる諸本、並びに紀に關する一切の資料を涉獵り、以て散佚せる古訓を拾集し、而して其の言義をも確かめて、全部に正訓を施すことは、相當に困難な仕事であり、且つ久しき歳月を要するに係らず、世には然程にも見られない、極めて華々しからぬ業であるので、從來の學者には後廻しにされて、遂に今日に及んだのである。

是に本書は、廿餘年孜孜として此の研究に従事して、以て日本書紀三十卷の全文に正訓を施し、其間に獲得せる釋義・考證をも新に講じ、且つ書紀通釋の遺漏を補ひ、また原本の誤をも訂正したのであるが、這度本書を刊行する事に爲れるので、猶も普く天下に教を乞ふものである。

五、本書の正訓と記傳の訓法

日本書紀の訓法中、初學者の爲めに特に説明して置かねばならぬ事がある。其れは彼の本居翁の古事記傳に、『凡て古文は、「某の曰く」と云へる場合には、其の談話の終りには、心ず「と曰り」と受ける事が法則で、宣命、祝詞、萬葉、土佐日記、源氏物語など、皆悉く然らざる。故に漢文の格で書かれたる古典を讀むにも、最初に「某曰」とある時は、假令その終りに其字は無くとも、「と曰へり」と讀み添ふる事が正しい文法である」と論定された。即ち古事記に

伊邪那美命言。愛我那勢命。爲如_レ此者。汝國之人草。一日絞_二殺千頭_一。爾伊邪那岐命詔。愛我那邇妹命。汝爲_レ然者。吾一日立_二千五百產屋_一。是以一日必千人死。一日必千五百人生也。

と有る文を讀むには、

伊邪那美命・言たまはく、愛しき我が那勢の命。如此爲たまはく、汝の國の人草、一日に千頭を絞_レり殺さむ【と申し給ひき】。爾に伊邪那岐命・詔たまはく、愛しき我が那邇妹の命、汝・然爲たまはく、吾は一日に必ず千五百の產屋を立てむ【と詔り給ひき】。是を以て一日に千人死り、一日に必ず千五百

の人生る。

右の如く「申し給ひき。詔り給ひき」と云ふ詞を下に補つて之を讀み添へ、且つ「千五百の人なも生るる」と云ふ如き係結の辭をも各所に織込んで、以て古訓也とせられたのであるが、是は事實は本居翁が獨斷を以て然ら決めて了つた新しい訓法で、決して眞の古訓では無いのである。其は世に古事記も多しと雖も記傳に定められし如く訓める書は絶えて無い事を以ても知られるが、猶ほ念の爲めに説明すれば、祝詞の如きは、神の御前に謹しみ惶み敬ひて告げ申す詞なるが故に、一々反覆して鄭重に述ぶるを旨とするのであるから、之を以て一般の古文の法則とは做し難い。宣命も亦た同様である。萬葉は歌であるから、之を文章の例とするのは頗る門違である。且つ萬葉の歌の中にも「寺々の女餓鬼申さく大神の男餓鬼給りて其子播なむ」など、上句に申さくと言ひたれど、下句に申しきと言はざるも有れば、旁々證とは做し難い。土佐日記、源氏物語は、記傳に云へる如く綴られてあるが、竹取物語を見ると「翁の曰く、思ひの如くも宣ふかな云々、かばかり心ざし愚かならぬ人々にこそ有めれ(句)。かぐや姫の曰く云々。またかぐや姫、彼の姿を見て曰く、麗しき皮なり。わきて誠の皮ならむも知らず(句)。竹取答へて曰く云々」の如く、談話を斯く讀切に綴れる所が非常に多い。宇津保物語なども亦た然りである。殊に祝詞、宣命の外に、古く世に傳はれる高橋氏文(高橋氏文に引ける磐鹿六雁の傳に「太后譽給比、悦給比且詔久、甚味清造、欲_レ供_ニ御食_一(句)。爾時磐鹿六獨命申久、云々。爾時太后奏、此者磐鹿六獨命所獻物也(句)。

即歡給比、譽賜天云々』など、記されたるも、談話の終りに訓添ふべき辭を省けるには非ず。是亦た古文の一體である。及び大同本記、倭姫命世記、皇太神宮禰宜譜帳、年中行事秘抄所引の舊記、出雲風土記、並びに釋記所引の山城・備後・攝津・丹後の各古風土記（是等の諸書の文、煩はしければ一々之を載せず。委しくは其の原本に就きて見るべきである。）等の古典を博く見渡すに、記傳の訓法の非なる事は、愈々明らかになるのである。但し『白子天照大御神。我心清明故云々。自我勝云而（記）』と云ふ如く書かれたる所は、之を読み落すべからざる事は勿論であり、且つ亦た下文への續き工合で、『某の曰く、何々と曰ひて』と読み添へねば文を做さぬ所の如きは此の限りでは無いのであるから、是等を凡て混同して、所謂の琴柱に膠せざる様に留意せねばならぬ。

之を要するに本書・日本書紀新講の正訓は、何處までも古傳の儘に訓み做せるものであるから、茲に聊か之れを明らかにして置くのである。

六、日本書紀新講と蓬室校本

此の日本書紀新講の本文は、家藏の蓬室・飯田武郷校本に據れるものであるが、その校訂せる諸本を擧ぐれば左の如くである。

延喜本 神代下卷一冊、醍醐理性院の所藏本で、『延喜四年勅月晝日。從五位上守右少辨藤原朝臣清貫。

右大史正六位上行算博士阿保朝臣巨賢奉行。』の奥書がある。

嘉禎本 神代下卷一冊。賀茂御祖神社禰宜、鴨脚秀文氏所藏。卷尾に『嘉禎二年十月十八日書寫。』の奥書がある。

嘉元本 神代上下二卷。丹鶴叢書所刊。上卷の終に『嘉元四年八月廿八日。以武庫相傳秘本。令書寫者也。』の奥書あり、下卷の終には『嘉元四年九月十九日。於金澤之風亭。以前神祇伯二位入道殿秘本。令寫畢。西院末資金剛紺子劍阿。』と記されてある。

嘉曆本 神代上下二卷。水戸彰考館所藏。卷尾に『嘉曆三年夏心宗沙門劫外曇春。於巨福山建長蘭若書窓寫。』の奥書あり。

禁中御本 第二、第十、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第廿一、第廿二、第廿三、第廿四の卷々で、中に永治、興國等の年號の奥書がある。

熱田神宮本 神代より仁賢天皇紀に至るまで、凡て十五卷（内、第十一卷缺本）。是は熱田神宮神庫の所藏である。和歌懷紙の裏面に書いてあるので、世に懷紙裏の日本紀と云ふ。卷尾に『永和三年十一月四日奉納熱田大神宮内院云々。依權宮司祭主尾張仲宗所望。四條金蓮寺四代人御奉加之。圓福寺三代嚴阿所申沙汰也。』と記されてある。

永和本 神代上卷一冊（溫故堂所藏）。卷尾に『永和五年三月廿二日。外宮禰宜度會神主章尙書寫。』の奥

書がある。

三島本 神代より神武天皇紀に至る三卷。官幣三島神社所藏。大社卷尾に「應永三十五年初秋。良海。快尊。重尊等書寫。正長元年奉_レ施_二入三島宮_一」の奥書がある。

應永本 神武紀三第より天武紀(第二)に至る(内、第十七・第十九・第二十の三卷缺本)。每卷の終に、應永三十年沙彌道祥、及び小菰清惠金剛佛子春瑜等の署名がある。此本は傍訓が無く、每字の周邊に乎古登點が附けられてゐる。

永享本 是は江戸吉原の玉屋山三郎が藏して居たので、俗に玉屋本と稱ふ。神代より應神天皇紀に至るまで十卷。合本で三冊になつてゐる。此本は應永廿三年から永享五年までの間に書き寫された書で、河州長野山、譽田八幡宮東一條院に於て、僧良海が書寫せる由の奥書がある。

明應本 神代上下二卷。伊勢國の御巫清直氏所藏。卷尾に「明應八年龍集己未十月。以_二勸學院常住本_一書。左大史小槻惟久書寫」の奥書がある。

永正本 神代上一卷。是も明應本と同じく御巫氏の所藏本である。卷末に「永正七年十一月日。太神宮參籠之時。於_二荒木田七福宜氏秀宿館_一書之。神祇權大副中臣國忠書寫。」の奥書がある。

秘閣官本 此本は素と徳川氏楓山文庫の所藏であつたが、後に官庫に移された。神代上卷より持統天皇紀に至るまで、全部完備して十卷に綴られてゐる。卷毎に書寫の年號が異つてゐるが、其の第一卷には

「神代上下卷被_二綸命_一。仰_二男息卜部兼致_一。遂_二書寫之功_一畢。仍以_二累家之祕說_一。加_二朱墨之兩點_一。謹奉_二獻上_一焉。文明第十三曆薦月上旬。神祇管領勾當長上從二位行侍從卜部朝臣兼俱上」の奥書があり、第三十卷の終には「永正十一年林鐘十有三日終_二書功_一。老槐散木(判)」の奥書がある。

楓山本 是本も亦た徳川氏楓山文庫の舊藏に係る書であるが、其の原本は明治六年の罹災で烏有に歸し今は温古堂の寫本のみが残つてゐる。

水戸本 水戸彰孝館本。源光圀卿が校正された書である。

中臣本 此書は神祇權少副中臣連胤大夫の所藏に係る完本で、其の每卷の終に「建武五年(月日は卷に依りて相違あり)交點畢、兼豐御判。文明六年以_二卜部相傳本_一加書寫云々、老比丘御判」其他の書入あり。尙ほ最終の奥書に「右三十卷者年來之大望也。至_二當年_一書寫成就。外題者兼雄朝臣御筆。可_レ令_二秘藏_一矣。于時享保十乙巳年八月吉曜日。左京亮從五位上中臣連重(判)。行年五十歲。」とある。

薩摩本 此書は薩摩國諫訪神社大宮司・本田氏の舊藏に係るを以て薩摩本と云ふ。天文九年に龍玄と云ふ人が古本を書寫せるものであるが、原本は明治十年の火災で烏有に歸し、今では久米幹文翁の傳鈔せる第九、第十、第十一、第廿六の四卷のみが僅かに残つてゐるのみである。

並河本 京都の並河尙教氏所藏の古鈔零本であるが、書寫の年月等は詳かでない。是は谷森善臣氏校本に載せられてゐる。

北野本 京都・北野神社の神庫本で、南北朝時代の鈔本であるが、其の第三、第十一、第十六の三卷が失はれたので、永正の頃、從三位神祇大副卜部兼永卿が、新に寫して其の缺を補へる書である。

一峰本 此本も北野神社の所藏であるが、是亦た書寫の年月は不詳である。其の題名の下に、一峯と云ふ號が記されてあるので、一峰本と云ふ。

安倍本 是本は土御門從二位泰重卿の書寫せる書で、卷尾に『延寶九年依垂加先生之請呈之』と記されてある。

聽泉居本 此書は慶長の庚戌本に、聽泉居・笠井光謙翁が、江家古本、卜部本、逍遙院本、松下見林本其他二三の本を書寫された校本である。

假名日本紀 寫本卅卷、十冊。蓬室所藏。神代下卷に、『寛永十一年以國賢卿自筆本寫之』とあり、卷末に、『享保三年書寫。同九年以類本寫補之』とあるが、撰者も書寫せし人も詳かでない。

日本紀私記 寫本十五卷、三冊。卷末に『右日本紀私記。以清家相傳本令書寫畢。從五位上藤原朝臣爲成(判)』の奥書あり。此書は疑はしき節も多いが、然し全然偽書也とも決め難い。即ち撰擇して之を用ゐた。

芙蓉館本 寫本三十卷、十五冊。南郭・服部元喬翁校本。服部元彦君所藏。

右の外に、伴信友氏校本、平田篤胤翁校本、及び下に記載せる凡ての刊本、並びに註釋書を以て校訂せる

ものが、即ち此の日本書紀新講の本文である。

さて、以上の諸本は、凡て寫本並びに校本であるが、古く世に刊行せられた書は、慶長活字本 神代上下二卷。慶長四年新刻。所謂る勅板活字本である。次に慶長庚戌本 全三十卷、十五冊。慶長十五年仲夏洛瀧野子三白所刷。次に同覆刻本 全三十卷、十五冊。刊行の年月は未詳である。次に寛文本 全三十卷十五冊。寛文九年己酉正月上梓。蓋し前本の重刊で、最も世に流布せる良本である。なほ黒羽本 三十卷十五冊。文政三年庚辰、下野國・黒羽城主從五位下行土佐守大關増業侯の刊行せる書がある。此外にも猶ほ彼是れ多いが、大概は神代卷、又は缺本のみであるから、茲には省略する事とした。

七、日本書紀の註釋書

日本書紀は、實に我が皇國第一の正史である故に、古來幾多の學者が其の研究に従事し、之が註釋を試みたものも亦た尠くなかつた。今其の最も顯著なるものを左に掲ぐれば、

釋 日本紀(二十八卷)……卜部懷賢撰 日本書紀纂疏(二卷)……一條兼良撰
日本書紀抄……跡部良顯撰 日本書紀講述抄(二十三卷)……度會清在撰
日本紀通證(三十五卷)……谷川士清撰 書紀集解(十卷)……河村秀根撰
日本書紀類聚解(十五卷・八冊) 内山眞龍撰 日本紀傳(三十卷)……鈴木重胤撰

神代紀口訣(十二卷)……忌部正通撰 神代卷荷田氏抄…… 荷田春滿撰
 神代卷風葉集…… 山崎垂加撰 神代紀藻鹽草…… 正木正英撰
 神代紀鬢華山蔭…… 本居宣長撰 神代紀合解…… 清原國賢撰
 等であるが、是等の諸鈔は言ふに及ばず、凡て此紀に關する有らゆる諸説を撰擇し、普く其の要點を引用して之が是非を検討し、且つ自己の識見を詳細に叙述して、日本書紀三十卷全部の註釋を大成せる書が、即ち『日本書紀通釋、飯田武郷撰』(七拾卷、菊判、索引共全六冊、四千五百餘頁。)であり、尋で本書・日本書紀新講、全三卷である。

日本書紀 卷第一



古天地未割。陰陽不分。渾沌如鷄子。溟滓而含牙。及其清陽者薄靡而爲天。重濁者淹滯而爲地。精妙之合搏易。重濁之凝竭難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。
 【正訓】 古へ天地未だ割れず、陰陽分れざるるとき、渾沌たること鷄子の如く、溟滓りて牙を含めり。其の清み陽かなる者は、薄靡きて天と爲り、重く濁れる者は、淹滯(つづ)りて地と爲るに及びて、精しく妙なるが合へるは搏ぎ易く、重く濁れるが凝れるは竭まり難し。故れ、天先づ成りて、地後に定まる。然して後神聖その中に生れます。

【第一講】 日本書紀 本書の題號の事、並びに日本と云ふ國號等に就いては、凡て總論に説いて有る。卷第一 此の訓は『卷の次序、一卷に當る卷』の意で、寛文九年の流布本を始め、江家古本點、秘閣本點等、皆然う訓んで有る。別訓に『卷の第一卷』また『卷の第一つ』とも有るが、最初の訓が最も古訓とされてゐる。萬葉集なども古點には、卷第一を此紀と同様に訓んでゐる。是も『卷之第一』と音讀に訓んで了へば其れ迄の話であるが、此の比類なき神典を繕いて、所謂る古

傳説の眞義を辨へやうとするには、何處までも古訓に倣つて是を読み、古事記・萬葉等に散見せざる數多の珍らかな古言を考究し、出來得る限り其の語義を明らかにし、眞の古意を擱まねばならぬ。然るを或説に『卷第一を、卷の次第一卷に當る卷と訓むは、皇國の物言ひ狀に疎し』など云へるのは、臆測を以て日本紀・萬葉等の古訓を貶しめた妄言である。神代、神代とは、人代に對して云ふ稱であるが『天地開闢より以來、何時までの人が神で、何時より以後の人は神で無い。』と云ふ差別が明白に立ち難いので、古來、神代と人代とは、其の區別が一定されて居ない。例へば紀貫之の如きは古今集の序に『人の世となりて、素戔鳴尊よりぞ、三十文字餘り一文字は詠みける。』と云つて、神世七代……即ち國常立尊より伊弉諾・伊弉册尊に至る迄の間……を神代とし、其より以後を人の世と區分してゐる。或は皇孫・瓊杵尊が、此の國土に天降り給ふ時、顯世の事は皇孫尊が之を治し、幽世の事は大己貴命が掌り給ふ事に定まつたので、天地初發の時より大己貴命までを神代とし、皇孫尊以降を人代と爲たのも古い區分の一つである。然し此の日本紀では、天地開闢の始めより、鵜草葺不合尊までを神代とし、其の御子の神武天皇より以後を人代と立てられたのである。さて神と云ふ語義に就いては、記傳には『迦微と申す名義は未だ思ひ得ず』と云ひ、其他の諸先哲は、或は奇靈の轉と説き、或は赫身の約と云ひ、又は鏡の約、可畏の略、又は隱靈の約、隱身の約、隱靈の略など、種々の解釋を試みてゐるが、其の一説に、『上の義にて、凡て物事の高く貴きに擬へて、言へる尊稱なるべし』と釋けるに従ふべきであらう。即ち後世に於ても、臣下の者が其の主君を指して『上様には云々。お上には云々』など云へると同じ意味で、天地初發の時より化生まして奇しく奇靈なる大御業を爲し給ひ、或は顯れ或は隠れ、出沒常なく、凡てに蒼生等の思慮の及び難き尊體を貴び崇めて斯く申せるが、聽て其の名稱に遷れるものと見るのが、最も穩當であらうと思ふ。

古、天地未剖云々 此の一段の六十五文字は、我が皇國の古傳では無い。先づ天地云々は、漢籍の淮南子の假眞訓に、『天地未剖。陰陽未判。四時未分。萬物未生。』など云ふ成語があり、渾沌云々は三五略記に、『天地渾沌如鷄子。盤古生其中。』などの文があり、溟涬而含牙は春秋緯の文に見え、清陽云々より以下、地後定と云へる迄は、淮南子天文訓の文に有る。即ち是等の佳句を綴合せて、發端の文を潤飾されたのである。故に釋紀に『日本書紀三十卷、序無し。但し師説に、初文の、天先成而地後定、然後神聖生其中焉。以上序文。』と記されてある。さて『古』は往にし方の義、方は行方、寄方などの方に同じ。即ち過去りし方の意である。天地未剖は、天とは高く仰がる、空を云ひ、地とは廣く地球を指せるので、未だ天地の區別が定らなかつた事を云ふ。陰陽不分 陰陽とは天地の間に在つて萬物を造出せる二つの氣の謂で、漢籍に伏羲氏定天地、分陰陽とある。訓は牝牡の義。渾沌云々 眞呂加禮は圓がり轉がる意で、天地と成り陰陽と分るべき物が一緒に入交つてゐて、恰も鷄卵の黃身と白身とが、同じ殼の中に接し合つてゐる状態に在つたとの意である。溟涬云々 漢籍に溟涬は自然ノ氣也とある。即ち天地陰陽の原子と成るべき氣が自ら隠れ籠つてゐて、其れが分離する牙を含んでゐたとの意である。さて久々母里は通釋に氣隱りの義と云ふ。牙は氣差すの義で、氣配が現はれんとする意。布々牟は含むに同じ。清陽者云々 斯くて其の牙を含める中に、清明なる物、即ち陽氣は上方に立際き昇つて天と成り、重く濁れる物、即ち陰氣は下方に沈滞して土と成つたとの意である。薄靡 多奈比久は棚引の義也と解けるのは、萬葉集の墳字に捉へられた僻説である。棚を引くなど云ふ不束な語は古言には無い。私記に立靡くの義也とあるのが正説なること勿論である。淹滯 一訓に都豆岐天ともあるが、釋秘訓に志豆美止毛利氏と訓めるのが古訓である。沈み停滯しての意。止毛留は停滯と同語(靜まるを、靜もると云ふに同じ)である。吃など云ふも是と同言で、言語停滯の謂である。

精妙之合搏易云々 天と地と割れ定まる時、彼の清陽にして精粹しく微妙なる陽氣(即ち天と成るべき物)の集合せるは、互に融和し易くして、速かに結末が著いたのであるが、重く濁れる陰氣(即ち地と成るべき物)の集合せるは、中々に固まり難く、何時までも個々別々に倣つてゐて、久しく渾沌たる状態であつた。故に天の方が先づ成つて、其後に地が出来たとの意である。さて搏の字は、淮南子に專に作り、字書に搏・專同義也とあつて、相集り融合する意の語である。是を阿布具と訓んだのは、蓋し蓋ぐの義で混和する意に充てたのであらう。舊説は扇ぐの義にて昇り進む意とせるも、斯くては搏字の義に當らぬやうである。故に釋紀に「一部の内、故の字は皆加體と訓むべし」とある。斯有の約言で、斯く有ればの意である。素と斯有婆と云ふべき語であるが、恚う云ふ場合に婆を略けるは、萬葉に「然ればこそ」を「然れこそ」と云ひ、「心あればこそ」を「心あれこそ」と云ひ、「戀ふればかも」を「戀ふれかも」など云へる類で、古語の常である。然後神聖生其中焉 天が先づ成り、次に地が定まつて、斯くて後に神が其の天地間に化出で給へりとの意。生るは顯るの義、即ち現はれ出づる事を云ふ。

故曰。開闢之初。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中生一物。狀如葦牙。便化爲神。號國常立尊。至貴曰尊。自餘曰命。並訓美舉等。下皆倣此。次國狹槌尊。次豐斟淳尊。凡三神矣。乾道獨化。所以成此純男。(田中綱庸云、乾道獨化云々の十字、横山當永校本、白井宗因本に無し。服部元彦云、南郭校本に傍書に作る。蓋し後人の加筆也。)

故れ曰く、開闢の初め、洲壤、浮れ漂へること、譬へば猶ほ游魚の水の上に浮けるが猶し。于時天地の中に一の物生れり。狀、葦牙の如し、便ち化爲る神を國常立尊と號す(至りて貴きを尊と曰

ひ、自餘を命と曰ふ。並びに美舉等と訓む。下皆此れに倣へ)。次に國狹槌尊、次に豐斟淳尊、凡て三の神ます。(乾の道獨り化す。所以に此の純男を成せり。)

【第二講】 第一講までの文は、既に講述した如く、紀の序文とも謂ふべきものであるが、此處より以下は眞の古傳であるから、其の心を以て見るべきである。さて古事記には、『天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は天之御中主神。次に高御產巢日神。次に神產巢日神。此の三柱の神は、並びに獨神と成りまして、身を隠し給ひき。次に、國稚く、浮べる脂の如くして、海月なす漂蕩へる時に、葦牙の如く萌え騰る物に因りて、成りませる神の名は、宇麻志阿斯訶備比古遲神。次に天之常立神。此の二柱の神も亦た獨神と成坐して身を隠し給ひき。(上件、五柱の神は、別天神にます)。次に成坐る神の名は國之常立神(代)。次に豐雲野神(代)。此の二柱の神も亦た獨神と成坐して身を隠し給ひき。次に成坐る神の名は、宇比地邇神、次に妹、須比知邇神(二神)。次に角杵神、次に妹、活杵神(二神)。次に意富斗能地神、次に妹、意富斗能神(二神)。次に游母陀琉神、次に妹、阿夜訶志古泥神(二神)。次に伊邪那岐神、次に妹、伊邪那美神(二神)。上件、國之常立神より以下、伊邪那美神まで、併せて神世七代と稱す。』と記されてある。即ち最初に別天神の御名を擧げ、次に神世七代の神等を載せられたのであるが、紀は其の巻頭に國土の成れる事を基礎として書き出された故に、本傳には先づ直接に國土に關係ある神、即ち國常立尊以下の神世七代の神等を擧げ、彼の高天原に化生る別天神の御名は、之を別傳に載せて區別を立てられたので、此點は古事記と頗る史法の異なる所であるから、特に注意を要すべきである。

開闢之初 是を『天地の分かるゝ始め』と訓むは古訓で、『天地の開くる始め』と訓めるのは後世の訓である。萬葉集にも、第一卷の山部赤人の望不盡山歌を始め、集中悉く『天地の分れし時』と詠んで、『天地の開けし云々』と云へるは

無いが、古今集の貫之の序に始めて見え、その後、續千載集の押小路左大臣の歌に、天地の開けそめける神代より絶えぬ日嗣の末ぞ久しき。また新千載集の文保百首歌に、天地の開けし時の葦芽や神の七代の始めなるらむ、など詠めるのが往見える。是等に據るも、『分る』と『開く』との二訓の新古が明瞭に辨へられる。洲壤浮漂 洲壤は國土の意であるが、通釋にも説かれし如く、現在吾人等が住居してゐる國土の謂には非ず。次の一書に、『一物、虚中に在れり』とあるに等しく、たゞ潮に泥土の混れる物が、虚空の中に浮き漂つてゐたとの意である。然るを記に浮脂の如くと云ひ、海月なす漂へるなどあるに就いて、海上に漂つてゐた事と心得るのは間違つてゐる。何とならば此時は未だ天地すら成らざる時の事であるから、勿論海などの有らう筈はない。たゞ空中に漂つてゐたので、其の漂へる物の中に海と成るべき物も含まれてゐたのである。游魚之云々 本傳では其の洲壤の浮かれ漂へる状を、魚が水中に浮游するに譬へたので、尙ほ第二別傳、並びに古事記には浮べる脂に譬へ、第五別傳には浮雲にも喩へてある。天地之中 天と地とが互ひに稍々割かれ出でた其の間を云ふ。葦芽 釋紀には葦類とも書いてある。即ち『あしかひ』と讀むのが正訓である。然るに記に阿斯訶備と書いてあるので、是を『あしかび』と濁つて讀むのは僻事である。備の字は古くは清音にも用ゐたので、神代紀に『煖之速日命(煖、此をば備と云ふ)』とあり、また靈異記に『秀。備伊氏云々』とあるを始め、其他にも古書には多く見受ける。古事記の阿斯訶備も勿論清音に訓む事である。さて葦芽とは葦の發芽を云ふ。(牙の字は芽に通じ用ゐて、植物の芽が、牙の如く萌出づる意の文字である)。牙は『合』の義(峽・穀・貝なども皆此の合(交)の義である)。即ち發芽が相合さつて恰も合掌せる如き状態に有る時の稱……程經て其の牙が左右に分離せる時を牙割と云ふ……即ち天地開闢の初めの時に、虚空の間に一つの物が不圖形態を現はした。而して其物は、恰も葦の發芽の如き形の物であつた。との意

で、此の葦芽の如き物は、即ち『神の原子』で有つたのである。さて此の『狀葦芽の如し云々』の一句は、葦芽の如き原子に因つて先づ國常立尊が化生で、次に又葦芽の如き原子に因つて國狹槌尊が化出で、次に又葦芽の如き原子に因つて、と以下伊弉諾・伊弉册尊に至るまでに掛つてゐる文脈である。便化爲神 記には『葦芽の如き物に因りて化坐ませる神』とあり、また次の第二別傳には、『此に因りて化出づる神云々』ともあるが、其の意味は少しも異なる所は無い。つまり、其の葦芽の如き物は神の原子で有つたので、此の原子に因つて即ち神が化出でられた、との意である。國常立尊 國とは、此處では天に對して此の地球を云ふ。常立は、次の別傳に底立とあるが、登古と曾古とは同言である。例へば河の底を川常とも川底とも云ふに同じ。また常立の多知は津知と通ずる語で、之靈の義である。是は野神を野之靈。火神を炫之靈、雷神を嚴之靈など云ふに同じく、奇異なる神靈に申す尊稱(詳しくは第九講の大戸之道尊の所に説く)。また尊は御事の義で、是も尊稱である。即ち是を綜合すれば、『國底之靈之御事』と云ふ御名義で、此の大神は天地の分るゝ初めに化坐して、國の底……即ち地球の根底(基礎)を造り固めて、是を完成せしむる事に盡瘁し給へるに依る御名である。尙ほ此の大神を始め、次々の神達の御事に就いては、第十講の總説を参照すべきである。至貴曰尊云々 記には、美許登と云ふ語には、總て命の字を用ゐてゐるが、此の紀には、至つて貴き神又は人(天皇)に尊の字を書き、其の他には皆命の字を充て、至尊と自餘とを區別されたのである。國狹槌尊 此神は、通釋に『記には此處に國常立尊、豐斟淳尊の二柱のみ有りて此神は無し。按ふに神世七代の内に、此の一神入りては、記の趣きにては八代に爲れり。故に此紀は、本書に『角槌尊・活槌尊』の一世無く、また別傳には『大戸之道尊・大苦邊尊』の一世略かれて、七代の數は全けれど、右の神等なくては、何れも記の傳と合はず。依て熟ら考ふるに、此は記の趣き正しくして、此紀の國狹槌尊は、神代系紀に、

『國常立尊、亦云三國狹立尊、亦云三國狹植尊』とありて、國常立尊の亦名なり。國常立は別傳に國底立とあり。底は狹と殊に近く、植は立と通ふ辭なり。故に斯く見る時は、此神を略き奉り（別號なれば也）、右の四柱の神等を盡く數に入れ奉りて、七代に數へらるゝ也。』と云へるに従ふべきであらう。尙ほ此事は第十講の神世七代の解説を參照すべきである。豊斟浮尊 豊は豊かなる意の美稱。斟は、芽組む、角組む等の久幸に同じく、物を組織して造り做す意に云ふ語、淳は主の語根で、尊稱に用ゐる辭である。即ち此神は、地球の基礎を造り固め給へる國常立尊に次いで、尙ほ之を完全なる物に組織すべく、更に地殼（古語で云へば底つ岩根である）等を造り做す事に努め給へる意の御名である。さて古事記には、豊雲上野神と記されて有るが、牟と毛とは通音で、御名の異なるのでは無い。また雲の字の下の『上』の字は、雲を上聲に誦めと云ふ註である。故に此紀の訓も其の意で誦むべきである。三神 古へは、神並びに天皇・皇子を始め、佛、又は貴人等を數へるのに、幾柱と云つたものである。即ち天皇の上に申せるは、神武紀に、『天皇獨、皇子手研耳命と軍を帥む云々』とあり、皇子に申せるは安寧紀に、『第一に當り給ふを息右耳命と曰す』とあり、佛に云へるは欽明紀に、『釋迦佛の金銅の像一軀』とあり、貴人には三代實錄の清和天皇の詔に、『太政大臣一柱』など記されてある。柱は、天御柱また國御柱などの語も有る如く、甚だ重要な物であるから、高貴の神人等を是に擬へて稱へたので有らう。乾道獨化云々 此の十字、及び下文の『乾坤之道相參而化云々（廿一頁）』の十四字は、通釋に諸證を擧げて、後人の輸入也と云はれたのに従ふべきである。

【附説】 靈と靈と靈とに就きて

『神名に句句廻馳、刺遇突智、伊加津智など有る知は、凡て靈の義也。靈は靈と通ずる語（千木米木。伊佐知宿禰』

伊佐比宿禰など其例也）にして、奇靈なる御靈を云ふ。靈は産靈、奇靈、稻靈などの靈なり。』と、飯田弟治君の云はれたのは、先哲未發の卓見で、實に動かし難い説である。依つて尙ほ考ふるに、靈は靈と通ず（綱津日禰津微。銀銀など其例也）。故に靈とも云ふ。

さて右に據ると、火神・刺遇突智は炫之靈（之は天之神・國之神、外之國などの之である。野神・野植は野之靈。雷神は嚴之靈。此の外『某津智』とあるのは、悉く皆『之靈』の義である。また大戸之道尊、句句廻馳神の如きは、『之靈』の義である。さて此の之靈の『之』は『牟』に通ずる。即ち大戸之道尊の別名を、大戸牟道尊と申し、大戸之邊尊の別名を、大戸牟邊尊と申すなど其例である。（元來、奈仁奴禰乃と末美牟女毛とは、十音が悉く相通するのである。其事は第九講の大戸之道尊の條に釋く）。

また靈は靈と通ずる。即ち山祇は山之靈の義（寶鏡開始章の第二別傳には、山祇を山雷と書いて有る。是は山之靈の義で、全然同言である）。また海神の少童命は、山之靈に對して、海之靈の義である事が知られる。以上の説明は、今後の釋義に屢々必要であるから、一括にして此處に掲げたのである。

第一別傳（此の第一別傳の四字は、著者が記入した見出しである。以下皆同じ）

一書曰。天地初判。一物在於虛中。狀貌難言。其中自有化生之神。號國常立尊。亦曰國底立尊。次國狹植尊。亦曰國狹立尊。次豐國主尊。亦曰豐組野尊。亦曰豐香節野尊。亦曰浮經野豐買尊。亦曰豐國野尊。亦曰豐留野尊。亦曰葉木國野尊。亦曰國見野尊。葉木國。此云播舉矩爾。

【正訓】一書に曰く、天地初めて判るゝとき、一の物・虚中に在れり。狀貌言ひ難し。其の中に自ら化生づる神有す。國常立尊と號す。亦是國底立尊と曰す。次に國狹穂尊、亦是國狹立尊と曰す。次に豊國主尊、亦是豊組野尊と曰す。亦是豊香節野尊と曰す。亦是浮經野豊買尊と曰す。亦是豊國野尊と曰す。亦是豊留野尊と曰す。亦是葉木國野尊と曰す。亦是國見野尊と曰す。葉木國、此れをば播舉矩爾と云ふ。

【第三講】一書 此紀は、素と朝廷に傳はれる帝紀を始め、遍く諸家の舊記を集めて、是に據つて撰定し給へる書であるから、其の傳に關して、他書に異なる事が記されてある場合には、『一書には是々とあるが、又一書には恠う云ふ傳もある』と云ふ様に、異傳を漏らす事挙げられたのである。要するに一書も一つの古傳、本書も亦た古傳中の一本で、特に本書の傳と、一書の傳とに區分して、正潤の別を立てられたと云ふ意味のものでは無い。此點は殊に誤解せぬやうに有り度い。天地云々 此傳の『一の物虚中に在れり』と云ふ迄は、本書の傳と全然同一であるが、本書には、其の一物の形狀は葦牙の如し、と譬へて云つたのが、此の別傳には『狀貌言ひ難し』と云ひ、次に國狹穂尊、及び豊留野尊の別名を多く挙げたのが傳の異なる所である。以下次々の別傳に就いては、特に注意すべき程の事が無い限り、一々説明するの煩を避ける事とするが、凡て細心に注意して、異傳の個所を心得べきである。虚中 大空の義である。會羅と云ふ言義は、按ずるに『白』が語根で、明白に見渡さるゝ所の意に出でし語であらう。白々し、空々しは同語で、且つ神武紀に、『青雲之白肩之津』あるも、青雲の居る空、と云ふに掛れる語なるを思ふべきである。狀貌難言 虚中に抽出でた其の一物の

狀貌は、他に譬ふべき物も無く、何とも言ひやうが無いとの意。其中自云々 其中とは本書の傳に訓ゆる葦牙の如き一つの物の中を云ふ、自らは自然にの意。亦曰 亦の御名、即ち別名である。通釋に、『亦名と申すは、其の御本體より御魂の分り坐して、別に一柱の神と成り、亦の御行事を爲し給ふに依りて、其の御名の亦た別に有るもあり、また一身にて數多の別名有るもあり。其の神々に因りて心得べし。是れ亦名の例なり』とある。國底立尊 此の御名義は、第二講の國常立尊の條に釋いてある。豊國主尊 國は久美と通じ、久美は久牟と通ず。即ち前講の豊留野尊と同じ。豊組野尊 前條に釋いたのと同義で、豊留野尊と同じ。豊香節野尊 豊香節は、次の別名の豊買と同じ。即ち香節は加比と通じ、加比は久比と通じ、久比は久美と通じ、久美は久牟と通ず。故に此の御名も豊留野尊と同じ。浮經野豊買尊 浮經は其の文字の如く、虚空を浮き乍ら經歷る意。野は主の義で尊稱。豊買は前條に説ける如く、豊對と同じ。即ち此の御名は、其の御本名なる豊留野尊の上に、天翔り給ふ意を冠し奉れる別號である。豊留野尊 前々條に説ける如く、久比は久牟に通ず。即ち豊留野尊と同じ。葉木國野尊 久爾は久美と通ず（豊國主尊参照）。即ち葉木國は、育む義で、物を養成する事を云ふ。御本名の豊對と自ら同意である。國見野尊 通釋に、『國は久とのみ訓むべき賦。國を久の假字に用ゐたる例は、隱國、國樸、など尙ほ多し。さらば久美野なり。』と云へる説に従ふべきである。即ち豊留野尊の、豊の略かれた御名である。葉木國此云々 此の類は單に訓方を知らせた迄で、翻譯の體に做つたのでは無い。古事記に『訓天云阿麻』などと書けると専ら同意味である。故に舊訓に、『此れをば何々と云ふ』と訓めるに従ふべきで、『此には何々と云ふ』と訓むと、漢籍を我國で翻譯する時の訓方になつて甚だ宜しくない。

第二別傳

一書曰。古國稚地稚之時。譬猶浮膏。而漂蕩。于時國中生物。狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神。號可美葦牙彥舅尊。次國常立尊。次國狹槌尊。可美。此云于麻時。彥舅。此云比古尼。

【正訓】一書に曰く、古へ國稚く地稚かりし時、譬へば猶ほ浮べる膏の猶くして漂蕩へり。于時、國の中に物生れり。狀、葦牙の抽出でたるが如し。此に因りて化出づる神有す。可美葦牙彥舅尊と號す。次に國狹槌尊。可美、此をば于麻時と云ふ。彥舅、此は比古尼と云ふ。

【第四講】國稚地稚之時 是には二種の古訓がある。一は國稚く地稚かりし時、と讀み、一は明應八年の古寫本に、國稚地稚之時と傍訓が施されてある。而して忌部氏の神代紀口訣に「稚は初し也」と説けるのは牽強である。實は右の傍訓は「國いとけなく、地いとけなかりし時」と訓むべき目安に、其の頭文字と送假名とを記載したので、古寫本は大半この種の傍訓が施されてゐる。例へば「口號(口づから號はして)」「密(しぬびに)」「進行(みちだちす)」等の類、枚舉するに遑あらず。此の故に後世に讀誤れる語句が多いのである。さて此處は地球が漸く出來た計りで、未だ全く成らざりし時の意である。浮膏 古訓の儘に、浮べる膏と訓むのが正しい。古事記にも舊本には左様訓んである。其を記傳に浮脂と改讀して「浮脂は浮雲、浮草など云ふ類の稱にて、物の脂の水に浮べるを、古へに斯く稱へし也。」と説かれたが、浮雲、浮草などは、素より浮けるが其物の體であるから然う言ふのであるが、物の脂は、水に浮漂へるが其の物の體で無いから、打任せてウキアブラとは云ひ難い。また古へに斯く稱へし也と言はれたが、然る例も見當らない。と通釋では否定した。

さて膏は「炙ら」の義。即ち禽獸魚肉等を火に炙るに因りて滴り出づる物の意である。國中 浮べる膏の如く虚空に漂へる物の中を云ふ。抽出 記に、「葦牙の如く萌え騰る物」とあると同意で、地中より虚空に、謂はば風船玉の如く脱け出した意である。因此 第二講の「便化爲神」の所に説明してある。是を口訣に「因此。因猶託也」と釋けるのは甚だ宜しく無い。可美葦牙彥舅尊 可美は、今も俗に云ふ言葉で、何事に限らず、物を讚美て云ふ語。葦牙は第二講に釋いてある。彥は靈兒(靈は、産靈、奇靈などの靈で、靈妙の意)の義で、女性の姫に對する男性の美稱である。舅は小父の義で、長者を親しんで云ふ敬稱。神代紀下卷に鹽土之老翁などとあると同意である。即ち此の神名は、葦牙の如き形狀をした原子が、奇靈にも神と成れるにつけて、之を讚へまつれる稱である。

第三別傳

一書曰。天地混成之時。始有神人焉。號可美葦牙彥舅尊。次國底立尊。

【正訓】一書に曰く、天地、混成なりし時、始めて神人有す。可美葦牙彥舅尊と號す。次に國底立尊。

【第五講】混成 第一頁に、「渾沌たること鷄子の如く」とある渾沌に同じ。言義は轉がる意で、既に第一講に釋いてある。神人 此處に限つて神人と書いて、故らに人字を添へられたのは、按ずるに此の一書の趣では、天地よりも以前に此の神達が在して、併も既に人の形體を成して居られた、と云ふ意を含めて記されたので、下の第五別傳に「便化爲せる人」と書かれたのも、専ら其の意に基けるのである。然れば此の人、字は實に大切な字で、決して卷頭の序辭に見る如き漢文の傍では無い。然るに是を、「人字は漢文の飾り也。此の神達は人と云ふべきに非ず」と山蔭に云はれたのは甚だ疎略な臆斷である。國底立尊 國常立尊の別號。第一講に釋いてある。さて是迄の諸傳には、可美葦牙彥舅尊、國底立尊

の二神は、天地初めて判るゝ時に生坐せる趣に記されてあるが、此の一書の傳のみは、天も地も互ひに渾濁つてゐて、未だ判れ初めざる以前に方つて、此の神達が在せりと云へるので、甚く異なつた傳である。

第四別傳

一書曰。天地初判。始有俱生之神。號國常立尊。次國狹槌尊。又曰。高天原所生神名曰。天御中主尊。次高皇產靈尊。次神皇產靈尊。皇產靈。此云美武須毘。

【正訓】一書に曰く、天地、初めて判るゝとき、始めて俱に生いづる神有す。國常立尊と號す。次に國狹槌尊。又曰く、高天原に所生す神の名を、天御中主尊と曰す。次に高皇產靈尊。次に神皇產靈尊。(皇產靈、此をば美武須毘と云ふ。)

【第六講】此の第四の一書の中に、始めて造化三神の御名を擧げられてあるが、是即ち古事記と史法の異なる所で、第二講に説けるを参照すべきである。俱生之神 天地の初めて判るゝ時に、其の天地と俱に成出で給へる神の意で、國常立尊と國狹槌尊とが同時に成出でた意ではない。其故は、國常立尊、次に國狹槌尊とある『次に』の語を以て知るべきである。尙ほ一例を擧ぐれば、下卷なる天孫降臨章の第二別傳に、『始初めて起る時に、共に生みませる兒を火酢芹命と號す。次に火の盛なる時に生みませる兒を火明命と號す云々』とあると同じ文意である。又曰 是は上文の、『天地初めて判るゝ時、始めて俱に生出づる神有す』とあるのを受けて云へる傳説で、天地の分るゝ時と俱に生出でし神は國常立尊で、此神に次いで國狹槌尊である。と云ふ傳説もあるが、また一傳には、天地と俱に、高天原に成出で給へる神は、天御中主尊で、次に高皇產靈尊次に神皇產靈尊である。と云ふ傳も有るとの意で、古事記は即ち此の『又曰』の傳説の方で書き起

されたのである。高天原 高は高處の義、天は空に同じ。原は開けて廣々と見渡さるゝ處を云ふ。即ち古典に見えた所に據ると、是を總括しては大虚空を云ひ、また天津神等の坐す天國をも云ふ。此處なるは前者の謂である。さて後者の意の高天原は、我が國の太古の民族が、此の地球上から遙かに大空を仰ぎ見上げて、『彼の天雲の遠隔の限に、即ち神の御國あり。』と傳へ做された傳説に成れる名稱である。故に昭和の今日に在りても、高天原、即ち神之御國は、依然として天に在り。八百萬の神達は紀記の古傳に活きて、今猶ほ依然として高天原に坐すのである。然るに此の古傳の眞義を悟らず、往々俗眼を以て神域を地球上に求め、高天原とは富士山を謂ふとか、高千穂の峯即ち是也とか、或は滿洲也とか、又は印度の某所也など、種々に附會する者があるのは、愚も亦た甚だしきものである。所生。生るは攝るの義。即ち無かつた物が現出する意である。天御中主尊。天は阿麻乃と訓むのが正しい古訓である。是は轉語の例で、某之と續けて云ふ場合には、第四音を、第一音に轉じて云ふ例である。例へば船の體を不那之體。宇氣の魂を宇迦之魂。上の空を宇波之空。天の原を阿麻之原。など云ふ類が其格である。古事記も舊本には天之何々と傍訓が施されて有つたのであるが、記傳には凡てアメノと變更せられ、其他の舊訓をも種々讀み變へられたので、實は眞の古訓では無いのである。尙ほ此の阿麻乃と讀むべき考證は、通釋(一の六四頁)に、數多の古書を引き且つ其例を擧げて、委しく説いてある。さて御中の御は、末行の通音で、末及び毛に通ず。故に眞中とも最中とも云ふ。意味も勿論同一である。主は宇志の通韻に因つて轉じた語で物を主宰ぐ意より出でし尊稱である。即ち此神は、天の中央に生出で給へるより負へる御名である。高皇產靈尊。神皇產靈尊 高皇產靈尊は、別名を高木神と申すと記に見え、姓氏錄に天高御魂乃命、三代實錄には天高結神とも記されてある。さて高皇の『高』は、高く仰ぎ奉る意に出でし尊稱、皇は御と同じ敬稱である。また神皇產靈尊は、記には皇の

字が略かれて、神産巢日神とある。而して神産の『神』は、第一講に釋いた如く、上と云ふ語から轉じた稱へで、上に仰ぎ奉る意に出でし尊稱、即ち前の高皇と云ふと全く同じ。また産靈の半須は令産の義。産は生と同語であるが、生は末行に活用して、『生ま、生み、生む、生め』等の語を作り、産は左行に活用して『産さ、産し、産す、産せ』等の語を構成し、凡て物の産出する意を云ふ。萬葉集に、苔むす迄に、草むす屍、などあるも其意である。但し『苔むす、草むす』などは自動であるが、此の神名の産すは他動で、産させる意に云へるのである。靈は奇靈など云ふ靈で、物の靈異なるを云ふ。即ち此の二神は、萬物を生成し給ふ異靈なる御徳ありしに因れる御名義で、此の外に火産靈神、稚産靈神、興台産靈神などと申す御名も多く見えるが、産靈の意は皆同一である。但し高皇産靈尊、神皇産靈尊は、普く萬物を創造し給へる稱であるが、其他の神は、産靈の御徳が一部分に限られてゐる。例へば火産靈神は、火を産出し給へるに因ての御名義であるが如き、即ち其の御事業に大小の相違がある。さて高皇産靈尊は男神に坐し、神皇産靈尊は、記に神産巢日御祖神とあり、また延喜式神名帳に、出雲國出雲郡、神魂意保刀自神（大刀自は女性に用ゐる敬稱）とも有つて女神である。但し此の二神は男女には坐せど、其の間に適合の道が有つたのでは無い。是は皇代記、歴代皇紀、神皇正統錄、塵添播磨抄を始め其他の書に、『雖有男女之形、無二婚合之義』と記されてある。尙ほ古事記の傳へでは、天御中至尊、高皇産靈尊、神皇産靈尊、可美葦牙彦男尊、天常立尊の五神は、『並びに獨神と成坐して身を隠し給ひき。』とあるが、此意は右の五柱の神達は、此の後に成出で給へる墨土煮・沙土煮尊より、伊弉諾・伊弉册尊に至る迄の神々の如く、男女の二神が耦生（たがひ）の状態で生れ坐せるには非ずして、各々一神づつ別々に成出で給ひ、其の後、掻き消す如く姿を御隠しになり、幽身に坐ましながら、種々の神功を行はせられた、との謂である。但し高皇産靈尊、神皇産靈尊の二柱の神のみは、隱見出沒、測り知ら

れず、神世七代の後に於ても、屢々その御姿を現はし給へる事が紀記に記されてある。上述の如く、『身を隠し給ひき』とある意は、一目瞭然たる事であるのに、是に關して先達の人々は、苦心して譯が解らぬ様に説いてゐるのは、實に肯けられぬ事である。却説、此の高皇産靈尊、神皇産靈尊の二神に就いて、記傳に、『此の大神は斯く二柱坐すを、記中に其の御事を記せるには、二柱並び出で給へる處なくして、或時は高皇産靈尊、或時は神皇産靈尊と、旁た一柱のみ出で給へる、其の御名は異なれども唯だ同神の如く聞えたり。抑も斯く二神にして一神の如く、一神かと思へば二神にして、其の差の髣髴しきは、深き所以ある事にぞあるべき。』と云はれたが、紀記を始め其他の神典を精讀すると、實に此の言の如き疑問が起る。故に此事に就いて鈴木重胤翁は、『此の二柱の神は、天御中至尊の荒魂・和魂（荒魂とは物に進む方の御魂を申し、和魂とは御身に和み鎮まる方の御魂を申し）に御在し給へるものと推察し奉らる云々。』と説き、平田翁は『此の男女の大神は夫婦には有らねど、互ひの産靈の御徳が夫婦の如く相和し、其の相和せる御徳の間より萬物が生じたのである。故に二柱の神ではあるが、一柱の神とも立てられる。』との様に説かれた。此外に猶ほ先哲の諸論も甚だ多いが、先づ上記の二説が群を抜いてゐる。然し重胤翁説は、日本紀傳に據つて詳かに是を繕くと、煩瑣しいのみで結局は要領を掴み難く、また平田翁の説も是を巨細に觀ると、單に『雖有男女之形、無二婚合之義』とあるに觸れまい……として、『産靈の御徳の間より云々』と遁げた丈の説である。已ならず記傳に所謂『其の御名は異なれども唯だ同神の如く聞ゆる疑問』は何處までも水釋しないのである。茲に熟ら按ずるに、此の二柱の産靈の神は、實は一柱の大神で、其れが異靈にも男女の兩性に變通自在に在し給へるので有つた御事と推察される。されば其の最初に現出で給へる時は、男の大神の形體で出現せられて、男性に非ざれば爲し得られざる種々の造化の神業を行はせられたので、其の御名を高皇産靈尊と申上げたの

である。斯くて搔消す如く御身を隠し給ひ、次に現出で給へる時は、女の大形の形體で出現せられ、女性に非ざれば爲し得られざる種々の造化の神業を行はせられた。然し何う見奉りても以前の高皇産靈尊に酷似（實は同神であるが）して拜せられたので、御名の頭だけを變へて、神皇産靈尊と申上げた事と推測せられる。而して天照大神の御代以降にも雄々しき御事業を爲し給ふべき時に方りては、即ち男神の御形體を現はし、また閑雅なる御業を爲し給ふ場合には、女神の御形體を以て出現まし坐した。即ち男神に現はれ給へるのは、天孫降臨章の條に、『高皇産靈尊、八十諸神等を集へて問ひて曰はく、吾れ葦原の中國の邪鬼を撥ひ平け令めむと欲ふ云々。』また『時に高皇産靈尊、其の矢を見そなはして曰はく、是の矢は昔我が天稚彦に賜ひし矢也。其の矢に血染れり、蓋し國神と相戦ひて然る歟と。是に矢を取りて還し投下し給ふ。其の矢落ち下りて、即ち天稚彦の胸上に中ちぬ』とあり、また少彦名命が、大己貴神の類に醫付き給へる事の條に、『時に高皇産靈尊、聞して曰はく、吾が産める兒、凡て一千五百座あり、其の中に一の兒最悪くして教養に順はず、指間より漏墮ちにしは必ず彼ならむ。宜く愛みて養せ。』などあるのが其れで、女神と現はれ給へるは、古事記に大宜津姫神の御身から、蠶及び五穀の成れる條に、『彼れ是に神産巢日御祖命、茲を取らしめて種と成しき。』とあり、また大穴牟遲命が異母兄等に殺され給へる條に、『神産巢日命に請はす時に、乃ち鬚貝比賣と蛤貝比賣とを遣はして作り活かしめ給ふ。』などあるのが其れである。斯くの如く此の大神は、一神にして陰陽兩性を統攝して在し給へる故に、靈産即ち造化の御徳も、實に廣大無邊なる物が有つた御事と拜察せられる。さて此の大神を上述の如く見る時は、此紀及び古語拾遺に、少彦名命は『高皇産靈尊の兒』とあり、古事記には『神皇産靈尊の兒』とあるも、共に傳の違へるので無い事が知られよう。また傍幡千幡姫（天孫瓊杵尊の御母）は、記及び紀の本傳には、『高皇産靈尊の兒』とあるが、紀の別傳には、『神皇産靈尊の

兒とあるも、何等不審とする所なく、また姓氏錄に、『久米直は、高皇産靈尊の八世、味耳命の後也』とあり、又別に『久米直は、神皇産靈尊の八世、味日命（味耳命と同人）の後也』とあるも、頸を傾ける必要が無い。是等の類、即ち同名同人の祖先が、高皇産靈尊と神皇産靈尊との二方に分れて傳はれるのは、尙ほ此の外にも、姓氏錄を始め其他の古書に甚だ多く見えるが、幾ら有つても同じ理窟で、聊かも解決に苦しむ所は無い。而して高皇産靈尊と、神皇産靈尊とは、何時も二神が御一緒に現はれ給ふ事なく、必ず何方かの一柱のみが出現し給ふ御事に就いての不審も、また一神かと思へば二神の如く、二神かと思へば一神の如く拜せらるゝ疑問も、一切を擧げて氷釋し得べきであらう。而して尙ほ押詰めて謂はば、天御中主尊と申奉るのは、此の陰陽の二神の合體し給へる時の御名とも申すべきである。

第五別傳

一書曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係。其中生一物。如葦牙之初生泥中也。便化爲人。號國常立尊。

正 一書に曰く、天地未だ生らざる時、譬へば猶ほ海の上に浮べる雲の、根係る所無きが猶し。其中に一の物生れり、葦牙の、泥の中に初めて生ひたるが如し、便ち化爲る人を、國常立尊と號す。

【第七講】此の一書の傳は、前の第三別傳の趣きに略ぼ類似してゐる。天地未生之時 口訣に『將に開闢せんとする時也』とあるが、其意に見るべきで有らう。無所根係 雲は山が有れば其の山に掛る物であるが、天地の未だ成らざりし時は、凡てが空虚であつたので、其の掛るべき場所の無いのを云ふ。泥 浸土の約で、水に浸ちたる土、俗に謂ふとドロで

ある。和名抄に、『泥、和名比知利古。一云古比千』とある。便化爲人 第二講に『便化爲神』とあるに同じ。人 人字を用ひて神と訓ませたのは、第三別傳に『神人』と書ける意に同じ。委細は第五講に釋いてある。

第六別傳

一書曰。天地初判。有物若葦牙生於空中。因此化神。號天常立尊。次可美葦牙彥舅尊。又曰。有物若浮膏生於空中。因此化神。號國常立尊。

【正訓】一書に曰く、天地の初めて判る、時、物有り、葦牙の若くにして空の中に生れり、此れに因りて化りませる神を、天常立尊と號す。次に可美葦牙彥舅尊。又曰く、物有り、浮べる膏の若くにして空の中に生れり。此れに因りて化りませる神を、國常立尊と號す。

【第八講】 此の一書の傳は、天地が分離し初めた時に、葦牙の如き一つの物が、其の空間に現はれた。此の葦牙の如き物は即ち神の原子で、此の原子から一柱の大神が形體を現はされた。其神を天常立尊と申上げる。次に又天常立尊と同じ状態で、可美葦牙彥舅尊が化出でられた。との趣きで、天常立尊の御名は、此處に始めて見えた傳である。さて通釋（一ノ七二頁）には此の天常立尊が、國常立尊に做つてゐるが、彼は校正の誤であるから、訂正を願ひ度い。天常立尊 此の御名義は、天と國との相違があるのみで、其他は凡て國常立尊（第二講参照）と同一である。即ち天底之靈の義で、此の神は天の底……現代語で云へば天體の根底……即ち天體を形成すべき基礎を築き給ふ事に盡瘁し給へるより負へる御名である。又曰云々 又曰は、一書の中の又の一傳である。此の傳へは彼の空中に生じた一物の形狀を譬ふるに葦牙を以てせず。

して、浮べる膏の如き狀の物に譬へて言つた丈の事で、別條は無い傳である。然るを舊説に、巽の『葦牙の如き物』は天の始めて、是處の『浮べる膏の如き物』は地の始めである。などと言へるのは妄説である。

次有神泥土煮尊、泥土此云三須毗尼。亦曰三次有神大戸之道尊・大苦邊尊。一云大戸沙土煮尊、沙土此云三須毗尼。亦曰三次有神大戸之道尊・大苦邊尊。一云大戸次有神。面足尊・惶根尊。亦曰三吾屋惶根尊。亦曰三吾屋惶根尊。亦曰三吾屋惶根尊。次有神。伊弉諾尊。伊弉册尊。一書曰。此二神。青櫛城根尊之子也。一書曰。國常立尊生天鏡尊。天鏡尊。亦曰三吾屋惶根尊。亦曰三吾屋惶根尊。亦曰三吾屋惶根尊。凡八神矣。【乾坤之道相參而化所以成此男女】自國常立尊。迄伊弉諾尊。伊弉册尊。是謂神世七代者矣。

【正訓】次に神有す。泥土煮尊（泥土、此をば于毗尼と云ふ）、沙土煮尊（沙土、此をば須毗尼と云ふ。亦是泥土根尊、沙土根尊と曰す）。次に神有す。大戸之道尊・大苦邊尊（一は大戸之邊と云す。亦は大戸摩彦尊・大戸摩姫尊と曰す。亦は大富道尊。大富邊尊と曰す）。次に神有す。面足尊・惶根尊（亦是吾屋惶根尊と曰す。亦是吾屋惶根尊と曰す。亦是青櫛城根尊と曰す。亦是吾屋惶根尊と曰す）。次に神有す。伊弉諾尊。伊弉册尊。（一書に曰く、此の二柱の神は、青櫛城根尊の子也。一書に曰く、國常立尊、天鏡尊を生しませり。天鏡尊、天萬尊を生しませり。天萬尊、沫蕩尊を生しませり。沫蕩尊、伊弉諾尊を生しませり。沫蕩、此をば阿和那岐と云ふ）。凡て八柱の神ましき。乾坤の道、相參りて化る。所以に此の男・女を成す。】國常立尊より、伊弉諾尊・伊弉册尊まで、是れを神世七代と謂ふ。

【第九講】 次有神 此處から再び本書に立歸つたので、第二講の、『便ち化爲せる神を國常立尊と號す。次に國狹植尊。

次に豊斟淳尊。凡て三柱の神ます。」と有るに接続する傳である。湓土養尊。沙土養尊。此の二柱は男女の神（以下伊弉諾尊、伊弉册尊まで皆同じ）で、別名を湓土根尊、沙土根尊と曰すとあるが、養は、淳、根に通ずる。即ち第二講の豊斟淳尊の淳と同じく尊稱である。さて湓土は浮泥の義。沙土は砂土の謂で、此の男女一對の大神は、豊斟淳尊の御事業を繼承し、地殻上の大洋に浮き漂へる泥土砂石を整理する事に努力し給へるよりの御名である。さて記には、宇比智邇神、須比智邇神、と記されてあるが、是は男神の御名の邇を、上の聲に読み、女神の御名の邇は、去る聲に読み、と云ふ意である。故に此紀も其意で誦むべきである。角檝尊。活檝尊。是神は此の本書の傳の中には無いが、次の別傳に「男女耦ひ生る神は、先づ湓土養尊・沙土養尊。次に角檝尊・活檝尊云々」とあり、古事記にも然う記されてある。必ず是處に入るべき神であるから、神世七代の變遷を示す順序として、此處に其義を説く事とする。さて角檝の津努は、津乃の古言。久比は久美に通ずる語（第三講の豊斟野尊の釋義参照）で、即ち角組む意である。角組むと云ふ語の「角」は、植物の發芽が角の如き形状を倣せるに因る稱、久牟は、第二講の豊斟野尊の條に釋いた如く、芽久牟など云ふ久牟と同義で、物を組織する意に出でし語。即ち角組むとは植物が芽を發生する事に云ふ。また活檝は活組む意で、生物が發生する事を云ふ。即ち此の男女二神の代に至りては、地球は殆ど完成の期に近着いたので、其處に繁殖せしむべき植物・動物等の原子を造化する事に神業を盡させ給ひしよりの御名である。大戸之道尊。大苦邊尊。此の男女の二神は、下の雙註の別傳に據ると、大戸摩彦尊・大戸摩姫尊とも云ひ、また大富道尊・大富邊尊とも申し、尙ほ大苦邊尊は、大戸之邊とも申す趣きである。さて大戸之道を大富道と云ひ、大苦邊を大戸之邊、また大富邊と申すのは、皆通音に因つて轉じた稱で、何れも同一の御名である。即ち末行の五音と、奈行の五音とは、撥音の「ん」に通用せらるゝ同一音である故に、此の十音は縦横無碍に相

通するのである。例へば、奈は貴君（あん）。爾は短冊（たん）。奴も頼も素よりの撥音で、不解は解らんと通ず。また加禰など云ふも、語源は鐘を打つ音に出でし語で、「かん」の假字に「かね」と用いたのである。乃は近衛（ん）。末は奥様（さん）。美は神業（かん）。女は有らめや（あや）。毛は懇ろ（ごん）。等の如く、皆同一の撥音に轉ずるを以て、此の十音は悉く相通する。故に登之、登末、登牟、と云ふも皆同一で、別に異なる意味の御名では無いのである。さて大戸之道は、大處之靈の義。大富道と云ふも大處之靈の義（第二講の附説を参照すべし）である。其の意味は次に説く。大苦邊尊。別名を大富邊、また大戸之邊とも申すが、既述の如く皆同一で、何等異なる御名では無い。即ち大處之女（女は女と通ず。皇帝皇帝。采女皇女の類）の義で、男神の大處之靈に對する稱である。つまり此の二神の御世に至つて、大處即ち此の地球は、殆んど完成せる時代に倣れる意を以て其の御名と爲したのである。大戸摩彦尊。大戸摩姫尊。此の御名は大戸之彦尊、大戸之姫尊と云ふと同じ（奈行と末行の通ずる事は、前々條に説けり）。故に御名義も前條と異なる所は無い。但し彦は靈兒の義、姫は靈女の義で、男女の尊稱である。さて此紀では、至つて尊き神人の御名には媛の字を書き、自餘には媛の字を用ひて、區別を立てゝゐる。故に第二講の文に倣つて、『至貴曰媛。自餘曰媛。並訓二比賣。下皆倣此』など云ふ雙註が此處に有るべきである。面足尊。惶根尊。此の二神の御名義は、其の文字通りで、面足は體形が具備した意。惶根は、神人を生み成すべき惶こき男根・女根が備はつた意である。即ち今迄の神達は、何分にも未だ地球が混沌たる物であつたので、或は幽に或は顯に、虚空の中に浮游し給ひ乍ら、其の奇靈なる神業を以て、地球を鑄造する事に努力し給ひつゝ坐々したのであるが、愈々地球が完成したので、爰に其の地上に立つべき必然の順序として、五體を始め、陰陽兩根に至るまで略ぼ完成せる神が、造物者の御手に據つて成れるので、是れが此の二神の御名義である。

吾屋惶根尊。吾忌檉城根尊。青檉城根尊。吾屋檉城尊。此の四つの別名の中で、檉城尊とあるのは、惶根尊の「根」の略かれたのである。さて吾屋も吾忌も青も、又は阿那も阿波も阿良も、皆悉く「嗚呼」の轉語で、善惡美醜、喜怒哀樂につけて發する長息の聲である。即ち嗚呼惶しと續けて稱へた御名で、其の意味に於ては、前條の御本名と別に異なる所は無い。尙ほ此處には檉城根尊とあるが、惶は「かしき」と活用する語である。故に昔の消息文に「かしき」と書いたのも、決して誤では無い。伊弉諾尊。伊弉册尊。伊弉は「いざく」など云ふ伊佐で、誘ふ意、諾は和の義で相和する意。册は並の義で相並ぶ意。即ち此の二神は、遂に地球上に降立たせ給ひて夫婦の御契を結び、陰陽互ひに相誘なひ、相和し相並んで、我が皇國の基礎を建て給へるより負へる御名である。一書曰此二神云々。是は「伊弉諾尊、伊弉册尊の二神は、惶根尊の御子なり。」と傳へた書物もあると云ふ事を、此處に擧げられた丈の事で、他に何等深い意味は無い。即ち面足尊、惶根尊は、既に男女の兩根を具備せられし神である。といふ傳から出發すれば、當然此處に到着すべき是等の傳も生るべき筈で、訝しむにも足らず、穿鑿するにも及ばぬ事である。然るに先哲の人々は、「面足・惶根尊は、恐らくは、伊弉諾・伊弉册尊の別名であらう」と云ひ、又は「神世七代の中、湊土煮・沙土煮尊以下の八神は、伊弉諾・伊弉册尊の別號で、此の二神が爲し給へる御事業の次序に従つて名づけ奉れる稱である。」などと説けるのは、此の一書の傳を餘りに重く見做して、力を極めて穿鑿した結果の臆測説である。一書曰國常立尊云々。天鏡尊を生しませり、と云ふのは、其の奇靈なる神業を以て現出でさせ給へる趣きで、御産を爲し給へる意では無い。次に「天萬尊を生しませり云々」とあるのも其意である。さて天鏡尊・天萬尊は、通釋に「此の御名、舊訓にアメカミと訓めり。上に云へる如く、天之と云ふ時は、必ず阿麻と訓む格なれど、斯く引續けて、之を省きて云ふ時は、又必ず阿米と云ふ例也。是は記に然訓むべき注ある事にて、是れ又素りには訓むべからず。」と言はれた。即ち天夷鳥命、天稚彦、など訓むも皆此の例である。さて天鏡尊、天萬尊、沫蕩尊と申すは、如何なる神とも知り難いが、通釋には、天鏡尊は湊土煮・沙土煮等の御稱。天萬尊は大戸之道・大古邊尊（一書の傳に據れば角檉・活檉尊）に當り。また沫蕩尊は、神代系紀に據ると、面足・惶根尊の稱であると説かれてゐるが、是は實に然らざるべき説である。但し此の條も、斯かる傳説が一書に記されてゐる、と云ふ丈の事で、さて重要な記事では無い。乾坤之道云々。此の十四字は、易・繫辭に、「乾道成男。坤道成女」などと有るのに據つて、後人が賢らに書き入れたのが、轉寫の際、本文に紛れ込んで其儘傳はつたので、上文（四頁）の「乾道獨化云々」と同様の僻事である。神世七代。此の事は次の別傳に、尙ほ角檉尊、活檉尊の御一代が見えてゐるので、總括して次講に釋く事とする。

第一別傳

一書曰、男女耦生之神、先有湊土煮尊・沙土煮尊。次有角檉尊・活檉尊。次有面足尊・惶根尊。次有伊弉諾尊・伊弉册尊。檉檉也。此云久比。

正訓 一書に曰く、男女、耦ひ生る神は、先づ湊土煮尊・沙土煮尊有す。次に角檉尊・活檉尊有す。次に面足尊・惶根尊有す。次に伊弉諾尊・伊弉册尊有す。檉は檉なり、此をば久比と云ふ。

【第十講】 男女耦生 耦ひ生ると云ふのは、彼の葦牙の如き形狀を爲せる神の原子が、同時に二つ相並び合つて虚空に現はれ、其の原子から、恰も耦生兒の如き状態で、片方は男の神、片方は女の神と顯はれ給へるを云ふ。角檉尊・活檉尊

此の二神の御名は、此處に始めて見えたのであるが、神世七代の順序の都合上、曩の第九講に編入して釋いて置いた。尙ほ左記の神世七代の講説を参照すべきである。概概也云々 是は活穢・角穢尊の文字に就いての注で、穢も穢も、共に杖の字であるが、穢は常用の文字であるのに反し、穢の字は餘り用ゐられないので、穢は穢也と註し、尋で其の和訓を記されたのである。神世七代 此紀の本傳では、『第一代が國常立尊。第二代が國狹槌尊（此神は、實は國常立尊の別號。第二講参照）。第三代が豐斟淳尊。第四代が遷土煮・沙土煮尊。第五代が大戸之道・大苦邊尊。第六代が面足・惶根尊。第七代が伊弉諾・伊弉冊尊。』と爲つてゐるが、此の一書の傳では、第五代の大戸之道・大苦邊尊が略かれて、角穢・活穢尊が之に代つて編入されてゐる。然し第二代の國狹槌尊は、第一代の國常立尊の別名であるから、此の神名を除いて、古事記の趣き（第五頁参照）の如く、大戸之道・大苦邊尊の前に、角穢・活穢尊を入れて七代に立てるのが、最も正しいと云ふ事に定められてゐる。尙ほ神代紀下巻の末まで、同じ神世の中であるのに、國常立尊より伊弉諾・伊弉冊尊までを、故らに神世七代と區劃せる理由は、次の附説中に釋く。

附説

卷頭より此處までの記事は、既に講述せる如く、此紀は國土の起源から書き出したので、即ち其の國土に直接の關係がある國常立尊以下、伊弉諾・伊弉冊尊に至る迄の神名を本傳に擧げ、別天神の御名は是を別傳の中に收めて記されたのであるが、五柱の別天神を別傳から抜き出せば、要するに古事記の趣きと悉く同一の傳に歸著する。即ち天地が未だ分れず、天體（地球も其の一旦に當る）を構成すべき凡ての原子が、各々將に氣化せんとする兆を含み乍らも、尙ほ混沌として分離せざりし時に方つて、天御中主尊（此神の御事蹟は、紀記共に是を傳へてゐないから、明らかに知る事は出来ない

が、何と申しても第一に氣化させる大神に坐すが故に、極み無く尊い御事である）が出現し給ひ、尋で高皇產靈尊・神皇產靈尊が氣化でました。是時、天體……即ち日月星辰等……の原子も、亦た自ら氣化した故に、此の產靈尊……即ち造物者……が之を完成せしむべく、其の奇異なる神業に依つて、先づ葦牙の如き形狀を爲せる『神の原子』を造化された。便ち此に因つて可美葦牙彦舅尊、天常立尊以下の諸神が化生でられて、幽に顯に、造物者の御事業を輔佐し參らせ、天地自然の力の上に、尙ほ且つ偉大なる神業の力を加へて、天體を完成せしめ萬物を造化す事に努力せられた。而して其の神々の御名に據ると、可美葦牙彦舅尊は、葦牙の如き形狀を爲せる原子より化生させる意を御名に負ひて、即ち葦牙の如き『神の原子』を、宇宙間に多く造化し給ふ事を掌り。天常立尊は、主として天體の造化……日月星辰の體系を整理する御業……を掌り。次に國常立尊は、地球の根底を固め給ふ事を掌り。次に豐斟淳尊は、其の根底の上に種々の物體を組み做す御業、例へば底つ岩根、即ち地殻を組織する等の御事に努力し給ひ、次に遷土煮・沙土煮尊は、海洋に浮き漂へる泥土を理め、沙石を以て地層を造り固め給ふ事に努め。次に角穢・活穢尊は、略ぼ完成の期に近づける地球の上に植物及び動物を發生せしむる事を掌り。次に大戸之道・大苦邊尊は、遂に是を完成して即ち大地球とせられたのであつた。さて此時に及んでは、其の地球上に降り立つて、其處に萬物を造化すべき神が無くてはならぬ。是に於てか造物者の大神は、其の要求を満たすべき第一歩として、五體を始め陰陽の兩根に至るまで、悉く是れを具備へしめた神、即ち面足尊、惶根尊を造化出だされた。次で益々その體形が整備せる伊弉諾尊・伊弉冊尊が生出で給ひ、此の陰陽の大神が、皇產靈尊の勅命を拜し、遂に地球上に降り立つて、我が皇國の基礎を定められた……と云ふ順序になる。

さて斯くの如く講じ來ると、然らば神世七代の神達が、各々その一事業を果たし給ふ毎に、次の神が以後を承繼し給へ

る御事は、抑も如何なる理由に因る歟。吾等人類と同様に、次々に神去り坐せる御事と決むべき歟。と云ふ疑問が起るであらうが、是は瑞珠盟約章に『伊弉諾尊、功既に至りぬ。徳亦た大き也。是に於て天に登りまして報命申し給ふ。仍て日之少宮に留まり住みましぬ。』とある如く、高皇產靈尊の勅命に出でし御事業を果した上は、次の事業は即ち又產靈尊の勅命に依つて、更に御親任し給ふ神に俟つべく、謂はゞ功成り名遂げて引退せられた御事と見るべきで、斯く勅命に答へ奉るに矩を踏まない、と云ふ事は、實に是れ天地の開闢の時より一貫せる我が古神道の大綱である。

さて國常立尊より、伊弉諾・伊弉冊尊に至る迄の七代を、神世七代と稱する理由は、此の神達の始めの御時は、地球は未だ混沌たる物で有つたのである。然るに造物者の大神を初め奉り、此の七代に互る神々が、遂に地球を完全なるものに造り上げられた。即ち同じ神代の中でも、焉に一新紀元を劃した時であるから、以後の神代とは甚だ異なつてゐる。故に特に之れを神世七代と區別したのである。

却説、上記の神達は、最も殊勳の坐します大神達であるから、其の御名が不朽に傳へられてゐるので有るが、神世七代は、單に是れ文の神のみが現出で坐せるばかりでは無い。產靈尊の御手に依つて、尙ほ數へきれぬ程に、葦牙の如き神の原子が虚空に生じ、無名の天津神達が、無數に化出でられたのである。其れは神代紀上卷の終の條に『時に高皇產靈尊、聞しめして曰く、吾が産める兒、凡て一千五百座（無數を意味す）あり云々。』と詔へるに據つて、之を推測するに難く無い。而して面足・惶根尊以降は、各々陰陽兩根を具備せる男女の神等が無數に化生で給へる事であるから、神員は忽地の間に繁殖せられた。是が即ち高天原に神集ひ坐す八百萬の天津神達、親子・兄弟・姉妹に在すのである。而して伊弉諾・伊弉冊尊が地球上に天降り坐し、此の日本國を創造し給ひ、其處に亦た諸々の神等を繁殖せられた。是が即ち國津神である

が、國津神は單に伊弉諾尊の御子孫ばかりでは無い。彼の饒速日命が、何時の間にやら天降つて中國に覇を稱へて居られたと同様に、彼の八百萬の天津神の中でも、早くより日本國へ天降り坐る神達も有つたので、其等の御子孫も亦た國津神である。されば天津神と謂ひ國津神と謂つて、名稱こそ異なつてゐるが、其の源は皆悉く高天原神種で、此の天津神、並びに國津神達が、即ち吾々の祖先である。

尙ほ又、曩に角楸・活楸尊が、動植物の原子を地球上に造化し給ひし時に、それ等の中から進化して生れる土人やら、地上に於ける陰陽の精氣が合して自ら原子を生じ、此に因つて化出でし純粹の土人も無數に有つたのである。是等は所謂夷族（即ち神武天皇が御征伐になつた凶惡なる梟帥・土蜘蛛、また日本武尊が平定し給へる東夷の類で、野獸の如く穴居してゐた、頗る劣等な人種であるのみならず、更に我が國體を辨へないので、常に王化に従はない。現代に於ても非國民的の頭腦の持主は、主として此の夷族の血統を承繼せるものと見れば間違ひは無い。）及び蕃族、即ち外國人の種族が其れで、吾人高天原神種とは、全く其の種族を異にするものである。

伊弉諾尊・伊弉冊尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。迺以天瓊矛。指下而探之。是獲滄溟。其矛鋒滴瀝之潮。凝成一島。名之曰磯取盧島。二神於是降居彼島。因欲共爲夫婦產生洲國。便以磯取盧島爲國中之柱。而陽神左旋。陰神右旋。分巡國柱同會。一面。時陰神先唱曰。熹哉。遇可美少男焉。陽神不悅曰。吾是男子。理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不祥。宜以改旋。

正訓 伊弉諾尊・伊弉册尊、天浮橋の上に立たして、共に計らひて曰く、「底つ下に豈國無からめ歟」と。廻ち天瓊矛を以て、指下して探りまし、かば、是に滄溟を獲き。(瓊は玉也。此をば努といふ。)其の矛の鋒より滴瀝る潮、凝りて一つの島と成れり。名づけて破取盧島と曰ふ。二柱の神、是に彼の島に降居まして、因りて共爲夫婦して、洲國を産生むと欲す。便ち破取盧島を以て、國の中の柱と爲て、(柱、此をば美敷旨遷と云ふ。)陽神は左より旋り、陰神は右より旋り、國柱を分巡りて、同じく一つ面に會ひき。時に陰神、先づ唱へて曰はく、「意哉、遇可美少男焉。(少男、此をば烏等孤と云ふ)陽神、悦び給はずして曰はく、「吾は是れ男子(ます)なり。理、當に先づ唱ふべし。如何にぞ婦女(やめ)の反りて言先つや。事、既に不祥、宜しく改め旋る宜し。」

【第一講】 伊弉諾尊云々 此章の始めは、次の第一別傳に「天神、伊弉諾尊・伊弉册尊に謂りて曰はく、豊葦原千五百秋瑞穂之地あり。宜しく汝往きて脩すべしと。廻ち天瓊矛を賜ふ。是に於て二神、天浮橋に立たして、戈を投して地を求む」とあり。記にも「於是天神の詔命以て、伊弉那岐命・伊弉那美命二柱の神に、「是の漂へる國を修理り固め成せ」と詔ちて、天瓊矛を賜ひて言依し賜ひき。彼れ二柱の神、天浮橋に立たして云々」とある如く、天神(是處では高皇產靈尊を指す)の勅命に依つて、諸册二神が其任に就かせられたのであるが、本傳では、下文に「伊弉諾尊、神功既に皇へ給ひ云々。是に於て天に登りまして報命申し給ふと。」あるに讓つて、勅命の御事を略かれたので、記は是と反對に、勅命の御事を最初に記して、報命の事を略かれた。何れも古書の例である。と通釋に説かれたのは、詳しい見方である。但し記

に「此の漂へる國を修理り云々」とあるのは、此時も未だ混沌として浮漂へる地球の如く聞えて、甚だ紛らはしい記し方である。故に是は紀の一書の傳の方が事理整然としてゐる。尙ほ委しくは第十三講に釋く。天浮橋 天は高天原(既説第六講)即ち天國を云ふ。浮橋は、虚空に浮き乍ら掛れる橋の稱であるが、是處では雲の懸橋など云ふと同じ程の意で、實は聊か潤色を施して記されたので、天國から地球へ矛を指下し給ふ事を叙するには、此の技巧が無くては、其の情景が活躍しないから、斯く傳へるのは當然の事である(尙ほ此の證は下に云ふ)。然るに釋紀には「兼方案するに、天浮橋は天橋立これ也」と言へるのは、丹後風土記に、「與謝郡の郡家の東北の隅方に速石里あり。此里の海に長く大石石前あり。長さ二千二百廿九丈、廣さ或る所は十丈以上、廿丈以下。先方を天梯立と名づけ、後方を久志濱と名づく。然云ふは、國生みませる大神・伊弉諾尊、天に通ひ行かむと爲て作り立てたまふ。故れ天梯立と云ふ。大神の御寝ませる間に仆れ伏しぬ」とあるに據れる説であるが、是は此の記事の如く、伊弉諾尊が天降り給ひし後の神話であるから、時代が合はない。強て斯う云ふ説を立てるならば、寧ろ播磨風土記に、「賀古郡益氣里に石橋あり。傳云、上古の時、此橋天に至る。八十の人衆、上り下り往來す。故れ八十橋と云ふ」と有るのを取る方が無事であらう。また記傳には、「天浮橋は、天と地との間を神達の昇降し給ふ路に懸れる橋なり。空に懸れる故に浮橋とは云ふならむ」と云ひ、また平田翁は「天浮橋は、神の天より降り給ふ時に、大虚空に浮べて乗り給ふ物なるが故に浮橋と云ひ、また斯く乗りて往來する事は、水に乗る船と等しき物なるが故に、天磐船とも云ふ」と説かれたが、是等は天浮橋を餘りに重大視した結果、斯かる不得要領なる奇説を吐くの止むなきに至つたもので、斯く穿鑿するのは甚だ誤つてゐる。何とならば後の第二別傳には、「天狹霧之中に立たして」と記されてある。天狹霧は即ち雲である。是に據つても天浮橋は、雲の掛橋、霧の浮橋など云ふと同じく、單に情

景を添ふる一資料に用いた語である事を曉るべきである。(尙ほ第十五、第十六講を参照すべし)。底下豈無國歟 底つ下とは、天浮橋から脚下に遠く見下した所の意。豈無國歟の、國とは地球を云ふ。即ち此邊に地球が有るのであらう、と言つて心當に矛を指下して探り給へる意で、是等も軽く見るべき文面である。天璣矛 天は例の美稱。璣は下注に玉也と記されたる通りである。通音で璣とも云ふ。矛は通釋に『秀木の義也。秀とは矛の鋒の失れるを云ふ。後にも槍の身を穂と云ふ』とある。即ち絲で貫き通した玉を以て飾れる矛を云ふ。古代は道を歩行するに、鉞を杖とした故に、萬葉に『玉鉞の道行く人』などと道の冠辭としてゐる。さて此の天璣矛は、次の第一別傳、及び記の傳に據れば、高皇產靈尊が賜はつたのであるが、是は國土を脩理すべき大任を命せ給ひし御璽として賜はつたので、後の事ではあるが、景行紀に『天皇斧鉞を持ちて日本武尊に授けて曰はく云々』、また繼體紀十一年の條に、『天皇親ら斧鉞を操りて大連に授けて曰く云々』また天武紀元年に『因て斧鉞を授けて將軍に拜け給ふ』とあるも皆同じ趣きである。滄溟 青海原である。阿乎は青々と見ゆる意。舊説に宇奈波良は海之原の約言。海は大水の義であると云へるのが穩當であらう。瀟灑之潮云々 瀟灑は下垂の義。即ち矛の尖端からポタ／＼と落ちた海潮が、自づから凝り固まつて一個の島が出来た意である。磯敷島 自凝島の義。即ち潮が自づから凝り固まつて成れる島の意である。此島は新撰龜相記に『波能基呂島。紀伊國海部郡に在り。此の以西の加太浦に、加太驛を建つ。淡路國津名郡・由良驛に通ず。其の加太驛の乾に伴島あり。此の島の西南に波能基呂島あり。島體圓六十町、人居有ること無し。高さ廿丈許り、草石見えず。唯だ聚木茂高する有り。伴島を相距る二三、亦た人居非ず、兩島同根屬也。湖ありて海に通ず。凡そ此の三島、良より坤に連れり』とあつて、今謂ふ友ヶ島の西南の沖、友島が其島であると傳へられてゐる。尙ほ此島に就いては、通釋に詳しく記されてあるから、委細は同書に據つて見るべきであ

る。さて此島は、記の仁德天皇の御製に『押照るや、難波の崎ゆ、出で立ちて、我が國見れば、淡島、磯敷島、檳榔の島も見ゆ、佐氣津島見ゆ』との御歌がある。爲夫婦 古事記にも美斗能眞具波比とある。但し具の字は清音に訓むべきである。其例は記の雄略天皇の御製に『阿岐豆波夜具比(蜻蛉早齧ひ)』と清音に用ゐてゐる。具及び俱を、清濁兩様に訓む事は記紀に多い。按ずるに此語は『御處の目交ひ』の義である。而して御處の御は美稱。『處』と云ふのは素と男女の一事を指して云ふ古への所謂の隱語で、つまり陰陽の兩根を云ふ。婿ぐ、など云ふのも處接ぐの義で、交接する意の言語である(第十八講参照)。尙ほ神代紀下卷に『妹は國色と思して、引して幸之ます。則ち一夜にして孕みぬ云々』とあるのも、『御處與へます』の義で、御處は陰處の謂である事を知るべきである。尙ほ處は處に通ずる故に、陰とも云ふ。禪を多布佐岐と云ふのは即ち處塞ぎの意で、陰部を塞ぎ隠す意である。さて見交ひ(久波比は交の延語)は、目交せ、目婚など云ふと同語である。即ち記に『須勢理媛、出で見て、目合して云々』とある如く、瞬を爲る事であるが、其の瞬を開合する状態の意より、凡て物が上下に動搖する事を云ふ。燈火が瞬くなどと云ふのも其意である。即ち『御處の目交ひ』と云ふのは、御處を瞬き爲る如く行動する意で、つまり男女の交接する事を云ふのである。記傳には此語を『御所の甘く合ひ』の義で、御所とは夫婦隠り寝る所を云ふならむ』と釋いてあるが、是は牽強附會である。殊に御所を寢所とせば、此紀の素戔鳴尊の八雲立つの御歌の次に『寢所に適合して云々』とある所の意は、所謂馬から落ちて落馬すると云ふ解釋を施さねばならぬ事になる。是を以ても其の謬説たる事が知られよう。產生洲國 洲國とは日本の土地を云ふ。さて『產生むと欲す』とは產生す意で、此處では其の胎内から産む意では無い。即ち夫婦と爲つて、協力して洲國を作り成さむと欲ふ、との意である。尙ほ此の事は第十三講に委しく説明する。國中之柱 記には『其島に天降りまして天御柱を見立

て云々」とあり、舊事本紀には一層詳しく、「天瓊矛を以て磯敷盧島の上に指立て、以て國中之天柱と爲す」と記され、私記には古傳を引いて、「天神の賜はせる瓊矛は、既に磯敷盧島を探り得め畢んぬ。即ち其の矛を以て此島に衡立て、國柱と爲す。即ち其の矛、化して小山と化れり。」とある。つまり國中之柱とは地軸の謂で、伊弉諾尊が磯敷盧島に天瓊矛を衡刺し給ひて、此矛を「地軸」とせられた。と云ふ意である。右の如く、此紀には國中之柱とあり、記には天之御柱とあり、舊事紀には國中之天柱とあるが、皆一つ物で毫も異なるのでは無い。尙ほ詳しく云へば、上古は天文学が進歩して居なかつたので、此の地球は球の如き圓形物とは思はず、又太陽の引力に因つて、太陽系の諸星と共に、空間に於ける連鎖運動を規定せられてゐる事とも思つてゐなかつた。(斯く思つてゐる現代の天文学も、尙ほ何百年かの後には、物笑はれに做る事も有らう)。即ち天は何處までも高く、地は其の下に何處までも平かに、無限に連つてゐる物と見られてゐた。故に此の地球の中心には、恰も獨樂の心棒の如く貫通せる「地軸」と云ふ物が有つて、是が天上に無限に延長してゐて「天柱」を做し、また下方に無限に延長してゐて「地柱」を做してゐる物、とせられてゐた。即ち國中之柱と云ふのは、右の「天柱・地軸・地柱」の總稱で、要するに原始時代の天文学を基礎とせる傳説から生れて、伊弉諾尊が天浮橋より地上へ刺し下されし程の、偉大にして且つ無限なる天瓊矛で、天柱・地軸・地柱を創造し給へる趣きの傳説であるが、此紀の文では矛を衝き通し給へる事は云はず、單に磯敷盧島を以て地軸と爲給へる由に記されたのである。陽神左旋云々 我が國では常に左の方が上位で、右の方が下位に做つてゐる。萬葉に「左手の吾が奥の手に」などあつて、手でも左は奥の手とせられてゐる。此の外、内侍所の御神樂次第にも、左を本方とし、右を末方とする。左大臣・右大臣、左右の大將なども皆其の順序であるが、是は既に神代の昔から斯く定まれるので、今男神と女神とが、互ひに並び立たせらるゝにも、男神は

左側(向つては右側)、女神は右側に位置を占め給へるので、爰に國柱 即ち磯敷盧島に衡立て給ひし瓊矛の周囲を旋り給ふにも、男神は左より旋り、女神は右から御旋りに爲つて、互ひに行き會つて御顔を合せられた時に、女神が先づ「嗚呼に善哉、愛・良人を」と御唱へになつた趣きである。さて記傳に「凡そ夫婦遊合の初めに、先づ柱を行き廻る事、上代の大禮と見えたり。此は其の男女遊合の始めにして、先づ此の禮を行ひ給ふ事は、甚々深き理り有ることなるべし。されど其の理は傳なければ、凡人の如何とも測り知るべきに非ず」と云つてゐる。善哉・遇可美少男焉 是は訓み續けると意はしき哉、可美少男に遇ひぬ焉」と云ふ事になる。さて意の字は、喜と心との合字で、喜び笑む意に用ゐる字である。故に「意哉」の二字は「笑哉」に當るのである。さて「阿奈爾・惠耶」と云ふのは、「嗚呼に、笑哉」の義である。「嗚呼に」と云ふ語は萬葉集卷十七に「彌彦の安奈爾神さび青雲の立塵く日すら小雨そぼふる」などあり。即ち、奇に惶しなどの「奇」と同系の副詞である。古事記には阿那邇夜志とあるが、是は「嗚呼に・善し」の義である。然るに記傳には此の句點を切り違へて、紀の方を「阿那、邇惠哉」と訓み、記の方を「阿那、邇夜志」と訓んで「阿那は歎辭。邇惠哉及び邇夜志の『邇』は、漢字の意に當るのであるから、意の字を以て其の言意を解るべし。惠哉及び夜志は共に歎辭である」と言はれたのは、大變な誤解である。邇と云ふ我が國語の意味を、意と云ふ支那の文字に依つて釋くが如きは、僻事も亦た甚しい事である。それも此紀に「不便」と書いて是をモヤモヤアズと訓んでゐる如き、全然不可解な古語は、その充填めてある漢語に據つて、せめて其の意味だけを知るに止めるは止むを得ないが、是處は決して左様で無い。肝心の訓法を誤つて、而して其の意味を漢字に托してゐるのであるから僻事なのである。然るに先哲の一人は古事記傳の説を援けて「邇と云ふ語は、邇古夜加など云ふ邇で、喜び笑む意の詞を構成する語根である。」と説いた者がある。此説には初學者は

一寸誤魔にされるが、本來が誤釋に荷擔した説であるから、洗つて見れば矢張り僻事である。何とならばに過古夜加と云ふ語は、後世では是を喜び笑ふ意にも云ふが、元來が此の過古は、神代紀に『柔物』、崇神紀十二年の條に『和享』、雄略紀七年の條に『温矣』記の須勢理媛命の歌に『むし象、にこやが下に』などある柔(和・温)で、柔和と同語であるから、古へは必ず温和の意に云ひ、喜び咲ふ意には全然用ゐられてゐない。此の外、過と云ふ語が、喜ぶ意の言葉を構成してゐる例は紀記萬葉を始め其の他の古典に一つも見ることがない。即ち是が此説に七首を突き付けてゐるから、如何とも做し難いのである。上述の如く、過と云ふ語が喜ぶ意を構成せる言葉は皆無である所から論じて、『嗚呼。喜ぶや』『嗚呼。喜や』と訓む理由の無い事を悟るべきである。さて『嗚呼に、笑や』とは、嗚呼と嘆賞せらるゝ程に笑まじや、甚く喜ばしや、と云ふ意で、古事記に『嗚呼に。善し』とあると約り同意である。可美少男焉 可美の二字を『衣』と訓ませてゐるが、一訓にウマシとも有る。是は可美葦牙彦男尊の訓例もある事であるから、恠う訓んでも決して悪くはない。さて此の『衣』は愛媛などの愛(善に同じ)である。善し、善し、善し、善し、など也行に通じて、吉い事、美しい事、愛すべき事等、凡て讚賞すべき事に云ふ語である。少男焉の『焉』は、素戔嗚尊の御歌に『其の八重垣を』また神武天皇の御歌に『阿々時夜場』などある『を』と同じ感動の聲で、美しき男よ、と云ふ程の意、是は本居翁の説の通りである。さて此の『嗟に意哉。愛少男焉』の二句は、陰陽二神の唱和し給へる言の葉であるから、後代では是を歌の始めとしてゐる。即ち古今集の序に『此の歌、天地の開け始まりける時より出で來にけり。』とあるのは、此の唱和の二句を指して云へるのである。先言乎 婦人の身として男子より先に差出でて口を開くは道理に背けりとの意である。不祥 記傳に性無しの義也性とは自然ら備はれる其物の常軌を云ふ。故に性無しと云ふのは、天地自然の常軌に背いてゐる、との意味である。と云

ふ如く解釋せられ、通釋も其説を掲げられたが、按ふに『不祥』の祥と云ふ語は、物の性質の性とは異なり、恐らく『幸無し』の義であらう。幸は幸と通じ、榮と同系の語である。宜以改旋 記及び次の一書には、是を天神の詔命として傳へてゐるが、本傳では天神の御事は凡て略かれて、唯だ陰陽二神の御對話のみの狀に記されたのである。

於是二神却更相遇。是行也。陽神先唱曰。意哉。遇可美少女焉。因問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身有雌元之處。陽神曰。吾身亦有雄元之處。思欲以吾身之元處。合汝身之元處。於是陰陽始適合爲夫婦。

正訓 是に二柱の神、却りて更に相遇ひ給ひぬ。是行は陽神先づ唱へて曰く、『意哉、遇可美少女焉(少女、此をば鳥等咩と云ふ)』因りて陰神に問ひて曰く、『汝が身に何の成れる處か有る』。對へて曰く、『吾が身に雌の元と云ふ處あり』。陽神曰く、『吾が身に亦た雄の元と云ふ處あり。吾が身の元の處を以て、汝が身の元の處に合はせむと思欲ふ』と。是に陰陽、始めて適合して夫婦と爲る。

第二講 却更相遇 改めて國之御柱を旋り給へる事を『却て』の一語に籠められた文意である。少女小之女の義にて、處女を云ふ。後世に乙女と書くが、乙の假字は『於止』であるから、乙女と書くのは宜しく無い。因問陰神 通釋に此の御對話は、意哉云々の唱和の以前に必ず有るべき事なるを、是處に出でたるは如何なり。次の一書の傳の方宜しとある。汝 汝を伊麻志と云ふのは、此紀を始め萬葉、續紀等にもある。萬葉十四には『此河に朝茶洗ふ子汝も我も云々。一云麻之毛安禮母』など、單に麻之ともあり、また續紀の宣命には美麻志とも有る。言義は重胤翁説に、『麻志は坐なり。伊

麻志は在なり。美麻志は御座なり」とある。有_レ何成耶云々。此處は記には、『於是に其の妹伊邪那美命に問ひて曰く、汝が身は如何に成れる。答へて曰さく、吾が身は成々て成合はざる處、一處あり。爾ち伊邪那岐命詔く、我が身は成々て成餘れる處、一處あり。故れ、此の吾が身の成餘れる處を以ちて、汝が身の成合はざる處に刺塞きて、國土を生み爲さむと欲ふは奈何に。』とある。即ち伊邪諾尊御自身は、其の御身に陽神たる男根を備へ給へる事は御存じではあるが、陰神にも亦た女神たるべき何物敷を備へられて居るや否や、御承知が無かつたので此の間を發せられたのである。雌元之處。釋述義に『凡そ男女初めて生るゝの時、先づ此の處を檢て乃ち男女を定む。故に之れを元之處と謂ふ』と云へるのは名釋である。遺台。前講に出づ。夫婦。妹兄の義。別にヲトメ（男と女の義）。メヲ等の訓もあるが、本訓の穩かなるに従つた。

及至産時。先以淡路洲爲胞。（意所不快故名之曰淡路洲。日本此云耶麻。下皆效之。） 次生伊豫二名洲。次生筑紫洲。次雙生億岐洲與佐渡洲。（世人或有雙生者象此也。） 次生越洲。次生大洲。次生吉備子洲。由是。始起大八洲國之號焉。即對馬島。壹岐島。及處々小島。皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

正訓 産む時に及至りて、先づ淡路洲を以て胞と爲て、（意に快ばざる所なり。故れ名づけて淡路洲と曰ふ。後人の書入也。） 爾ち大日本豊秋津洲を生む。（日本、此をば耶麻騰と云ふ。下皆之に效へ。） 次に伊豫二名洲を生む。次に筑紫洲を生む。次に億岐洲と佐渡洲とを雙に生む。（世人、或は雙生むこと有るは、此に象る也。） 次に越洲を生む。次に大洲を生む。次に吉備子洲を生む。是に因りて始めて大八洲國の號起れり。即ち對

馬島、壹岐島、及び處々の小島は、皆是れ潮の沫の凝りて成れる者なり。亦是水の沫の凝りて成れるとも曰ふ。

【第二三講】 此の條は、『淡路洲を以て胞と爲て大日本豊秋津洲を生む』とある文意が心得難いので、古來の學者は一人も解き得た者を見ないが、之を熟讀玩味して、其の本意とする所を突止めて見ると、實に古文の簡朴にして其の意義の深遠なると、此の紀の古傳が、あく迄も神祕を極めてゐる……と云ふ事も思ひ知られて、趣味また津々たるものを覺える。故に此の條は、其の語釋は之を後にして、先づ大意から説明する事とするが、其れに先立つて『淡路洲を胞として』とある『胞』の事を心得て置かねばならぬ。胞は胞衣、即ち胎盤の事である。此の胎盤は、母體の子宮壁の一部に附着してゐて、胎兒は臍帶を以て其の胎盤と連結し、是れに依つて養分を母體より受けてゐるのである。是だけの事は是非とも心得て居らねばならぬ。

さて本文に『産む時に至りて』とあるのは、神代紀下卷の、豊玉姫が御子を産み給ふ條に『産む時に速びて、請ひて曰さく、妾、産まむ時に、幸くは勿看ましそ云々』とあると同じく、未だ産まない以前の事で、是が大事な處である。即ち今しも此の日本國の祖先之神等を生み給はむとする時であるのに、肝要な日本國が未だ出来てゐないので、取敢へず先づ淡路島を御作り（本文に生とあるは作る意である。此事は後に説く。）に成り、次いで本洲を御作りに成つたのであるが、其の御作りになつた二つの洲の状態は、『淡路島を胞として、其の胞に臍帶を以て連結してゐる胎兒の如き状態に本洲を御作りになつた。』との意である。尙ほ言替へれば、『淡路島を杓として、其の杓へ綱を以て横着けに繋いだ大船の如き状態

に本洲を御作りになつた。」と云ふと同じ意味である。淡路島と本洲とは、地圖を開いて見ると、丁度然う云ふ状態の位置に在る……實に神秘な傳へと言はざるを得ないのである。

尙ほ、下の第八別傳には、『磯敷盧島を胞として淡路洲を生む。次に大日本豊秋津洲。次に伊豫二名洲を生む云々』とあるが、是が最も正傳とすべきで有らうと私は考へる（第廿一講参照）。何とならば此の傳に因ると、彼の『狀、葦牙の如し云々』と云ふ語が、神世七代の凡ての神の上に掛つてゐると同じ文例（第二講葦牙の釋義参照）で、此の『胞として』と云ふ語は、次々に連續して最後の洲にまで掛る語である故に、即ち『磯敷盧島を胞として淡路洲を生み、淡路洲を胞として本洲を生み、本洲を胞として伊豫洲を生む』と云ふ意になつて、首尾悉く一貫するからである。而して尙ほ一面から考察すると、『磯敷盧島は天瓊矛を以て底つ岩根に貫き通された島（第十一講の國中之柱を参照せよ）であるから、動搖する如き心配は毫も無いが、その他の島は、恰も櫓槓を失へる舟の如く、海潮の隨まに漂流する疑懼が有る』と考へた原始人の國土觀も、之れに據つて推測する事が出来るので、最も貴重なる傳説である。要するに本傳・及び第八別傳を綜合すると、動き無き國中之柱（第十一講参照）たる磯敷盧島に、根底を固く連結させて、先づ淡路島を御作りになり、其の淡路島に又固く根底を連結せしめて本洲を御作りになり、本洲に又固く連結させて四國を御作りになり、斯くして大八洲を始め他の小島を作り給へる趣きの傳へであるが、此の時は、其の本文に『産む時に及至りて』と記されてある通り、未だ御子を生み給はざる以前、即ち御産の間際に、是れ文の御事を成遂げ遊ばされたのである。

さて此條には、『何々洲を生む』と書かれてあるが、是は凡て此紀の文例で、神世七代章では大抵『生る。生す』と訓んでゐる。然るに此處へ來てから字率とあるので、初學者の多くは其の訓に引摺られて當惑するが、是は無理も無い事である。

ある。實には『生します』と訓むのが至當であらう。尙ほ今少し説明すれば、神は奇靈に坐ます御事であるから、其の奇靈なる神業を以てすれば、假りに『北斗七星を吹き飛ばし給へり』と云ふ傳が在つても、私は絶対服従して敢て疑はない。天浮橋から天瓊矛を地球に指下し給ふ事も容易の御業であり、十萬の蒙古勢を玄海灘に沈め給ふ御事の如きは、ほんの御朝食前の御業と拜察される。然し磯敷盧島に天降りまして、其島に突刺し給へる天瓊矛の周圍を御旋り遊ばされる程の御身の胎内から、磯敷盧島以上の彪大なる諸洲を現實に生み給ふと云ふ事は、決して認め得られない。是は其の神業にこそ限りは無いが、その御身體には限りが有るからである。之を人間の上に喩へて云へば、一人で奈良の大佛を作る位事は敢て至難の業では無いが、其の大佛ほどの嬰兒を、胎内から産むと云ふ事は有り得べき事ではない。即ち此處に『何々洲を生む』とあるのは、生し坐せる事、つまり奇靈なる神業を以て作し給へる意である事は論を俟たない。殊に本文に『産む時に至りて、先づ淡路洲を以て胞として、迺ち大日本豊秋津洲を生む』と記されてあるが、此の『産む時に至りて』と云ふのは、既に本講の始めに其の例を擧げて説明せる如く、未だ御産を爲し給はざる以前の謂である。『抑も御産を爲る前に何が生めようか……』此の義を思ふべきである。

淡路洲 古事記には『生子淡道之種之狹別島』とあるが、此の子と云ふ一字があるので、先哲は非常に持餘してゐる。即ち島を二尊の御子と爲ると云ふ事は、餘りに道理に違反してゐる。さればとて子と記されて有る以上、御子と説かねば成り難いので、口訣には『八洲各々國魂あり。即ち洲を成すの精神也』と云ひ、松下見林は『生三大八洲者、生其神也』と釋いて、國魂之神、即ち國土の精靈の神等を生みませる事也。と先づ恠う定めてゐる。然し淡道之種之狹別島と其名が少し長くなつて見た處で、矢張り島の名で、決して國魂之神の名では無く、又決して二尊の御子では無い。若し眞實

に御子・國魂之神ならば、古事記の文例として、其の御名の下に必ず、命とか、神とか云ふ敬稱が添へて有るべきであるのに、此條に限つて皆悉く呼捨である。即ち神代には、淡路島を淡道之種之狹別島、伊豫を愛媛國、讃岐を飯依彦國と云つたので、其の御子に非ざる事は勿論である。按ずるに是は、二尊が辛苦して作生し給へる島々を、珍子の如く鐘愛し給ふ餘り、『吾が兒・何々之洲』と親しんで仰せられた……と云ふ傳説に根原を發して、諸洲を作り給ひし事を、『御子・何何之島を生む』と語り傳へたのであらう。さて淡路洲の名義は、記傳に『阿波國へ渡る海路に在る故の稱』と云はれたのは蓋し動かし難い説である。爲胞 此事は既に細説詳述した事であるから此處には略く。大日本豊秋津洲 長門の岬から陸奥出羽の末に互る地、即ち本洲（古稱國島）を云ふ。此の洲は日本の全土とも謂ふべき大島であるから、後に日本全國の總稱になつたのである。名義は、大は廣大なる意の美稱、日本は山處の義で、山嶽に富める意。豊秋は秋の稔の豊饒なる意。津は天之少女、國之神などの之に同じ。即ち山嶽に富みて其の根底固く、瑞穂の稻の稔豊饒に榮ゆる洲、と云ふ意味である。神武紀に、天皇が腋上嘸間丘に登り、大和を瞰下し給ひて『内木綿の眞狭き國と雖も、猶ほ蜻蛉の嚙啗の如くもあるか、是に由て始めて秋津島の號あり』とあるのは、大和國の室、秋津洲の小號で、日本國の總號では無いのであるから混同してはならぬ。さて此洲の別名は、記に『天御虚空豊秋津根別と謂ふ』とある。伊豫二名洲 是は四國の古稱で、記には『次に伊豫之二名島を生み給ふ。此島は身一つにして面四つ有り。而毎に名あり。故れ伊豫國を愛媛と謂ひ、讃岐國を飯依彦と謂ひ、阿波國を大宜都媛と謂ひ、土佐國を建依別と謂ふ』とある。此の『身一つにして面四つ有り』と云ふのは、此島は一續の島では有るが、地勢が山嶽に區割せられて四國に分れてゐるので、其の四國の名稱を、男女陰陽に擬へて名づけた。との謂で、四面八臂の妖怪の如き國魂之神が生れた。と云ふやうな趣きではない。さて伊豫二名洲の名義

は、按ずるに伊豫は伊夜之義。凡て物の重複する事を彌と云ふ。彌増、彌續などの彌である。また二名は、記傳説の如く二並の義。即ち彌之二並之洲で、廣神紀の御製に『淡路島、彌二並び、小豆島、彌二並び云々』とある意に同じく、此島は飯依彦と愛媛と男女並び、建依別と大宜都媛と男女並べるを以て斯く名づけたのであらう。筑紫洲 今の九州の古稱である。記に『此島も亦た身一つにして面四つあり。而毎に名あり。故れ筑紫國を白日別と謂ひ、豊國を豊日別と謂ひ、肥國を速日別と謂ひ、日向國を豊久士比泥別と謂ふ。』(通釋所引の古本古事記に據る)とある。即ち此洲も伊豫二名島と同様に、地勢が四面に分れてゐるので、是を四ヶ國に區割したとの意である。さて其の四ヶ國の中の一國は、筑紫洲（九州の總稱）の名を其儘に取つて筑紫國と名づけ、また一國は豊饒の地たる故を以て豊國と名づけ、また一國は不知火の燃ゆる地の故を以て火國（肥國）と名づけ、また一國は東海に面せる故に日向國と名づけたのであるが、後には筑紫國も筑前・筑後に分れ、豊國も豊前・豊後に分れ、肥國も肥前・肥後に分れ、日向國は更に日向・大隅（大は美稱、隅は末端の意）、薩摩（眞端の義、眞は美稱、端は末端の意。即ち大隅と薩摩とは、兩足の如く分れて、九州の末端に有る故の稱である。）の三國に分れたのである。さて筑紫洲の名は、按ずるに『盡し』の義で、日本の西南端は此の島を以て盡してゐる意に因れる稱で、本洲の最北端を陸之奥（奥は末端の意である。薩摩大隅をも奥之國と云ふこと椶垣姫家集に見ゆ）と云ふのと略ぼ同義である。記傳には此の名義を筑後風土記の、『昔筑前筑後の堺の山に荒ぶる神ありて、往還の人多に取殺されき。故れ其神を人命盡之神と云ふ。後に祝祭きて筑紫の神と申す』とあるのに據られたが、是等の傳説は、竹取物語に富士を不死ノ山に結び付けたのと同じ筆法で、後世から如何にでも附會得られる事であるから、信を措くに足らない。億岐洲 隱岐國である。記には『次に隱岐之三子島を生む。亦名は天之忍許呂別』とある。さて此島は俗に島前・島後と稱し

て、二島に分れてゐるので、隱岐之雙兒島と云ひ、また島前と云ふ方は、更に巴形に三島に別れて中島・西島・知夫里島となつてゐるので、島後を親と做し、島前を其の三兒と見做して、隱岐之三子島とも稱ふのである。(尙ほ此の外にも附屬の諸小島は澤山に在る)。さて此島の名義は、記傳に、海原の沖に在る島の意也とある。佐渡洲 口訣、元々集、及び通釋所引の古本古事記には『次生三佐度、亦名謂建日別』とある。此の佐渡島は、天平十五年二月に越後國に併合せられ、勝寶四年十一月に又一國とせられた事が續日本紀に見える。さて萩野由之君の説に、『此島は地誌に胡蝶の斜に飛ぶが如しとも云ひ、乗種録には飄箄島とも有つて、中央部が狭く括れてゐる。而して古へより北半部を大佐渡と云ひ、南半部を小佐渡と稱ふ。即ち太古に在つては、此の南北が分斷して海水が横割し、兩島が分立して、謂ゆる雙兒島で有つたのが、年を経て、水門が次第に接續したものと知られる。故に佐渡は狹門の義で、大佐渡・小佐渡の對峙せる海峡が如何にも狭かつたので、此の名が有るのであらう。然れば日本紀に、『億岐洲と佐渡洲とを雙兒に生む』とあるは、隱岐洲を雙生し佐渡洲をも雙生したと云ふ意であらう。』と云はれたのは卓説である。雙生 前述の如く、隱岐島を雙兒の如き状態の島に作り做し、佐渡島をも亦た雙兒の如き状態に作り做されたとの意である。世人或有雙生云々 通釋に『此に象る也と云ふ事心得ず。象るとは、彼方に在る物の形を、此方に圖し取る意なるを、世人の雙兒を生む事は素より自然の事なれば甚だ謂れ無し。故れ思ふに、此の十字は後人の輸入にて、長寛勘文に引ける紀に無きは古き本の儘なりしなるべし云云』とある。越洲 上古に『越』と云へるのは北陸道の總稱である。其れが中古に越前・越中・越後と分れ、また越前より別れて加賀國と能登國とが獨立し、凡て五國に做つたのである。故に加賀の白山なども、越の白山と古歌に詠まれ、また能登の尖端なる珠洲岬(古名都々岬)も、出雲風土記の國引の條にも『越の都々岬云々』と誌されてゐる。さて此處に越

洲と云ふのは、即ち今の能登國を云ふ。能登國は、今では加賀國(舊は越前に屬す)と地續きになつてゐるが、上古は羽咋瀉から能登部海道を経て、鹿島郡内浦、田鶴濱、會濱、石崎に至る邊を海水が横割してゐて、一つの島であつた。(此事は能登名勝誌に委しく誌されてゐる。)而して能登國は、續紀卷第八に、『養老二年五月乙未、越前國の羽咋、能登、鳳至、珠洲の四郡を割きて、始めて能登國を置く』とあつて、舊は越前國に屬せる一の郡名で有つたのである。故に能登國が上古に島で有つた頃は、是を越之洲と云つたのである。大洲 記に、此島の別名を大多麻流別とある。記傳に『周防國の大島郡これ歟。此郡は離れたる島にして、今は屋代島と云ふ。上關の東、安藝の嚴島の西南に在り。萬葉十五に過大島鳴門而云々、また國造本紀に大島國造とあるは皆此の大島なり。また筑前國宗像郡神湊岬の沖にも大島あり、是れ歟。胸形中津宮と申すは此島にて、源氏物語玉鬘の卷に、船人も誰を戀ふとか大島の云々、とあるも此の大島なり。また肥前國松浦郡平戸の東北の方にも大島あり、是れ歟。此外なほ國々に大島と云ふは多く有れども、此處なるは右の三島の内なるべし』とある。吉備子洲 記に此島の別名は建日方別と謂ふとある。さて吉備は後代に備前、備中、備後の三國に分れ、また和銅六年に備前國の六郡を割いて美作國とせられた。記傳に『吉備の名は黍より出でしならむ。子洲は吉備國に兒の如く屬ける故の名なるべし。後に備前國の郡になれり。欽明卷に備前兒島郡とあり云々』とある。さて此の兒島郡は、今こそ備前國と地續きに做つてゐるが、太古は彼の越洲の如く、四隣海を繞らせる島で有つたので、即ち『兒島郡』の名稱が存在してゐると云ふ沿革も、本傳に據つて覺り得られる。大八洲國 我が日本國の古稱である。即ち上記の八箇の洲が日本の主たる洲であるから、是れに大と云ふ美稱を冠して、我國の總稱としたのである。但し記の傳へでは、『第一が淡路島、第二が伊豫二名島(四國)、第三が隱岐島、第四が筑紫島(九州)、第五が壹岐島、第六が對馬島。』

第七が佐渡島。第八が本洲。(此紀の第八別傳も是に同じ、但し順序には相違あり)と做つてゐる。對馬島 此島は、記には大八洲の内に入りて、『亦名は天之狹手依媛と謂ふ』とある。記傳に『此島の名義は萬葉十五に、百船の泊る津島の云と詠める如く、韓國の往還の船の泊る津なる島なり。また對馬の字は、魏志と云ふ漢籍に、此島の事を對馬國とあり。此紀は即て此の文字を取用ひて、對馬洲と書かれたり。對馬は素と津島の義なれば、津島洲と重なりて如何なりと云へる説もあれど、此は津島と云ふが既に國名となりて、さて其の津島の洲と云へる名なれば妨なし』と釋かれてある。壹岐島 此島も記には大八洲の内にならされて、『亦名は天比登都社と謂ふ』とある。さて萬葉十五に由吉能之麻と詠み、和名鈔にも『壹岐島。由岐』とある。是は伊支連を雪連と云ひ、行を行と云ふと同じく、也行の通音であるから斯く通はして云ふので、訓に正閏が有るのでは無い。名義は此島に雪の白濱と云ふ所が有つて、遠方から雪の如く見えるので、是を以て名としたのであらうと云ふ。

第一別傳

一書曰天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰。有豐葦原千五百秋瑞穂之地。宜汝往而脩之。廼賜天瓊戈。於是二神立於天上浮橋。投戈求地。因畫滄海而引擧之。即戈鋒垂落之潮結而爲島。名曰磯取盧島。二神降居彼島。化作八尋之殿又化豎天柱。陽神問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身具成而有稱陰元者一處。陽神曰。吾身亦具成而有稱陽元者一處。思欲以吾身陽元。合汝身陰元。云爾。即將巡天柱。約束曰。妹自右巡。吾當左巡。既而分巡相

遇。陰神乃先唱曰。妍哉。可愛少男歟。陽神後和之曰。妍哉。可愛少女歟。遂爲夫婦。先生姪兒。便載葦船而流之。次生淡洲。此亦不以充兒數。故還復上詣於天具奏其狀。時天神以太占而卜合之。乃教曰。婦人之辭其已先揚乎。宜更還去。乃卜定時日而降之。故二神改復巡柱。陽神自左。陰神自右。既遇之時。陽神先唱曰。妍哉可愛少女歟。陰神後和之曰。妍哉可愛少男歟。然後同宮共住而生兒。號大日本豐秋津洲。次淡路洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次億岐三子洲。次佐度洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂之大八洲國矣。瑞。此云彌圖。妍哉。此云阿那而惠夜。可愛。此云哀。太占。此云布刀磨爾。(此の一書の第五行『妹自右巡。吾當左巡』を寛永本は『妹自左巡。吾當右巡』と誤れり。今、丹鶴本に據て正せり。)

正 一書に曰く、天神、伊弉諾尊・伊弉册尊に謂りて曰はく、『豐葦原の千五百秋の瑞穂の地有り。宜しく汝往きて之を脩す宜し』と。廼ち天瓊戈を賜ふ。於是二柱の神、天上浮橋に立たして、戈を投じて地を求む。因りて滄海を畫して引擧ぐる時、即ち戈の鋒より垂り落つる潮、結りて島と爲る。名づけて磯取盧島と曰ふ。二柱の神、彼の島に降居して、八尋之殿を化作て、又天の御柱を化豎て給ひき。陽神、陰神に問ひて曰く、『汝が身に何の成れる所かある』。對へて曰く、『吾が身は具成りて、陰元と稱ふ者一處あり』。陽神曰く、『吾身も亦た具成りて、陽元と稱ふ者一處あり』。吾が身の陽元の處を以て、汝が身の陰元の處に合はせむと思欲ふ』と。爾云ひて、即ち天の御柱を巡らむとして約束り

て曰く、『妹は右より巡れ、吾は常に左より巡らむ』。既にして分れ巡りて相遇給ひぬ。陰神、乃ち先づ唱へて曰く、『妍哉、可愛少男歟』。陽神、後に和へて曰く、『妍哉、可愛少女歟』。遂に夫婦して、先づ姪兒を生じ、便ち葦船に載せて流ちやりき。次に淡洲を生む。此れ亦た兒の數に充れず。故れ還りて復た天に上り詣でて、具に其の狀を奏し給ふ。時に天神、太占を以て卜合て、乃ち教ひて曰く、『婦人(たな)の、辭・其れ已に先づ揚げたれば乎、宜しく更に還り去る宜し』。乃ち時日を卜へ定めて降ります。故れ二柱の神、改めて復た柱を巡り給ふ。陽神は左よりし、陰神は右よりして、既に遇ひ給ふ時に、陽神先づ唱へて曰く、『妍哉、可愛少女歟』。陰神、後に和へて曰く、『妍哉、可愛少男歟』。然して後に宮を同じくして共に住ひて兒を生む。大日本豊秋津洲と號く。次に淡路洲。次に伊豫二名洲。次に筑紫洲。次に億岐三子洲。次に佐渡洲。次に越洲。次に吉備子洲。此に由りて之を大八洲國と謂ふ。瑞・此をば彌圖と云ふ。妍哉、此をば阿那而惠夜と云ふ。可愛、此をば哀と云ふ。太占、此をば布刀磨爾と云ふ。

【第一四講】 天神 天神とは、後には此の日本の國土に生れ給へる地神に對して、高天原の神等を申す稱となれるのであるが、此處に謂ふ天神は、未だ地神が出で給はぬ時の事であるから、彼の五柱の別天神(第二講参照)を指して云へるのである。然るに此の別天神の中の三柱の大神等は、此世に出現し給ひて後、掻き消す如く御身を隠させ給ひしより以來、永遠に御姿を見え給はぬ御事であるが、獨り高皇產靈尊(神皇產靈尊は自ら其中に有る。第六講参照)のみは、殊に奇靈なる大神で、事ある時は現身と現れ給ふ神に坐す。故に茲では高皇產靈尊を指して云ふ。豊葦原千五百秋瑞穂之地、是は

大己貴・少彦名命以後に名づけられた日本の國號であるが、其の後代の名を、上代へ廻らして記されたので、此紀の常の事ではあるが、此處に此の國號を用ゐられたのは少し如何である。と本居翁の論はれたのは至言である。然し記には『此の漂へる國を修理り固め成せと詔ひて』とあるが、漂へる國と云ふと、『國雅く浮べる脂の如くして、海月如す漂へる時』即ち天地開闢の始めの時の地球その儘の事になつて、神世七代を経過して既に完成せる此時の地球を指して謂ふには甚だ如何である。故に是を比較して見れば、此紀の方が遙かに無難であるが、とにかく此處は、紀記共に其の言義には拘泥せずして、『此の天の下に在る國を修理せよ』と詔へる趣だけに解釋すべきである。さて、豊葦原の豊は美稱。葦原と云ふのは、上古我が國には谷地(沼澤等の濕地)が甚だ多かつた。谷地は一見普通の土地の如く見えるが、一度び足を踏込むと其儘身體を没して了ふので、大己貴命と少彦名命とが、戮力して其處へ葦藪を殖うる事に勉め、且つ其業を獎勵せられた爲めに、我國は到る所葦が繁茂した。と傳へられてゐる。此事は續後紀の長歌に『日の本の大倭の國を、神魯岐の少彦名が葦首を殖る生しつゝ、國固め造りけむより云々』とあるを始め、大三輪社鎮坐次第、其他の古典に多く記されてある。斯かる神話の有無に係らず、未開の地には葦藪等の繁茂してゐるのは常の事であるから、葦原之國とも葦原之中之國とも謂つたのである。千五百秋瑞穂國と云ふのは、千秋萬歲に亙りて、秋ごとに瑞々しく稻穂の實り豊かなる國、の意である。修之 知らずとは、統治する意。國を造り固め、神を生み、萬物を生成して能く治定する事を云ふ。天上浮橋 一峰本には『天浮橋上』とある。此橋の事は既に第一講に釋いて置いた。八尋之殿 八尋は殿の廣さを云ふ。一尋は兩手を左右に廣げたる長さ、即ち一廣の意である。さて八は、凡て物の數の重なるに用ゐる語で、彌と云ふも同言である。即ち八十綿連、八百萬、八丘八谷など云ふと同じく、此の八尋殿も廣大なる御殿の意である。化作 御建つの意であるが、

是に化作と云ふ字を充てたのは、按ずるに地球上に只一つ、併も今出来た許りの磯敷盧島に、宏大なる宮殿を造るべき木材等の有るべき筈は無い事であるから、例の神業を以て作り化された、と云ふ意を示す爲めの撰者の用意に出でたものと推定される。次に『天柱を化堅つ』と書かれたのも此の意味である。天柱 第十一講の『國中之柱』の講義に委しく釋いて置いた。具成 戀ひ戀ひて、行き行きて、満ち満ちて、などの格で、次第に成り進んで成り果れる意である。陰元・陽元 男女の陰根を云ふ。既出第十二講。約束 知岐里は『手切り』の義である。今も『指切り』と稱して、兒童等が約束を違へざる證に、互ひに小指と小指とを曲げて掛け合はす事を爲るが、是れ即ち『手切り』で、太古の遺法である（第廿三講参照）。故に契を結ぶと云ひ、また掛けし契とも云ふ。誓と云ふのも『手交ひ』の義で、矢張り指切を爲る事を云ふ。また互と云ふも『手交ひ』の義である。而して其の互ひに掛け合せた指の状態が、手交ひ・手交ひに方向を變へるので、違ふ・違ふ、と云ふ語を構成する。また神社の屋上に交又せる木材を『千木』と稱ふが、是も手切の義で（千木と書くのは充字である。）即ち指を掛け合せた状態に因れる稱である。また板などの合せ目、又は割目などに填めて、鏡にする分銅形の物を、『ちぎり』と云ふのも、皆以上の義に出でし言語であるが、是等の語系は誰も考へ得た者が無い。尙ほ百二十頁の手の條を見よ。妹 記傳に『伊毛とは、古へは夫婦にても兄弟にても、他人同志にても、凡て男と女と雙ぶ時に、其の女を指して云ふ稱也』と説いて、其例を委しく出された。實に此説に従ふべきである。妍哉云々 本書の傳（第十一講）には意哉と書き、下の第五別傳には美哉と書いてある。是は字を三通りに換へて書かれた丈の事で、言意に異なる所は無いのである。爲夫婦 第十一講に釋いてある。蛭兒 記傳に『上代に、蛭に似たる兒を云ひし稱也。（兒を濁りて訓むべし）。此の御子の名と心得るは非也』と釋かれたのは善説である。即ち體質の虚弱な、俗に謂ふ骨無し兒の稱であるが、

此の御子には御名が無いので、後世には、其ま、蛭兒を以て御名と爲て了つたので、本よりの御名で無い事は記傳の説の通りである。尙ほ蛭兒神の事は、下の本傳及び其の別傳にも記されてあるから参照すべきである。さて攝津國武庫郡の西宮神社は、此の蛭子神を祭れる社である。葦船 葦を多く集めて、編んで造り成せる船を云ふ。神代紀下卷には、鹽土老翁が竹を編んで無目堅間小船を作り、其船に彦火々出見尊を乗せ参らせた事が記されてある。さて此の御子を欺く葦舟に乘せて流し捨てさせ給ひし理由は、神代物語に『されども此の御子、五體柔々として剛からず。世に謂ふ蛭子に坐まし給ひて、既に三歳にもなりぬれど、御脚立たせ給はざりけり。されば二柱の御親の尊、其の御心の裡にては、御子を憐愍み給ふ事、普通ならず思し、かども、斯かる蛭子の長に有りては、後の世の爲め悪しかりなむと、迭の御心に思ひ給ひて、恩愛の絆をば思ひ断ち、断腸の御歎きをも忍ばせ給ひ、波打際に降立ち給ひて、數多の葦を刈集め、御手づから葦舟を造らせ給ひ、即ち御子を乗せ参らせて、浪の隨まに流しやり、青海原に捨てさせ給ふ』とある。此の意である。即ち彼の妻妾鳴尊に對して、『汝、此國を治らば、必ず残ひ傷る所多からむ。故れ汝は極遠之根國を馭す可し（第二七講）』と宣ひて逐ひ給へると同じ御事で、國家を思ひ給ふ懐き大御心に出でしものである。然るに記傳には、此の御子を捨て給ひしは、次の淡洲と同じく、淡め惡み給ひて也と説いてゐるが、人間すら片輪なる兒、虚弱なる兒には愛しさが彌増す習ひである。況や神は仁慈の深き御事、實に宏大無邊に坐す。御身に何一つ罪も無き御子を、故も無く惡ませ給ふ如き謂れは有るべしとも覺えない。即ち記傳説は古神道の精神を素す無稽の言で、假すべからざる妄説である。淡洲 此の淡洲と申すのも、蛭子と同じく、此の御子の御本名では無い。即ち此の御子も體質が虚弱に渡らせられたので、蛭兒神と同様に御子の數に入れ給はず、磯敷盧島の邊り近き淡島に遣り給ひて其處に住ましめ給ひしより、其の島の名が御子の名に移つ

たのである。地名を以て神人名に充てるのは常の事で、天照大神を伊勢の大神と申し、明治天皇を代々木の大神と申上げる如き皆其の例である。殊に此の御子は、蛭兒神と同様に御名が無いのであるから、其の鎮座給へりし島の名を以て、神名とせるは當然の事である。さて淡島は、記の仁徳天皇の御歌に『淡島、磯取盧島、檳榔の島も見ゆ、佐氣津島見ゆ』と詠ませ給へる島で、紀伊國海部郡なる加太の海の友が島の古稱である。さて式に紀伊國名草郡（今は海部郡加太村）加太神社、とあるのは、古く淡島明神と稱つて、其の社傳に、元は友が島（即ち淡島）に坐し、を、加太村に遷坐せる趣きで、祭神は少彦名命とあるが、按ずるに此の神社は、其の始めは主神として淡島神を祭祀し、少彦名神を相殿に祭つたのであらうが、少彦名命の方が人口に膾炙されてゐるので、何時しか其れが主神になつて、淡島明神は其の名ばかりに做つたのであらうと思はれる。彼の蛭兒神を主神として祭祀せる西宮神社（攝津國武庫郡）の如きも、神社啓蒙、廿二社注疏等には、『主神蛭子神、相殿大己貴神（大國主命）』とあるが、式には『大國主・西ノ神社』と載せられて有つて、其の主神たる蛭兒神は全然失はれてゐる例などを見るに、加太神社の如きも恐らくは此の類であらうと考へられる。尙ほ此の淡洲は、萬葉には粟島と書いてある。即ち卷三に『武庫の浦を漕ぎ轉む小舟粟島を背ひに見つゝ、乏しき小舟』また卷七に『粟島に漕ぎ渡らむと思へども明石の門波いまだ騒げり』など詠んでゐる。不充兒數 糞の蛭兒は葦舟に乗せて流し捨て給ひし御事であるから、本より御子の員に入らないのは當然であるが、淡洲神も亦た是に同じ、との意である。還復上詣 記には『於是二柱神の議りて云く、今我が生めりし子良からず。猶ほ宜しく天神の御所に白す宜しと。即ち共に參上りて、天神の命を請ひまじき』と記されてある。具奏其狀 具は粒狀の義。粒の如き狀に、事細かにの意である。さて此處の大意は、二尊が磯取盧島に天降つて、彼の天之御柱を、男神は左より、女神は右より旋り、互ひに行き合ひ給ひ

し時、女神が先づ妍哉可愛小男焉と唱へ、次に男神が是に唱和して夫婦とならせられしに、其後生れ給ふ御子が悉く虚弱なるは、其處に何か理由が存する事であらう歟、と云ふ事を、高天原に歸國し給ひて、高皇產靈尊の御前に具さに奏上し給へる趣きである。時天神 此時高皇產靈尊は、再び現身と現はれ給へる事は勿論である。太占 太は太玉串、太諱辭などの太で、大と同じ意の美稱。占は釋紀に麻々也とある。即ち浪の任に任に、神の任に任に、など云ふ隨の義で、占卜の面に現はれた驗に任せる意の語であると云ふ。記に天照大神が天岩屋に隠り給へる時の條に『天香山の眞男鹿の肩骨を内拔に抜き、天香山の朱櫻を取りて占へ任なはしむ』とあるのは、樺櫻の木を焚いて、鹿の肩骨を灼き、其の骨に現はれた色合等に據つて吉凶を占つたもの、即ち鹿卜である。また龜の甲を灼いて、其の甲に現はれた文に據つて占ふを龜卜と云ふ。また萬葉に『月夜には門に出で立ち夕占問ひ足卜をぞ爲し行かまくを欲り』と詠める足占と云ふのは、豫め踏止まるべき標を定めて置いて、足を爪立て、小刻に歩行して、其處に到着せる歩數の奇數偶數に據り、若くは心に思ふ事を口に唱へつゝ其處まで行つて、踏止まつた時の詞の如何に據つて吉凶を占つた物で、所謂原始的の簡朴なる占法であるが、此時高皇產靈尊が遊ばされた占法は、其の傳が無いから知り難い。ト合 宇良布と云ふのは、トを活用せる語で、トなふと云ふに同じ（贖ふ、贖なふ等の如し）。即ち太占に訴へて吉凶を卜なひ判斷め給へる意である。教曰 古寫本に「味はひて曰はく」と訓んでゐる。太占の上に現はれた象を吟味し給へる意である。一訓には文字の通りに「教へて曰はく」とある。さて教は、愛を波行に活用せる語にて、愛育する意より出でたる言には非ざるか、と平田翁は言はれた。婦人之辭云云 太占に現はれた兆に據ると、何事も男性に従ふべき女性の身にて有り乍ら、男に先立つて妍哉云々と唱へた故に、宜しく無いらしむ、との意である。さて此處は記の趣きでは、『天神の命以ちて』とあれば、他神に命じてト相しめ給へる

明らかになる。即ち此の一書の傳も亦た大切な一傳である。

第四別傳

一書曰。伊弉諾尊・伊弉册尊二神。相謂曰有物若浮膏。其中蓋有國乎。乃以天瓊矛。探成一島。名曰磤馭盧島。

【正訓】一書に曰く、伊弉諾尊・伊弉册尊、二柱の神、相謂らひて曰く、「物有り、浮べる膏の如し。其の中に蓋し國有らむ乎」。乃ち天瓊矛を以ちて一つの島を搔き探り成す。名づけて磤馭盧島と曰ふ。

【第一七講】此の傳は、「物有り浮べる膏の如し」とあるのが異なる傳へで、古事記の趣きは此の一書の傳から出てる事が知られる。即ち是傳も亦た重要な一傳であるが、然し第四八頁の『豊葦原千五百秋瑞穂之地』の釋義に説いた如く浮べる膏の如しとあるのは甚だ紛らしい感がある。

第五別傳

一書曰。陰神先唱曰。美哉善少男。時以陰神先言。故爲不祥。更復改巡。則陽神先唱曰。美哉善少女。遂將合交。而不知其術。時有鶴鶴。飛來搖其首尾。二神見而學之。即得交道。

【正訓】一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、「美哉・善少男を」。時に陰神の言を先だてるを以ての故に、祥なしとして、更に復た改め巡る。則ち陽神先づ唱へて曰く、「美哉・善少女を」。遂に合交せむとす。而

れども其の術(マ)を知らず。時に鶴鶴あり、飛び來たりて其の首・尾を搖く。二はしらの神、見そなはして之れに學ひて、即ち交道を得つ。

【第一八講】不祥 既出第十一講。合交 御は敬稱、合交は交合の意である。鶴鶴 釋紀秘訓、及び和名鈔に爾波久奈布里とある。即ち庭婚振の義で、庭は地面の意。婚は曲に同じ、俗に曲々する意。振は身振、爲振、手振などの振で、状態を意味する語である、即ち此鳥が尾を上下に曲々させて地上を叩く状態に因つて、二尊が交接する術を會得せられた故の名である。故に此鳥の異名を交接教へ鳥とも交接鳥とも云ひ、尾を上下に曲ぎ動かして地上を叩いたに因つて、庭婚ぎ、石婚ぎ、庭叩なども云ふ。また此鳥に因つて二尊が共寝する事を爲負せた意味から、寝負せ鳥(稻負鳥と書く)とも云ふので、和泉式部の歌に「逢ふ事を稻負鳥の教へずば人を戀路に惑はましやは(初句は交接する事の意である)」などと詠んでゐる。學之 學の訓は、做ひてとも、學びてとも訓んであるが、做ふ(習)は並ぶの義。即ち彼れの状態に並んで行動する意。また學ぶは目並ぶの義で、見列ふ意である。而して奈は禰に通ずる故に「目並(眞似の語根)ぶ」とも言ふ。交道 交接の方法を云ふ。さて婚ぐと云ふ言義は、第十一講の「爲夫婦」の條に釋いてある。尙ほ交接ぐ事を婚ぐとも云ふのは、曲ぐの義(前々條の鶴鶴の釋義参照)即ち交接する状態に出でし語である。

第六別傳

一書曰。二神合爲夫婦。先以淡路洲・淡洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次伊豫洲。次筑紫洲。次雙生億岐洲與佐度洲。次越洲。次大洲。次子洲。

【正訓】一書に曰く、二はしらの神、合爲夫婦して、先づ淡路洲・淡洲を以て胞と爲て、大日本豊秋津洲を生む。次に伊豫洲。次に筑紫洲。次に億岐洲と佐度洲とを雙に生む。次に越洲。次に大洲。次に子洲。(季治云、『淡路洲・淡洲』とある淡洲の二字を、古寫本に依り通釋に削られたるは過失也。)

【第十九講】此の一書の傳は、『淡路洲・淡洲を以て胞として』とあるのが非常に異なつた傳である。即ち『淡路洲と淡洲との二島を胞(母體の胎盤なり。第十三講を見よ)』として、其の胞に臍帶を以て連結してゐる胎兒の如き状態に本洲を御作りになつた』と云ふので、淡路島と淡島との二島に根底を固く連結させて本洲を作らせ給へる趣きである。さて最終に子洲とあるのは、吉備子洲を云ふ。

第七別傳

一書曰。先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次億岐洲。次佐度洲。次筑紫洲。次壹岐洲。次對馬洲。

【正訓】一書に曰く、先づ淡路洲を生む。次に大日本豊秋津洲。次に伊豫二名洲。次に億岐洲。次に佐度洲。次に筑紫洲。次に壹岐洲。次に對馬洲。

【第二十講】此の一書の傳は、八洲を作り生し給へる順序に相違あるのみで、其の洲の名は記の傳と全く同一である。故に本居翁は、此傳を以て正しとすべしと云はれたが、其れは例の古事記獨尊に出でし説であるから従ひ難い。(著者は次の第八別傳を以て正説とすべしと思考す)。また通證には『此の一書の傳は、一洲毎に界に海を以てす。大八洲の稱、恐

らくは此を正説と爲す』と云はれたが、此の説は何の意味たる歟を知るに窘む。本書の傳及び十種の別傳に擧げられた洲々は、何れも四隣海を以て界とした島で、滿洲の如く他國と地続きになつてゐる洲は一洲も無い。若しくは他の傳の中で、越洲(能登國)、吉備子島(備前國兒島郡)が本洲と地続きであるとの謂かとも思ふが、右の二洲も、太古は各々獨立せる島で有つたので、矢張り海を以て界としてゐたのである。其れが後に至つて本洲と地続きに做つたのは、神代に係はるべき事では無い。譬へば今後數萬年を経過せば、否、今日にも一大地變が突發したならば、本洲と九州とが地続きに成る事も有らう。然し目下の所で、本洲と九州とが海を隔てゝゐる以上は各々獨立せる島に相違ない。今日それが地続きに成つたからと云つて、昨日の二島たりし事實を否定する事は做り難い。即ち通證の説は、沿革を無視せる論であるから従ひ難いのである。

第八別傳

一書曰。以破取盧島爲胞。生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次雙生億岐洲與佐度洲。次越洲。

【正訓】一書に曰く、破取盧島を以て胞として淡路洲を生む。次に大日本豊秋津洲。次に伊豫二名洲。次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に億岐洲と佐度洲とを雙に生む。次に越洲。

【第二講】此の第八別傳は、實に正傳たるべき體はしい傳である。曩の第十三講にも説明せる如く、我が大八洲國の根柢の強固にして、動かすべからざる事實を傳へた……實に貴い傳である。而して我が大八洲の根柢の強固なるに付けて、

其の大八洲を^{しる}見^めす我が大君の、天つ日嗣の御位も動き無く、天壤と共に窮り無き趣きも含まれてゐる、實に玄妙なる傳である。此の麗はしく、貴く、且つ玄妙を極めた傳を差し措いて、先哲の人々が、彼の古事記の傳へと符合せるの故を以て、曩の第七別傳を正傳であるかの如く説き來つたのは、要するに『胞と爲て』と云ふ文意を誰一人解り明らむる者が無かつたからである。

さて此の『胞と爲て』と云ふ意は、第十三講に細説詳述して置いたから、此處では大體を説く事とするが、先づ磯敷盧島は、其の始め伊弉諾尊が天瓊矛を貫き通して、動き無き國中之柱（第十一講参照）、即ち此の地球の地軸天柱と立てられた島である。其の動き無き磯敷盧島を胞（母體の胎盤なり。第十三講を見よ）として、其の胞に臍帯を以て連結してゐる胎兒の如き状態に、固く根底を連結させて淡路洲を造らせ給ひ、また其の動きなき淡路洲を胞として、是に根底を堅く連結させて本洲を造らせ給ひ、また其の動き無き本洲を胞として、是に根底を固く連結させて四國を御造りに成り、斯くして八洲を造り了へ給へる御事であるから、大八洲は互ひに固く連結し合つてゐて、持ちつ持たれつ、毫も根底に動き無き事は、今様の安普請の比では無い。故に其の結び合つてゐる臍帯が太り太つて、越洲、吉備子島の如く本洲と地続きに成る事は有つても、離れ／＼になる如き不始末は更に無い。假令この地球に大變動が起つて、諸外國が流れ出す様な事が有つても、我が大八洲國は微懼とも爲ないのである。即ち斯くしも珍らかな貴い傳へを正傳と立てずして居られようか。

第九別傳

一書曰。以淡路洲爲胞。生大日本豊秋津洲。次淡洲。次伊豫二名洲。次億岐三子洲。次佐度洲。次筑紫洲。次吉備子洲。次大洲。

【正訓】一書に曰く、淡路洲を以て胞と爲て、大日本豊秋津洲を生む。次に淡洲。次に伊豫二名洲。次に億岐三子洲。次に佐度洲、次に筑紫洲。次に吉備子洲。次に大洲。

【第三講】 前の第八別傳の磯敷盧島は、二尊が天降り給へる時、既に出来てゐた島であるから、八洲の中へ加入せずして計算するのであるが、此の一書の傳は左様で無いから、淡路洲から教へねば成らぬ。然うすると總て九洲になる。故に通釋に『此の一書、淡洲の大八洲の數に入れるは疑はし。永享本には「次淡洲」の三字無し。さては八洲の數合へり』と言はれた。

第十別傳

一書曰。陰神先唱曰。妍哉・可愛少男乎。便握陽神之手。遂爲夫婦。生淡洲。次蛭兒。

【正訓】一書に曰く、陰神先づ唱へて曰く、『妍哉・可愛少男乎』。便ち陽神の手を握りて、遂に夫婦して淡洲を生む。次に蛭兒（校本に云、寛永本に淡洲を淡路洲とせるは誤也。江家本に路、字無し。明應本、永和本の傍書亦同じ。）

【第三講】 握陽神之手。陽神の御手を握りて、とあるのは、即ち契り結び給へる御事である。太古に手を交はして契を結ぶ状態の事は、第五十頁の『約束』の釋義に説いて置いた如く、優に雅しい仕方であつて、彼の異人が行ふ握手の如き毒々しいものは日を同じうして語るべからざるものである。淡洲・蛭兒 曩の第一別傳には、先づ蛭兒を生み、次に淡洲を生み給へる趣きに記されてある。さて此の御子の事は、第十四講に説いてある。

附 說

此章は、本傳及び別傳を綜合すると、始め男女二尊が高皇產靈尊の勅命を奉じて、高天原の天浮橋の上に立たして、天瓊矛を地球に衝下して先づ破馭盧島を得給ひ、次で其島に降臨せられ、瓊矛を貫き通して地軸を造り、其の柄を以て天柱と化し、此の國中の天柱を、男神は左より旋り、女神は右より旋つて、互ひに旋り會ひ給へる御時に、唱和の言の葉を歌ひ交はせられて御婚儀の大禮を行はせられた。時に一羽の鶴鶴が飛來つて、尾を以て地上を叩ぐ狀を御覽になつて交接の術を知り給ひ、遂に御夫婦の實を擧げさせられた。而して其後に蛭兒神と淡洲明神とを御生みに做つたが、此の二神は共に尪弱な御兒で有つたので、如何なる故に因つて斯かる虚弱な御子のみが生れるので有らうかと云ふ事を質し奉るべき爲めに、二尊は高天原に歸國せられて、始終の事の趣きを審かに天津神に奏上したので、高皇產靈尊は則ち太占に卜へて其の理由を御明らかになり、二尊が唱和の御言の葉を交換し給ひし御際に、女神が男神に先んじて是を唱へられた事が自然の理に違反してゐる故に不祥で有ると云ふ事を御教へになつた。是に於て二尊は再び破馭盧島に天降りまして御大禮を改め行はせられ、其の後に先づ大八洲を御造りに成り、而して其の大八洲の君たるべき神を生ませらるべき御計畫の下に著々御成功あらせられた趣きの傳である。

尙ほ陰陽二尊が、交接の道を鶴鶴に做ひ給へる傳は、是を詳かに考察すると、單に交道の上のみならず、我が日本民族の生活状態は、可憐な小鳥に做つた所が甚だ多い様である。即ち衣類の如きも袖(神代の衣服に袖の有つた事は、記の八千矛之神の長歌に見える)は兩翼に象り、褌は其の尾に做つてゐる。また食事をするに、二本の箸を以て穀類を挟んで口に運び、住處は草を以て屋根を葺き、藁に土を混へて壁を塗り、藁を敷いて床と爲る等の事が其れで、如何にも優美で雅

趣が有り、且つ親しみに富んでゐる。是に反して異人の方は、先づ其の服装が獸の毛を用ゐて、仕立工合も悉く獸に類してゐる。食事には猛獸の爪に擬へた、見るからに恐ろしい道具で、肉を殺ぎ取つて喰ふ。住處も其の古代には、我國の土蜘蛛種族(第二九頁参照)と同様に穴居を事とし、後には煉瓦や石を積み上げて、其の祖先等が猛獸の栖處に做つた遺風を其儘に傳へてゐるので、何處までも瘴猛な氣分が漲つてゐる感がある。

次生海。次生川。次生山。次生木祖。句句廼馳。次生草祖。草野姫。野名。既而伊弉諾尊・伊弉册尊。共議曰。吾已生大八洲國及山川草木。何不生天下之主歟。於是共生日神。號大日靈貴。反。一書云。天照大神。一書曰天照大日靈尊。此子光華明彩。照徹於六合之内。故二神喜曰。吾息雖多未有若此靈異之兒。不宜久留此國。固當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠。故以天柱。擧於天上也。

正訓 次に海を生む。次に川を生む。次に山を生む。次に木祖・句句廼馳を生む。次に草祖・草野姫(亦名は野槌)を生む。既にして伊弉諾尊、伊弉册尊、共に議りて曰く、「吾れ已に大八洲國及び山川草木を生めり。何ぞ天下の主たるべき者を生まざらめ歟」と。於是、共に日神を生みまつります。大日靈貴と號す。(大日靈貴、此をば於保比屢咩能武智と云ふ。靈の音は力丁の反。一書に云く、天照大神。一書に云く天照大日靈尊。)此の御子、光華明彩しくして六合の内に照徹らせり。故れ二はしらの神、喜びて曰く、「吾が息・多なりと雖も、未だ若此靈に異しき兒は有らず。久しく此國に留めまつる宜からず。固に當に

早に天に送りまつりて、授くるに天上の事を以てす當し。此時天地相去ること未だ遠からず。故れ天柱を以て天上に擧げ給ひき。

【第二四講】 此章は、伊弉諾・伊弉册尊が、高皇產靈尊の勅命を奉じて、現に此の世界を立て給ふ方面から説いた傳である。即ち此の現世界の大神主と坐すべき天照大神を初め、月讀尊、素戔嗚尊の三柱の珍之御子の生れ坐せる事を主と立てた傳であるので、其の幽世に立つて、山河草木ををし看す神々、乃ち海神を海と記し、川神を川と記し、山神を山と記し、次なる句句廻馳、草野姫などにも、神とも命とも書かれぬのは、皆此の三柱の大神に避けた文法である。と通釋に説かれたのは卓見である。何とならば曩の八洲起原章の始めに『是に滄海を獲き』とあつて、最初に於ける地球の表面は滄海の水が漫々たる物で有つた趣きである。故に今更ら改めて海を作り化し給ふべき謂れは無い。従つて山も川も、素より大八洲を作り化された時に、其の洲々に出來てゐた事と見るべきで有るから、是處に『生海。生山。生川』とあるのは、其の海之神、山之神、川之神を生み給へる意である事は論ずる迄も無い。

さて此の箇所は、記には『既に國を生み竟へて更に神を生む。故れ生みませる神の名は、大事忍男神。次に石土彦神を生む。次に石巢姫神を生む。次に大戸日別神を生む。次に天之吹男神を生む。次に大屋彦神を産む。次に風木津別之忍神を生む。』とあつて是處に七柱の神が生れ給ひ、引續いて、『次に海神を生む、名は大綿津見神。次に水戸神を生む、名は速秋津彦神。次に妹速秋津媛神。』(大事忍男神より速秋津媛神まで、併せて十神)と記されてあるが、此紀は、右の大事忍男神より風木津別之忍男神までの七神を略して、彼の大八洲國を造生し給ひし事より直ちに海神・大綿津見神を生みませる事に續けた傳である。(記傳に、大事忍男神以下の七神は、下の檜原の滅除の時に化り給へる神の誤傳である如く説

かれたのは、僻事である。事實は必ず此處に在すべき理由の有る神であるが、此紀は天照大神、月讀尊、素戔嗚尊の御出生の御事を主と立てた傳であるから、凡て略かれたのである。是等の辨は此紀の本文には關係の無い事であるから、其は新釋古事記に詳しく説く事とする)。

生海 前述の如く、海神・大綿津見神を生み給へるのである。海を和と云ふのは、眞淵翁説に『渡の義にて渡航する意也。萬葉集卷一に、對馬の渡り渡中に、など詠めるを思ふべし』とある。さて此處に成坐せる海神は、第三六講の檜原の御禊の時に化り給へる海神とは別である。即ち御禊の時に化れる海神は、海の底・中・表と三所に別れて、其の一所づつを分けて治め給ふ海(底少童神、中少童神、表少童神)で、此處なるは滄海の全部を統治し給ふ神であるから、大綿津見神と云ふのである。尙ほ山神にも大山祇神と申して、凡ての山を統治し給ふ神が有り、また山の所々を特別けて治め給ふ種々の山祇之神が在すと同じ事である。と通釋に説かれてある。生川 川神を生み給へるのである。川神は、別傳にも記にも見えないが、記に『水戸神・名は速秋津彦神、次には妹速秋津媛神を生む』と見え、次の第六別傳にも『水門神等速秋津日命と號す』とある。而して水門は、海に出入する戸口で、即ち川で有るから、此處に川神とあるのは此の水門神を云ふのであると通釋に説かれた。生山 山神・大山祇神を生み給へるのである。記に『山神・名は大山津見神を生む』と見え、第六別傳に『山の神等を山祇と號す(第三六講)』とあるのが即ち其で、此神は凡ての山嶽を知し看し給ふ故に、大と稱へ申せるのである。木祖・草祖 家屋を造るに必要な本草の精靈の神の謂である。句句廻馳 壘之靈の義(第二講の附説参照)即ち樹木の幹の精靈の神である。清和紀に『貞觀十七年十二月、飛驒國正六位 木母國神に従五位下を賜ふ』とあるのは此神であらう。草野姫 草を加夜と云ふのは、記の海宮段に『鶴の羽を以て葺草と爲て云々。葺草を訓み

て加夜と云ふ』とある。即ち屋根を葺き交はすに用ゐる草の總稱である。さて此の姫神は、別名を野之靈と云ふとある如く、草を繁茂せしむる母、即ち野神である。山川草木 元々集所引の神皇系圖には『二神於是降居此島云々。産三生洲國及山川草木神等』とある如く、此の山川草木の神と云ふ語を添へて心得べきである。天下 高天原即ち天上の國に對して、此の地球を云ふ。主 君に同じ。是處では主宰する神を云ふ。さて君と云ふ語は、現代では一般の敬稱として輕々しく用ゐられてゐるが、實は神の轉語で、非常に重い尊稱なのである。日神 高天原に坐して、太陽國を所知看す義を以て稱へ奉れる御名である。さて日神の生れ給へる御事の傳は、第六別傳及び古事記には、下の檉原の御波の段の末(第三七講)に至りて、伊弉諾尊が黄泉の汚穢を清め竟へ給へる所に化生ませる趣きに傳へ、此の本傳には、陰陽の二神が生み給へる由に傳へてゐる。而も此の二つの傳説が、兩者ながら正しいと云ふ筈の有るべき事無きから、其の何れかの一方が誤傳なる事は論を俟たない。其れに就いて重胤翁は『紀の本傳に據れば、日神は陰陽二神を父母として生れ給へる趣きなるに對へて、瑞珠盟約章(第四六講)なる日神の御言葉に、夫れ父母の尊、既に諸子に任し給ひて、各々其の境を有たしむ云々と有りて、何方迄も二神の共に生み坐せる事を貫きたれば、是こそ實に正説なるべけれ。記にも素戔嗚尊の御言に「僕は妣國・根之堅洲國に罷らむと欲ふ」と有りて、御母の尊が黄泉國へ往き坐し、を戀ひ慕はせ給へるが故なり。古語拾遺にも、伊弉諾・伊弉冊二神。共爲夫婦。生大八洲國及山川草木。次生三日月神。最後生三素戔嗚尊云々。父母二神勅曰云々と有り。此書は國史家牒に無き異傳を載せらるゝ主意なるに、其れすら正書の傳の外に取る所なかりし故に、此文を擧げられて違ふ所なし。また皇太神宮儀式帳にも、天照大神。月讀之神二柱。所稱伊弉諾尊。伊弉冊尊。共爲夫婦。合所生神上。と有り、神宮の古傳にも亦た右の如く有りて、記また第六別傳の如く、左右の御眼より、日神月神の成

坐せりとは傳へざりし事炳焉し』と云はれたのは卓説である。尙ほ日神・月神・素戔嗚尊等が、身濼の時に化坐せる傳の非なる事は、第三七講に釋く。大日靈貴 御名義は通釋に、大は尊稱。日を比流と云ふは、夜を與流と云ふに同じ。(この流は、呂に通ふ辭にて助語。萬葉に與流を與良とも詠めり)。靈は女に同じ。説文に貴女字也と有る意を借れるに、大神が姫神に坐す由を申せる也。萬葉に天照日女之命とも詠めり云々とある。貴は持の義(大己貴命を、大己持命と書ける是れ眞義也。貴字は、御事に尊字を用ゐたる類の充字なり。字義に拘泥むべからず。)即ち天上を照覽し給ひ、日の政を攝り持たせ給ふ意の御名である。天照大神 記傳に、『此は天を照すと云ふとは少し異りて、たゞ底流を延べて底良須と云ふ古言の格(立を多々須と云ふが如し)にて、天に坐して照り給ふ意。高光と云ふに同じ』と云はれた。尙ほ通釋に、『此紀には御の字を略きて、大神と書かれたれど、古事記、萬葉、續紀、延喜式、祝詞などに、多く大神と書けり。此紀も其れに依りて讀み奉るべし』と言はれた。光華明彩云々 大神の御身體より、靈異なる大神光が放射し、天地の間に照り徹らせ給ふを云ふ。尙ほ神代紀下卷に『味耜高彥根神光儀華艶して、二つの丘・二つの谷の間に映やく』と見え、允恭紀に『其の艶しき色、衣より徹りて是を以て時の人號けて衣通郎姫と云ふ』等の記事が見えるが、素戔嗚尊より日神の大御光に類ふべきで無い事勿論である。六合 東西南北上下の六合、即ち天地四方を云ふ漢字である。吾息 雖多 山川草木の神等、皆二神の生み給へる御子なれば斯く詔へるのである。佐波は群集して庇めく意より、凡て物の多き事に云ふ語である。靈異 奇靈に怪しき義。一訓には單に久志備奈流とも讀んでゐる。不宜久留此國 天下の主君たるべき御兒を生まむと思召されたのが、思ひの外に靈異なる兒が生れ給へるので、此の國土に置き奉るには餘りに恐れ多く、相應しからぬ事に思召された趣きである。授以天上之事 天上の事とは、高天原の政を云ふ。記に『汝命は高天原

を知らせ、と事依さして」とあるに同じ。是時天地相去未遠。通釋に「此の八字甚だ疑はし。依りて按ずるに、小篠敏校本に小注二行とせり。また東麻呂翁の本、清岡本も同じと云へり。斯く數多の本どもに、皆細注なるは、後人の摺入の本
文と成れる物なるべし、さるは天地の間は古へは甚と近かりしが、漸々に遠く離れたりとの説は、彼の釋紀に引ける漢籍
三五略記などの説にて、我が古傳には更に有る事なし。其の時々に依りて或は近く、又は遠きも、みな神の御上の事にこ
そあれ、古へ遠くして後に近きに因れる故には有るべからず。凡人の心を以て測り知らるべき事には非ず。されば此の八
字は姑く訓を闕きて、猶ほ後人の考を俟つもの也」と云はれたが、實に此説に従ふべきであらう。既に屢々云ふ事である
が、神は奇異に坐す。此の國土と高天原とを往還し給ふに、遠ければ至難にして、近ければ容易である、など思ふのは、
神の意義を辨へぬ後世の凡人の推測で、決して古傳では無い。天柱 天柱の事は、第十一講の國中之柱の釋義に委しく
説いてある。即ち伊弉諾尊が、瓊敷島に衝き刺し給ひし天瓊矛の尖鋒は地柱と做り、其の柄は天柱と做つた其れを云ふ
のである。此の天柱は、後には化して山と做れる趣きであるが、此時は未だ其の儘の天柱であつたので、此柱を導べに迎
つて行けば、最も近く且つ間違が無く、高天原の天浮橋に達し得られる理窟であるから斯く傳へられたので、實に神秘な
傳説である。是に因つて之を見るにも、前文に「是時天地相去未遠」と有るのは如何にも事が小さくて、且つ樹に竹を
接いだ感がある。故に彼の八字は生賢しい後人の摺入に相違あるまいと思はれる。

次生月神一書云。月弓尊。月夜見尊。月讀尊。其光彩亞日。可以配日而治。故亦送之于天。次生蛭兒。雖已三歲。脚猶不立。故載之於天磐櫟樟船。而順風放棄。次生素彥鳴尊一書曰。神素彥鳴尊。速素彥鳴尊。此神有勇悍以安忍。且常以哭泣爲行。故令國內人民。多以天折。復使青山變枯。故其父母二神。勅彥素鳴

尊。汝甚無道。不可以君臨宇宙。固當遠適之於根國矣。遂逐之。

【正】次に月神を生みまつります。(一書に云く月弓尊。月夜見尊。月讀尊。)其の光彩はしきこと日に亞げり。以て日に配びて治すべし。故れ亦た天に送りまつる。次に蛭兒を生む。已に三歳に雖も脚猶ほ立たず。故れ天磐櫟樟船に載せて、風の順に放ち棄つ。次に生素彥鳴尊を生みまつります。(一書に云く、神素彥鳴尊。速素彥鳴尊。)此神、勇悍くして安忍なること有り。且た常に哭泣つることを以て行と爲たす。故れ國內の人民を令て、多以天さまに折なしめ、復た青山を枯に變す。故れ其の父母の二はしらの神、素彥鳴尊に勅たまはく「汝、甚だ無道し。以て宇宙に君臨べからず。固に當に遠く根國に適ね」。遂に逐ひ給ひき。

【第二五講】月神 高天原に坐して月世界を主宰し給ふに因る御名である。此事は下の第六別傳に委し。さて通釋に「日神に御名ありて、月神の御名なきは如何が也と記傳に云はれたる。然る事のやうなれども、日神・月神と申すも、即て御名なれば妨げ無し。舊事紀は、此紀を取れる書なるに、先生三日月神號曰大日靈次生三月神と有れば、古くは日神の方にも大日靈貴の御名を本文に擧げられざる本も有りしなるべし。さるは古語拾遺にも、生三日月神、と見え、顯宗紀の御託言にも、月神著人曰云々、我月神云々。(また神武紀の勅言に、我是日神の子孫云々。また顯宗紀も、日神著人謂阿閉臣事代二曰云々ともあり)と見えたれば、日神・月神と耳も申せりし事決し。式に山城國綴喜郡樺井月神社。丹後國桑田郡小川月神社などあり」と云はれたのは、例の委しい解釋である。さて月と云ふ語は、艶と云ふ語根から發してゐ

る。即ち艶と云ふ語に、加行の接尾音が添はつて、月・月等の語を構成し、也行の接尾音が添はつて、艶、露等の語を構成し、良行の接尾音が添はつて、艶々(萬葉に艶々・艶葉木など詠めり)等の語を構成し、凡て艶や艶やしく光ある物を云ふ。即ち津岐と云ふのは、光輝の麗はしき意に出でし語である。月弓尊 舊説に、『弓は借字にて、夜見の轉語である』と云へるのは、本末を誤れる説で宜しく無い。按ずるに月弓靈の義である。月は前述の如く光彩の意。弓は弓弭、弓末、弓弦、弓削、弓月などの弓で、弓の本語である。即ち上弦下弦の月の形状が、専ら弓に似てゐるので、月を弓と云つたのである。(兒童等に月の繪を描かせると、必ず弓形に描く。漢字の月も所謂の弓張月の象形文字である)。而して由は與に通ずる故に、月弓靈とも云ふ。靈は第二講の附説に釋いてある。さて上述の如く、月と云ふ語は其の光輝に因れる稱、弓と云ふのは其の形状に因れる稱である。故に萬葉に、『明日の宵照らむ月夜は云々』『照る月夜かも夜の更け行けば』『月夜よし河音さやけし云々』また『朝月夜、夕月夜』など詠めるのは、夜の字が書いて有るのは當字で、悉く月弓の義であるから、是等の月夜と云ふのは單に月の事で、月の夜の謂では無い。斯くの如く弓と云ふ語は、月の代名詞に轉れる語である故に、日の照らす間を日(晝)と云ふに對して、月の見える程を月(夜)と云ひ、日る(晝)に對して月る(夜)と云ふのである。月夜見尊 御名義は前條に有る。尙ほ次條參照。月讀尊 前の月弓及び月夜見は『ツク弓。ツク夜見』と訓むが、是處の月讀は『ツキ讀』と訓むべきである。何とならば、萬葉に月夜見を詠める歌が八首見えるが、其の中で五首、月讀と書ける場合に限つて、傍訓が『ツキヨミ』と做つてゐる。是は然う訓むべき古傳が有つて、其れに因つて傍訓を施されたのである。即ち萬葉四に、『月讀之光二來益云々』。同卷『月讀之光者清云々』。卷六に『天爾座月讀壯子云々』。卷七に『海原之道遠鴨月讀云々』。同卷『三空往月讀壯士云々』の五首は悉くツキヨミと傍訓が施され、卷十三に『月夜見乃

持有越水云々』。卷十五に『月餘美能光乎清美神島乃云々』。同卷『月夜美乃光乎清美夕風爾云々』の三首はツクヨミと傍訓が施されてゐる。(上記の訓は仙覺本に據る。國歌大觀本これに同じ)然るに記傳に『月夜は都久用と訓むべき例也。な都使用とあるをば古言に見當らず』と云はれたので、萬葉古義なども其説に因つて私に傍訓を改めたのは僻事である。なほど記傳の説の如く、朝月夜、夕月夜などは萬葉に悉くツクヨと訓んでゐるが、月讀と書ける所には上記の如き傍訓が付いてゐるのである。月夜見尊と月讀尊と、同訓の御名を重ねて是處に記さるべき理由は絶對に無い。即ち其の訓が同一で無い故にこそ別名として載せられたので、是は紀中悉く其の慣例であるから、斯く詮索する必要が有るのである。さて月神は男神に坐々す事は、萬葉に月讀壯士。月人壯子。左佐良根壯士など詠めるので明瞭である。亦送于天 釋私記に『前文に天柱を以て日神を天に送り奉れる由明らけし。月神を送り奉る時、定めて天柱を用ゐたる歟。製文の法、前に具し後を略す、常事也』とある。是説に據れば、日神と同じく彼の天柱に因つて高天原へ送り奉れる趣きである。蛭見 此の御子の事は第十四講に釋いてある。通釋には、此處に蛭子の生れ給へるが正説であらうと云はれた。三歳脚猶不立 次の第二別傳にも『三歳に滿ぬれども脚猶ほ立たず』と見え、また神代紀下卷の始に、『天穗日命云々。此神、大己貴神に倭り媚びて、三年に比及で報聞言さす云々』。また海宮遊行章に『海宮に留り給へる事、已に三歳に經りぬ』など見える。三歳は大凡三年許りの意に軽く見るべきであらう。勿論此の當時にも四季の變遷は必ず有つたに相違ないから、傳の儘に正しく三歳と見ても差支ない。歳と言義は神武紀に釋く。天磐標樟船 第二別傳には鳥磐標樟船とある。天は例の美稱。磐は堅固なる意。標樟は楠に同じ、上古に最良の船材とされたのである。(第二七講參照)。此木は普通の樹木と異なり、奇しく妙なる芳香あるより、奇之木と云へるのであらう。素戔鳴尊 曾佐能鳴尊とも申す。御名は荒之男の義。荒は

風吹き荒ぶなど云ふ荒で、勢の烈しき意。即ち神性の勇猛に坐ます男神の意である。通釋に『三柱の珍御子(日神、月神、素戔嗚尊)の生れ坐せる傳は、此の本書の趣きを正しとすべし。第六別傳また記には、御禊の時に生れ坐せる由に傳へたれど、其は叶はぬ事なり。如何にと云ふに、此後に素戔嗚尊、御母伊弉册尊の黄泉國へ入らせ給ひしを慕ひ奉りて、「吾は母尊の根國に従はむと欲ひて只に泣く耳。」と詔へる御事あるは、伊弉册尊が眞實の御母に坐ましてこそは叶ふべけれ。然らずしては、突然に母と申し給へるさへ如何なるに(記傳七卷に云へる説は諸ひ難し)見も知り給はぬ御母を慕ひ給ふとて、然ばかり小兒の如く泣哭ち坐して、知看すべき天下をさへ治め給はぬ理由やは有るべき。熱く事情を考へて、此の本書の傳への最も貴く最も正しき眞の傳なる事を思ふべし』と云はれた。神素戔嗚尊。速素戔嗚尊。神は尊辭。速は記に建速須佐之男命とあると同じく、猛く敏捷く坐します稱である。安忍。氣振りの義で、氣息の烈しき意。(勇)と云ふも原は氣荒むの義。荒ぶと云ふも原は息荒ぶの義(息の語系である)。神代紀下卷に『武甕槌神云々。此神進みて曰く、豈唯だ經津主神獨り丈夫にして、吾は丈夫に非る哉。其の氣慷慨』とある意で、常に勇氣が充滿して在せる事を云ふ。哭泣云々。哭は、音を加行に活用せる語である。是を良行に活用して『鳴る』の語を構成する。泣は、息荒つゝの義で、前條に釋いた『勇む。荒ぶ』等の言葉と全然同系の語である。茲では氣息荒く猛烈に泣くを云ふ。さて此の本傳の趣きでは、勇悍無比に渡らせ給ふ素戔嗚尊が、何故に斯く泣き悲しみ給ふ事か、甚だ其の理由が明らかで無いが、是は傳の前後が紛れたのである。其の事は此の語釋の後の附説に釋く。國內人民。國內の國神等を謂ふ。神世七代章の附説(二八頁)を參照すべきである。さて人民を人草、青人草など云ふのは、天之益人とも云ふ如く、其の繁殖して榮え行く狀を、草に喩へて云へるのである。夭折。是を阿加良佐麻爾、志那志牟と訓んでゐる。意は此尊の泣聲が猛烈なので、爲めに頓死す

る人民が續出せる趣きである。さて此のアカラサマと云ふ語は二通り有る。其の第一は明狀の義で、顯露(ダシ)の意であるが、是處のアカラサマは、神武紀に『倏忽に其の不意に出でなば、則ち敗れむ事必也』また雄略紀五年二月の條に『暴に出でて人を逐ふ』同七年八月の條に『取急に家に歸る』皇極紀四年、入鹿誅戮の條に『急須に斬る應し』など尙ほ多く見え、また神武紀に『暴。風に遇ひて皇舟漂蕩ふ』景行紀に『不意之間、我が子を倏め亡す』など有るが、是等は皆同系の語で、倏忽狀の義、即ち突然の狀態に云ふ語である。青山變枯。尊の泣き號び給ふ氣息が風の如く鳴動して、爲めに青々と繁つてゐた山々をも、冬枯の山の如くに變じた趣きである。記には『青山を枯山如す泣き枯らし、海河は悉に泣き乾しき。是を以て惡神の音、狹蠅如す皆涌き、萬の物の妖、悉に發りき』とある。無道。味氣無し(あじなき)の義で、無味の意より、不味く厭はしき事に云ふ。不可以君臨宇宙。通釋に『此の以前に、以て宇宙に君たるべし、など云ふ御詔勅なきに、不意に此の詔の有るは謂れ無きに似たれど然らず。已に二神が「何ぞ天下の主たるべき者を生ませらめ敷」と宣ひて珍の御子等を生み給へる御事なれば、故らに御詔勅は無くとも、天下を知看す大神と定まり坐せる事は自ら明らか也。第二別傳に「汝、此國を治らば必ず殘ひ傷る所多からむ」と有るも然り。さて第六別傳(第三七講)には、「素戔嗚尊は、以て天下を治す可し」との詔あり。』と云はれたのは、例の委しい解釋である。根國。私記に『根國とは黄泉を謂ふ』とある。祝詞に根國・底之國とも有つて、此の大地の底つ岩根即ち地底に有りとする名稱である。遠適之。適は行き至る意に用ゐる字で、是を伊禰と訓んだのは、行ね(行きねに同じ)の義である。尙ほ通釋に『適之の之、字は、此紀また記には、助辭に多く置きて用ゐたり。次の瑞珠盟約章に、到之於天上とある之字も同じ。山蔭に論はれたるは允當らず』と説かれたのは心得置くべき事である。逐之。夜良比は遣りの延語、即ち追逐り給へる趣きである。

附記 此段の素戔鳴尊の傳は、第七二頁の哭泣云々の處にも云へる如く、傳説の紛れたので有る故に聊か徹底してゐない。即ち下の第六別傳（古事記の傳も是に同じ）の趣きが此處へ這入ると、素戔鳴尊の號泣し給へる御事の理由も審かに解る事になる。故に其傳の條理を此處に移して、左の如く心得べきである。

次に素戔鳴尊を生み奉ります。此神は勇み悍くして安忍に坐しき。（以上）是の後、伊弉册尊、大神・軻遇突智を生みませる時、子の爲めに焦かれて根國に入りましぬ（第三）。是時、素戔鳴尊・年已に長い、復た八握の鬚髯・生ひたり。然れども天下を治さずして、常に哭泣つを以て行と爲ます。故れ國內の人民を令て、多に條・忽に死なしめ、復た青山を枯山に變し給ひき。故れ伊弉册尊問ひて曰く、「汝、何の故に恒に斯く啼く耶」。對へて曰く「吾は母・尊の根國に従はむと欲ひて只に泣く耳」。伊弉册尊惡みて曰く、「情の任に可行」と。乃ち逐ひ遣りき（本傳及び第六別傳）。

右は初學者をして會得し易からしめむが爲めに、假りに綴り合せた丈の事で、私に本傳の訂正を試みたのでは無い。是は念の爲め言ひ添へて置く。

第一別傳

一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲生御宙之珍子。乃以左手。持白銅鏡。則有化出之神。是謂大日靈尊。右手持白銅鏡。則有化出之神。是謂月弓尊。又廻首顧眄之間。則有化出之神。是謂素戔鳴尊。即大日靈尊及月弓尊。並是質性明麗。故使照臨天地。素戔鳴尊是性好殘害。故令下治根國。珍、此云于圖。顧眄之間、此云美屢摩沙可利爾。

正訓 一書に曰く、伊弉諾尊曰はく「吾れ宙を御すべき珍子を生まむと欲ふ」と。乃ち左の手を以て白

銅鏡を持ち給ふ時、則ち化り出づる神有す。是を大日靈尊と謂す。右の手に白銅鏡を持ち給ふ時、則ち化り出づる神有す。是を月弓尊と謂す。又、首を廻らして顧眄之間に、則ち化り出づる神有す。是を素戔鳴尊と謂す。即ち大日靈尊・及び月弓尊は、並びに是れ質性・明り麗はし。故れ天地を照らし臨ましむ。素戔鳴尊は是れ性・殘ひ害ることを好み給ふ。故れ下して根國を治さしむ。珍、此をば于圖と云ふ。顧眄之間、此をば美屢摩沙可利爾と云ふ。

【第二六講】 珍子 珍は嚴の轉語で、嚴くしく貴き御子の意である。白銅鏡 舊説に眞澄鏡の義。鏡は影見であると云ふ。さて此處に白銅とあるのは、銅に錫を雜せた物で、今の白銅とは違ふ。廻首 重胤翁説に「日神・月神の化出で給ふ時には、鏡の面に正しく向はせ給へりし御事なれど、今度は後方を顧させ給ひて流眄に見給へる趣き也」と言はれた。さて一訓には首をミカへと訓んで有るが、是は御首の義で、首と訓むのは後世の音便である。顧眄之間 通釋に「見る目疎の義なるべし。（目は目之子、目蓋など例多し）見る眼の遠疎る也」とある。性好殘害 性は神性の意である。通釋に「此神は勇悍く坐ますより、自ら荒き方にも通ひて見えさせ給へど、殊更に殘ひ害らせ給ふ神には坐まさぬを、「性好殘害」また次の一書に「神性惡」など傳へたるは甚だ不可なり。（此傳の好字、殊に快からず）。人民天折、青山變枯などあるは、此神の御行より、自然に其の如く成りし事にて、故らに然爲給ひしには非ざる也云々」と云はれたのは尤な説である。尙ほ忌憚なく言へば、此の一書の傳は、本來が甚だ貴くも覺えない傳である。

第二別傳

一書曰。日月既生。次生蛭兒。此兒年滿三歲。脚尙不立。初伊弉諾尊・伊弉冊尊。巡柱之時。陰神先發言。既違陰陽之理。所以今生蛭兒。次生素戔嗚尊。此神性惡。常好哭恚。國民多死。青山爲枯。故其父母敕曰。假使汝治此國。必多所殘傷。故汝可以馭極遠之根國。次生鳥磐檣樟船。輒以此船載蛭兒。順流放棄。

【正訓】一書に曰く、日月・既に生れ給ひぬ、次に蛭兒を生む。此の兒、年三歳に滿ぬれども脚尙ほ立たず。初め伊弉諾尊・伊弉冊尊、柱を巡り給ひし時、陰神先づ發言す。既に陰陽の理に違へり。所以に今蛭兒を生みませり。次に素戔嗚尊を生みまつります。此神、性悪くして常に哭き恚くことを好む。國の民・多に死に、青山を枯らして爲す。故れ其の父母、勅して曰はく、「假使・汝此の國を治らば、必ず殘ひ傷る所多からむ。故れ汝は、以て極めて遠き根國を馭す可し」。次に鳥磐檣樟船を生む。輒ち此の船を以て蛭兒を載せて、流の順に放ち棄つ。

【第二七講】日月既生 日月は日神・月神を云へるので、本書に海神・川神・山神とあるべきを、海・川・山と書かれたのと同様である。巡柱之時云々 陰陽二神が、先に磯敷盧島で天の御柱を巡つて婚儀あらせられた時、女神が先づ好哉云々と唱へられた御事が陰陽の理に背いた故に蛭兒の如き軟弱な御子が生れたとの意である。然し今に及んで此事を引出したのは甚だ心得難い。此の以前に幾柱も生れ給へる御子は皆健全に坐し、殊に三柱の珍之御子さへ生れ給ひし後に、斯く云ふは如何であると先賢も言はれた。發言 言擧の義。言語を云ふ事。陰陽之理 女は男に従ふべき理なる事、既に前に記

されてある。哭恚 布豆久は、按ずるに含付の義。俗に眼れ面をする意で、悲する事を云ふ。假使 通釋に「假使。本に夕トヒと訓めり。新撰字鏡に、「儼は設也。若也。太止比、又介太志」とあり。是を以て太止比と云ふ意を知るべし。若し。蓋し等の意なり。今云ふ所とは聊か異なり」とある。鳥磐檣樟船 是は神名であるが、命とも神とも書いて無いのは、前本傳(第二四講)の文法を踏襲して、珍之御子の御本名にのみ尊字を記し、其他の神等には是を略かれたので、以下第五別傳まで皆然うである。さて此の神名の、鳥は速力の疾き意に因る美稱で、神代紀下卷に天鳩船、天鳥船などの名稱が見え、播磨風土記には、仁徳天皇の御代に檣樟の大樹が有つたのを伐つて船に造つた處が、其船は飛鳥の如く速かつたので、速鳥と號けた等云ふ事が見える。さて磐檣船の義は第二五講に釋いて有る。即ち此の神は、船を操縦する術に妙を得られて居たので此の御名が有るので、舊説に船を以て御體とせる神である如く釋けるのは僻事である。尙ほ此神の別名は、記に天鳥船と謂すとある。以此船云々 是處に船とあるのは、最初に日神・月神を、日月と書けると同様で船神の意である。即ち三歳に滿るまで御腰の立たせ給はざる可憐の蛭兒を、只獨り船に乗せて放棄し給ふ御事は、如何に國家の爲め(第五一頁参照)とは云へ、御情に忍ばせ給はないので、特に船を操縦する技術に妙を得給へる鳥磐檣樟船をして船手たらしめ、而して御手元から遠く放ち遣り給へる趣きで、此の傳の内容には、明らかに古神道の根本義が含有されてゐるのである。

第二別傳(續)

次生火神軻遇突智。時伊弉冊尊。爲軻遇突智所焦而終矣。其且終之間。臥生土神埴山姬、及水神罔象女。即軻遇突智。娶埴山姬。生稚産靈。此神頭上生蠶與桑。臍中生五穀。罔象。此云美都波。

【正訓】次に火神・軻遇突智を生む。時に伊弉册尊、軻遇突智の爲に焦かれて終りましぬ。其の且に終りましむと且る間に、臥しながら土神・埴山姫、及び水神・罔象女を生む。即ち軻遇突智、埴山姫に娶ひて稚産靈を生む。此神の頭の上に蠶と桑と生り、臍の中に五種の穀生れり。罔象、此をば美都波と云ふ。

【第二八講】火神 火の精靈の神である。軻遇突智 焔之靈の義。焔は記傳に「焔、焔、焔、焔と通じて同言なり」と釋かれた通りで、竹取物語の赫夜姫なども此意を取れるのである。之靈は第二講の附説に釋いてある。即ち焔やく火の精靈の意で、記には「火之夜速男神、亦名を火之焔彦神と謂す。亦名は火之迦具土神」とあり、次の第三別傳には火産靈の神とも記されてある。尙ほ此神を祭れる社は、式に「紀伊國名草郡、香都知神社」とある。終 一書に神退と書いてある。神と云ふ語は、凡て神の御上に附けて云ふ敬語で、御と云ふ程の意。即ち神登退、神集、神議、神掃、など皆其の例である。さて神退とは、神の現身より御靈魂が去り坐す事を云ふ。且終之間 御臨終の際を云ふ。さて此處は鎮火祭の祝詞には、御靈魂が現身を退り給ひ、黄泉津平坂（幽現の境界）まで御出になつて、「吾が夫の尊の治し看す現世界に、心悪き子を生み置きて來ぬ」と宣ひ、更に蘇生り給ひて、水神、菟、川茶、埴山姫の四種の物を生み給ひ、「火神の荒びは右の四種の物を以て鎮めよ」と仰せ給へる趣きに記されてあるが、是は大部作意が施されてゐる。此紀の傳では、即ち火神の爲めに御身を焼かれて、危篤に陥らせ給へる際に及び給ひても、如何にかして此の火神の荒びを鎮めて、國土萬民を安からしめむ、との惶こき御一念が凝つて原子を做し、是に因つて猛火に對抗する神等が化生し給へる趣きである。埴山姫 埴は和名抄に「釋名云、土の黄にして細密なるを埴と曰ふ。和名波爾」とあり、字鏡に「埴は黏土也。波爾」とあり萬葉には、多く黄土と書いて波爾と訓んでゐる。即ち埴は土器を造る粘土で、是は猛火に遇つても燒失しない意味から、

後代に此の粘土を以て土器を造り、煮焼の用に供するに至つたので、約り埴山姫は其の粘土の靈に坐す神である。故に此神の別名を埴安姫とも云ふが、安は令、燒の義で、土器を燒くに因る御名義で有らう。龜相記には「埴山彦・埴山姫・掌土器神也」とある。尙ほ此神を祀れる神社は、式に「大和國十市郡、畝尾座、健土安神社」とある。さて「埴」は按ずるに磐士の義。（磐は常磐、天、堅磐などの磐で、石の本語である。土は根國など云ふ根の轉で土の事を云ふ）。即ち乾燥せる粘土は、磐の如く堅い故の稱で、古へ赤土、白土、赭土、青土、磐土、等の別を立てた言義と知られる。尙ほ粘土は、辭林に「長石を含める岩石の分解に因りて生ずる土壤。即ち不純なる陶土なり。能く水分を吸收含蓄し、乾けば忽ち凝固して耕作に適せず。また粘土岩は即ち此の粘土の固結して成れる岩石にして、粘板岩、頁岩等の總稱なり」とある。是に因るも其の磐士の義である事を知るべきで有らう。尙ほ名義抄及び字鏡集には、埴を波爾とも爾波とも訓んである。即ち爾波は土磐の義で、顛倒しても更に異なる語では無い。罔象女 水の精靈の女神である。名義は通釋に「水走之女の義。水の走り出づる意也。萬葉の歌に石走る垂水の水の走しけやし（季治云、落ちたぎつ走る井水の清く有れば、等もあり。）と打重ねて云掛けたるにて、水に走と云ふ事あるを知るべし云々」と言はれたのは卓説である。此の語義に據つて按ずるに、此神は下の第四別傳に「小便に化る神の名を罔象女と曰す。次に大便に化る神の名を埴山姫と曰す（記の趣きも是に同じ）」とあるのが正傳であらう。即ち伊弉册尊の小便が化して爲り給へる神であるから、水走之神と申し、また大便は山の如く堆積する義に據つて埴山姫（埴土は黄色也）の名を負ひ給へる御事と知られる。而して河海抄所引の日本紀（神武紀）に「水名爲、殿罔象女。罔象女。此云、彌都波迺速。伊弉册」とある。此の割註は勿論後人の攙入なる事は明瞭であるが、據所ある古傳に因つて、右の如き註を古人が書入れて置かれた日本紀が有つたので、河海抄は其書を引用せるものに相違な

い。然すると爰に面白い事は、小便が彎曲して走り出づる形に肖かつて、此神は腰が彎曲して居り、頭髮も亦た水の白色に肖かつてゐて、生れ乍ら老嫗の體を倣せる神であつたのである。そこで古へは腰の彎曲まつた白髮の老嫗を罔象之神に喩へた。つまり鬚髯面の剛い男を鍾馗などに譬へると同じ筆法である。即ち源仲正の歌に「竈守る罔象の女・庵りより這出の小田に早苗取る見よ(夫木集所載)」など詠んでゐる。而して上述の意味で、白髮の老女の、腰の屈まれる状態を「罔象くむ」とも「罔象さす」とも云ふ。此の久牟、佐須は、「芽くむ、芽さす」など云ふ語と同じく、久牟は組織の義、佐須は放射の義で、凡て物が影像を現はす事を云ふ。即ち罔象くむ、罔象さすと云ふのは、罔象の神の形體を組成す意、早く云へば「罔象之神を見た様な體に成る事」を云ふので、即ち檜垣姫の歌に「年経れば我が黒髪も白河のみづはくむまで老いにけるかな」と詠めるのは、白河の水を汲む意と、腰の屈まれる意に通はして云へるのである。而して罔象神は女神であるから、罔象くむ、罔象さすと云ふ形容語は、男には用ゐず、必ず女に限つて云つた詞である。即ち檜垣姫の歌は云ふに及ばず、源氏物語には「惟光が父の朝臣の乳母にて侍りし者の罔象くみて住み侍る也」とあり、重之集には「繪に女、石井に水汲むとて差覗きて影見る。年を経てすめる泉の影見れば、みづはくむ迄老いぞしにける。」續世繼序傳及び言義は、先哲誰れ一人知る者が無く、従つて譚説のみが世に流布してゐるので、因に此處に説いたのである。さて罔象の字は、史記に水之怪龍・罔象。白澤圖に水之精名罔象。などあるに據れるので、神社は式に阿波國美馬郡、彌都波能賣神社とある。娶埴山姫云々。火神は男神、土神は女神であるから、御夫婦と爲らせ給へるので、此の二神の間に稚産靈即ち食物の神が生れ給へる趣きであるが、一面から觀ると、軋遇突智は火の神で、埴山姫は土器を掌る神で、其の

間に食物の神が出来た、と云ふ神秘的な意義が含まれてゐる様にも解せられる。さて平田翁は、「同母兄弟にして夫婦と爲る事は、神道に忌み惡む事であるのに、火神と土神とは同母兄弟にして婚ぎ給へるは、深き由ある事と思はる」など云はれたが、埴山姫は陰神の大便が化して生れる神(第四別傳參照)で、決して眞の兄弟の例で無いから、右の如きは無用の説である。稚産靈 一訓に和久産靈ともあり。記には「次に尿に成りませる神の名は罔象女神。次に和久産靈神。此神の御子を豊字氣姫神と謂す」と有つて、罔象女神に次いで、矢張り陰神の小便に化生ませる神とし、且つ伊勢の外宮に鎮座し給ふ豊受姫神の御親の神であると傳へてゐるのは、異なる傳である。さて稚産靈のワカは食饌の轉(第三二講、倉稻魂命參照)、産靈は高皇産靈尊の産靈に同じく、物を産出する意で、即ち下文に見えたる如く、五穀を産み化し給へるに因る御名である。さて此神は保食神とも申して、後に慮らざる誤解より、月讀尊に斬殺せられたが、奇靈にも其の死體の頭上に牛馬が化生し、額上に粟が化生し、眉の上に蠶の繭が化生し、眼の中に稗の種が化生し、腹の中に稻の種が化生し、陰部に麥、及び豆が化生してゐた。と云ふ事が第十一別傳に詳しく記されてゐる。さて保食神と云ふのは、食饌持の義で、此神が食饌の事を持ち扱ふ技に精通して居られた事を意味する其の生前中の御名で、稚産靈と云ふは既説の如く、其の死體より五穀を産し給へるに據る死後の稱號である。さて此の神を祭れる御社は、式に大和國城上郡卷向に座す若御魂神社。また陸奥國會津郡、蠶養國神社などが有る。因に云ふ、平田翁説に「稚産靈神の死體に五穀の化れる趣きは、豊受姫神の事實が、御親子の間に混亂れつる傳なるべし」と云はれたのは、古事記に、素戔嗚尊に殺され給へりと傳へられた大氣津比賣神を、豊受姫神と同神也と誤認せる妄説で、極めたる僻事である。豊受姫神は、殺された大氣津比賣とは全然別神である。此の事は第四四講の附説に釋く。此神頭上云々 是は下の第十一別傳の趣きを甚だ省略して記

された一傳である。故に詳しくは第四十三講、及び四十四講に就きて心得べきである。蠶 養蠶の義。蠶は子の意で小虫の謂である。桑 舊説に蠶食の義で、蠶の食む意に出づと云ふ。臍 含處(處は處の轉)の義で、蓄の如く含める處の意。轉じて邊會と云ふ。(舊説に、臍は線麻の義で、臍の形状が織機の絲掛に似たるよりの稱也と云へるのは、猿が豊太閤に似てゐると云ふ筆法で反對である)。五穀 下の第十一別傳に、稻・麥・粟・稗・豆とあるを云ふ。さて穀は種之物の意である。

第三別傳

一書曰。伊弉册尊生火産靈時。爲子所焦而神退矣。其且神避之時。則生水神罔象女。及土神埴山姫。又生天吉葛。天吉葛。此云阿摩能與佐圖羅。一云與會豆羅。

【正訓】一書に曰く、伊弉册尊、火産靈を生み給ふ時に、子の爲めに焦かれて神退りましぬ。其の且に神避りましむと且る時に、則ち水神・罔象女、及び土神・埴山姫を生む。又天吉葛を生む。天吉葛、此をば阿摩能與佐圖羅と云ふ。一云、與會豆羅。

【第二九講】火産靈 火神・軻遇突智に同じ。火は、通音で保とも邊とも云ふ。火の火(焰)、燧火など其例である。神社は、式に伊豆國田方郡火牟須比命神社とある。天吉葛 通釋云「釋私記に、此當神名と云へるは然る言也。必ず神なるべきを、例の省ける也。天は美稱、吉葛は匏葛なり。匏の一名をヨサと云ふ。萬葉七に、青眞葛匏網原と言ひ掛けて詠めり。即ち吉葛は匏瓜を御名に負ひ給へるなり云々」とある。さて匏瓜は和名鈔に「杓、比佐古、唐韻云、斟水器也。瓢、

奈利比佐古云々」とあつて、上代に此の瓢箪を二つに割つて、水を飲む器としたので、後世に竹筒または曲物に柄を着けて、是を比佐古と云へるのは、古名の残れるものである。即ち火神の荒びを鎮めむが爲めに、耐火粘土の精靈の神(埴山姫)が化生し、水神が化生し、次で其水を汲んで火に打掛ける瓢箪の神が化生し給へる趣きである。鎮火祭の祝詞には、此の匏の神に次いで川菜神を生みませる趣が記されてあるが、川菜は和名抄に「水苔、一名河苔、和名加波奈」と有つて、能く水分を吸収含蓄する水草である。

第四別傳

一書曰。伊弉册尊。生火神軻遇突智之時。罔熱懊惱。因爲吐。此化爲神。名曰金山彦。次小便化爲神名曰罔象女。次大便化爲神名曰埴山姫。

【正訓】一書に曰く、伊弉册尊、火神・軻遇突智を生み給ふ時に、罔熱懊惱、因りて吐す。此れ神と化爲、名を金山彦と曰す。次に小便に化爲神の名を罔象女と曰す。次に大便に化爲神の名を埴山姫と曰す。

【第三十講】罔熱 纂疏に「罔熱は火氣の傷也」とある。即ち火傷に罔へ懊惱み給へる意である。吐。一訓にはタゴリとも訓んである。さて吐くは吐くに同じ(第卅二講の五を見よ)。即ち吐くを更に良行に活用せる語で、此處は食物を吐出だし給へるを云ふ。然るを記傳に、繩などをタグルなど云ふ語系で、搔上る意あり、などと言へるのは僻事である。繩をタグルは手繰るの義で、搔上ぐる意などは更に無い。金山彦 鑛物の神である。記には「多具理に生りませる神の名は、金山彦神、次に金山姫神」と男女二神が化出で給へる趣きである。此紀は金山姫一神を脱せるので有らう。式に「美濃國不破郡仲山、金山彦神社(南宮神社)。また河内國大縣郡、金山彦神社、金山姫神社」とある。小便 舊説に「湯

放の義。放は屎放の麻理に同じ』と言ふ。大便。久會は舊説に臭の義と云へるに従ふべきで有らう。和名抄に『糞屎也。和名久會。』とある。

第五別傳

一書曰。伊弉册尊。生_ニ火神_ニ時。被_レ灼而神退去矣。故葬_ニ於紀伊國熊野之有馬村_ニ焉。土俗祭_ニ此神之魂_ニ者。花時以_レ花祭。又用_ニ鼓吹幡旗_ニ歌舞而祭矣。

正訓 一書に曰く、伊弉册尊、火神を生み給ふ時に、灼かれて神退去ましぬ。故れ紀伊國・熊野の有馬村に葬しまつる。土俗、此神の魂を祭るには、花の時に花を以て祭る。又た鼓、吹、幡旗を用て歌ひ舞ひて祭る。

【第三講】紀伊國 木之國の義。樹木を播殖せしめ給ひし五十猛神（素戔鳴尊の御子）が、此國に鎮坐はせ給ひ、其後も引續いて殖林の事に勉め給ひしに因る國名である（第六六。六七講を見よ）熊野有馬村云々 紀伊國南牟婁郡有馬村の海濱に産田神社がある。舊記の載する所を見るに、此社は西に伊弉册尊を祀り、東に伊弉諾尊、並びに軻遇突智神を祀つて、傳に伊弉册尊、此の處にして火神を生めり、故に産立と謂ふとある。然し此社は天正の頃兵火に焼かれ、今は僅かに口碑に依つて其名のみ残つてゐるが、其處より數丁東に方つて、花の窟（隱の窟。黄泉の窟。産田の窟等の別稱あり）と謂へる巨巖がある。高さは二十八間餘りで、其の中間より少しく下に、五尺四方の洞窟があり、里人等は之を『御からだ』と稱し、人の入立つ事を禁じてゐる。其の巖、西北は山に續き、東南は海に面してゐるが、其處に十間の瑞垣、一丈三尺の鳥居が有つて、古へより此處を伊弉册尊の御陵の趣きに傳へてゐる。然し古事記の傳へは『出雲國と伯耆國との堺、比

姿之山に葬しまつる』と有つて詳かでない。通釋には『此に葬とはあれど、實に玉體を埋め奉れるには非ずして、假に姑く御屍を收め置きたりし處にて、即ち第九別傳に、殯斂之處とある即ち是也。其れを斯く後世の御陵墓の狀に語り傳へしなるべし』と言はれた。尙ほ附説『黄泉國に就いて』の條を参照すべきである。魂 弟治君曰く、『魂は玉の義。魂を圓形なる物と想像しての稱である。尙ほ魂魄は魂之靈の義也。』と云へるのは動かし難い新説である。祭 按ずるに『纏る』の古義で、纏るふ意である。神武紀の御製に『細螺の、異波比茂等倍離、討ちて止まむ』と有る。是は『延ひ纏はり』の古訓で、物に這ひ絡み纏ひ着く意であるが、是れ即ち『齋ひ祀り』の意で、其の根本義は、其物に着き纏はつて行動する意に出でし語で、其れが轉じて、崇め敬ふ意に用ゐらるるに至つたのである。（服従と云ふも言義は纏るふである）。花時以_レ花祭 那智三卷書に、御祭は毎歲暮春云々とある。即ち古へは花の時に花を以て御祭禮を行つたのであるが、後には毎年二月二日、十月二日の二回に、花の窟の頂上より紅の繩を長く地上に引下げ、是に錦旗三旒を結び、金銀の紙を以て花を作り、是を四方に撒き散らして、名づけて花の祭と稱し、また火の祭とも云へる由が寛文記に載せられてゐる。夫木集藤原光俊朝臣の歌に『神祭る花の時にや成りぬらむ有馬の村に掛かる白ゆふ』西行の歌に『み能野の御濱に寄する浦波は花の窟の此れぞ白木綿』などある。鼓 倭名抄箋注に『鼓は其の音を以て名とす。唐天竺の伎に都疊鼓あり、亦た音を以て名とす。暗合也』とある。吹 舊説に吹枝の義とある、幡旗 風に翻翻と音するを以て名としたのである。

附説 熊野と黄泉國とに就きて

此の第五別傳の傳ふる所に據ると、女神伊弉册尊が火神に焦かれて神去り給へる場所は、紀伊國の熊野である趣きで、引續き第六別傳以後に、男神伊弉諾尊は女神の御魂を索ねて熊野から黄泉國へ御出でになり、次で熊野の黄泉平坂へ還幸

し給ひ、其地から阿波の鳴門へ渡航し、更に日向へ御幸せられた趣きに傳へられてゐるが、古事記の傳へは全然是れと異なり、『神遊り坐し、伊弉册尊は、出雲國と伯耆國との堺、比婆之山に葬しまつる』と有つて、火神を生みて神去り給へる場所は出雲國で、男神は其の出雲から黄泉國へ御出でになり、而して黄泉平坂へ還幸し給へる趣きに傳へ、『故れ其の所謂黄泉平坂は、今出雲國の楯屋坂を謂ふ』と記されてゐる。そこで先哲は、日本紀の傳への黄泉平坂と、古事記の傳への黄泉平坂とを同じ場所であると誤解して、男神は紀州の熊野から黄泉國へ入り給ひ、而して出雲國の楯屋坂へ脱出し給ひし事と解釋し、『出雲國と紀伊國とは遙かに隔たり乍ら、神代には近く通ひて聞ゆる事多し(記傳)』などと云つて、涼しい顔をしてゐるのは大變な心得違ひである。と云ふのは、神代に所謂『黄泉平坂』と云ふ名稱は、黄泉國と現世國との堺に在る坂の謂である。彼の出雲國八東郡の楯屋坂も、其の一つであつたには相違ないが、黄泉平坂は決して楯屋坂の別名では無いからである。例へば爰に或る傳説が二様に傳へられて、日本紀には『隅田川を渡つて、暫らく徒歩して或る公園に出た』と傳へ、古事記では『加茂川を渡つて暫らく徒歩して或る公園に出た。其の公園は京都の祇園である』と傳へられてある場合、日本紀の傳へを解釋するのに『或る公園とは古事記に京都の祇園也とある。即ち隅田川を渡つて暫らく徒行して京都の祇園へ到着したのである』と説くのと同様で、僻事であるのは論ずる迄も無い。たゞ記の方では、其の下文の註に因つて、或る公園と云ふのは祇園である、と解つてゐるが、紀の方には註が無いので、其の公園は淺草か上野か、或は日比谷公園か、其邊が解らない迄の事で解釋を打切るの外は無いのである。上述の如き理由に依つて、日本紀の傳で男神が黄泉國から現世國に歸還し給ひし場所は、無論紀州の黄泉平坂なる事が解されよう。然らば其の紀州の黄泉平坂から阿波の鳴門へ渡航し給ひ、次で筑紫の日向に赴かせ給へる道順も整然としてゐる。尙ほ記に、大國主命が出雲國を

去つて紀州に坐す大屋毘古神の御許に行き、其地から素戔鳴尊の坐す黄泉國へ赴き、歸途は矢張り黄泉平坂へ出で給へる趣きの傳があるが、此の傳には黄泉平坂は出雲國の楯屋坂也とは記されて無いのであるから、矢張り紀州の黄泉平坂へ出られ、其れより出雲へ歸國せられた事と見るのが至當である。

さて黄泉國と云ふのは、勿論靈魂の逝く死之國で、暗之國の義。即ち現之國に對する稱であるが、紀記の傳説に據ると、現世國と堺を接してゐて、甚麼やら生き乍らも行かれる様である。然らば其の生き乍らも行かれる黄泉國は何處である歟、と云ふ事に就いて、今少しく述べようと思ふ。

其れは先づ通釋に、伊弉册尊を葬し奉れる紀州の熊野に關して『熊野は牟婁郡なり。此の地、郡の半に過ぎて、數十里に互れる大號なり。されど和名鈔には郷名にも載らず。古へは住民甚だ稀なりしと見ゆ。さて熊野の名義は隈野なり。隈とは下卷に八十隈に隠去り將む、とある八十隈に同じく、幽冥の隈ある由の名也。(中略)また式に熊野坐神社(今、本宮と云ふ。熊野三所の内なり)あり。其の祭神は熊野夫須美神(伊弉册尊)。速玉之男神。家津御子神(素戔鳴尊)なるが、何れも黄泉國の大神に坐すを以ても、此地に八十隈、即ち幽界ある事知られたり。故れ神武天皇の御世の頃までも、荒ぶる神ども、此山に甚多かりしは、其の所謂に依りてなりけり。さて又た出雲國にも熊野と云ふ地ある、是亦た隈野にて、出雲にも八十隈(幽界)ある事は、同國に黄泉平坂ありて黄泉國に行き通ふ域の有る等を始め、神代より人世に至るまで、神しき事、他國とは甚異なり云々。』と言はれたのは、先賢未發の卓見である。即ち此説に據つて按ずるに、太古に紀伊國の熊野、また出雲國の熊野の邊は、山又山に深林が盡所なく連なり、陰々として天つ日の影も洩り來ず、荆棘閉し人迹稀にして、偶ま其の山野の中に迷ひ入る者は、生還する事が出来なかつたので、因つて名づくるに隈野(隈・幽・隱、皆同語

なり)を以てし、即ち此の熊野は黄泉國の領分で、其の奥深くは、遠く地底國に續いてゐる物と思ひ做されてゐた事と推察される。されば彼の出雲國八東郡の黄泉平坂も、同國の熊野の關門に位してゐる。即ち此の坂路が黄泉國への出入口と傳へられてゐる事も、矢張り同じ意に出でし傳説と見るべきである。故に紀國・出雲國のみに限らず、諸國を通じて深山の坂路には、必ず岐神(俗に謂ふ道祖神)。亦名は莫來戸塞神。即ち黄泉國より出で來りて禍事を爲す鬼神等を、此處より此方へは來る勿れと防ぎ塞ぎし神。第三五講参照)が祭られて有る事なども、其の一證とすべきであらう。さて恠う考へて見ると、伊弉諾尊が陰神の御靈魂を索ねて熊野の奥即ち黄泉國に分入らせ給ひ、其處で陰神に御逢ひになつて、黄泉鬼女等と闘ひ給ひ、斯くて現世國に還御まし坐し、御事は、上記の理由に因つて、其の傳へが、紀州の熊野と、出雲の熊野との二様に岐れたので有らうと思はれる。

斯く考ふる時は、此後に素戔鳴尊が高天原へ昇つて天國を騒がせ、神達に逐はれて根國に赴くべく天降りまして、而して出雲國に悠々として在りました事の不審も氷解し、更に其後に紀伊國に赴かせ給ひし御事(古事記に、大國主命が紀州より素尊の在す根國に赴きし事見ゆ)なども、主背し得らるるもの有るが如く考へられる。

第六別傳

一書曰。伊弉諾尊與伊弉冊尊。共生大八洲國。然後伊弉諾尊曰。我所生之國。唯有朝霧而薰滿之哉。乃吹撥之氣化爲神號曰。級長戶邊命。亦曰。級長津彦命。是風神也。又飢時生兒號。倉稻魂命。又生海神等。號。少童命。山神等號。山祇。水門神等號。速秋津日命。木神等號。句句廻馳神。土神號。填安神。然後悉生萬物焉。至於火神軻遇突智之生也。其母伊弉冊尊。見焦而化去。于時伊弉諾尊恨之曰。唯以

一兒替我愛之妹者乎。則匍匐頭邊。匍匐脚邊。而哭泣流涕焉。其淚墮而爲神。是即畝丘樹下所居之神。號。啼澤女命。矣。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉冊尊と共に大八洲國を生み給ふ。然して後、伊弉諾尊曰く、「我が生める國、唯だ朝霧のみ有りて薰り滿てるかも」と詔ひて、乃ち吹き撥ふ氣に化爲神の號を級長戶邊命と曰す。亦た級長津彦命と曰す、是れ風神なり。また飢しかりし時に生める兒を倉稻魂命と號す。また海神等を生む、少童命と號す。山神等を山祇と號す、水門の神等を速秋津日命と號す。木神等を句句廻馳神と號す。土神を填安神と號す。然して後に悉く萬の物を生み給ふ。火神・軻遇突智の生れますに至りて、其の母・伊弉冊尊、焦かれて化去りましぬ。時に伊弉諾尊恨みて曰く、「唯だ一つ兒を以て我が愛はしき妹者に替へつるかも」と。則ち頭邊に匍匐ひ、脚邊に匍匐ひて、哭泣ち流涕み給ふ。其の涙、墮ちて神と爲る。是れ即ち畝丘の樹下に所居す神なり。啼澤女命と號す。

【第三講】生大八洲。生は修理り成し給へる意である事は第十三講に釋いてある。次に我所生之國とあるも同じ。朝霧。古訓の儘に阿佐岐理と訓むべきである。霧は氣の活用語で、氣(香)。氣(霧)。氣(煙ゆ)。氣(鹽氣)など、加行に通じて云ふ。薰。氣居りの義(氣と香は同語)で、氣の籠り居るを云ふ。即ち我が修り做せる日本國は、朝霧が濃厚に立込めて不便である。と仰せられたのである。吹撥之氣。氣息を吐き出して朝霧を吹掃はせ給へる趣きである。級長戶邊命。息長處靈の義。息は息長鳥(水鳥)など云ふ息で、齒を閉ぢて、息を口から吐き出す時の發音「し」を以て語原とする。例へ

ば氣息を以て物を追ひ拂ふ時の如き、必ず『息』と發聲する。警蹕の聲なども其れである。靈は靈に同じ(煙火)煙火。山邊(山邊)山邊など皆同語の例也。即ち風を吹き出だす處の靈の意で、人の吐き出だす息即ち風である。故に『吹』と云ふ語は、口で物を吹く時の音『ふ』を以て語原とする。吐くと云ふ語も、吐く時の音『は』を語原とし、通韻で吐くとも云ふ。級長津彦命 息長之靈兒の義で、息の長き神の意である。さて通釋に『風神は斯く男神に坐ませども、其の分身は彦・姫二柱にも坐すこと祝詞に見えたり。式に『大和國平群郡龍田坐、天御柱・國御柱神社二坐。龍田彦・龍田姫神社二坐』とある、是れ即ち風神也』とある。飢 飢 飢を覺え給ひし時の意。一訓にウハシカリシとあるが、是は『食欲しかりし時』の意である。食物の事を『う』と云ふのは次に説く。倉稻魂命 倉稻は充字で、食饌の義である。食は物を嚥下する時、氣息が咽喉に引込まれて發する音『う』を以て語原とし、食物の事を云ふ。即ちう飲にするの『う』で、鵜と云ふ鳥の名も其處から來てゐるのである。(尙ほ、食は和行の通音で、食とも食とも云ふ。即ち第廿八講の食饌産靈の食。及び食し物、食稻、豊食饌姫などの食である。)次に饌は嚙の義で、齒と齒を嚙み合せる音『憂』を以て語原とし凡て食む物を云ふ。而して饌は饌に通ず。大饌之媛、食饌持神、御饌などの饌が其れである。故に此の食饌之靈命の別名を、豊食饌之大神(豊は美稱)また豊食饌姫神とも申すので、即ち食物の事に精通し給へる神である。さて此神は倭姫命世記に『豊受大神一坐。亦名倉稻魂命是也』とあつて、伊勢外宮に鎮座し給ふ大神である。其の外宮に祀られ給ふ由縁は、伊勢大神が、雄略天皇の御夢に現はれ給ひ、『吾が朝夕の食膳を掌るべき神として、豊受大神を吾が許へ齋き祀られよ』と詔ひしかば、即ち豊受大神を外宮に遷座し奉れる趣きで、此事は外宮の延曆儀式帳に記されてある。生三海神 此の處は本書の傳(第廿四講)に、次生三海とある文に該當してゐる。即ち是處の海神は大綿津見神で、下なる祓除の時に化出で給へる底津少童命、

中津少童命、表津少童命とは異なり。故に通釋に『是處なる海神は一柱なるに、海神等を生むと有るはいかゞ、次に山神等、水神等と有るも然り』と言はれた。少童命 海之靈の義(海は第二四講、靈は第二講の附説を見よ)少童の文字は、神武紀には海童とも書いてある。博物誌に『西海神童張華詩、有海童一遺路。注云海神也』とある。尙ほ第三六講參照。山祇 山之靈の義(前條參照)。第五五講の一書には山雷ともあるが、是は山之靈の義(第二講の附説參照)で要するに同名である。水門神 水之門の義。海に出入する河の戸口である。速秋津日命 映開之靈の義。映は映ゆる意の美稱で、水門の閉塞せずして開けたる意の御名と云ふ。大祓詞に『荒鹽の鹽の八百道の、八鹽路の鹽の八百會に坐す速開都姫と云ふ神持ち可々呑みてむ』とある。記には彦・姫二神に坐して、河海を分擔して治し看す由に傳へられてゐる。埴安神 第廿八講の埴山姫の條に釋いてある。生三萬物 大八洲を生り成し、三柱の珍之御子を始め數多の神々を産み給ひ、萬の御事業を完成し給へるを云ふ。一兒 兒を兒と訓んでゐるが、是は通音であるから別に不審は無い。記には『子之一木』とあるが、一木は宛字で、兒の一兒と重ねた詞で有らう。さて此處の意は、たゞ一人の兒を以て、最愛の妻の命と交替せる事の悲しさよとの意である。妹 汝妹の義。汝妹は吾妹と云ふに同じ。もと『汝・己・吾』の三語は、自分の事にも他人の事にも双方に通じて云ふ語である。即ち汝は萬葉九に『己父爾似而者不鳴云々』同卷『劍太刀、己之心柄云々』同十三『己之母乎取久乎不知云々』とあり、また大汝貴とも大己貴とも書く如く、彼我に通じて云ふ。己と云ふ語も『己れ憎き奴』など、即ち汝の意に云ひ、吾と云ふ語も『吾は何處へ行く歎』など、汝の意に云ふ如き其例である。下文に『吾が汝妹の命』と云ふ語が屢々見えるが、是は殊に妹を親しんで、吾が私の妹と打ち重ねて云へるのである。さて妹はイモの通韻である。頭邊 枕邊の義。枕は頭に巻く物の意。繼體紀の勾大兒皇子の歌に『妹が手を我れに巻かしめ、我が手をば妹に巻

かしめ云々』など有るを始め、萬葉にも此種の類句は甚だ多い。即ち男女が共寝する時は、互ひに手を枕き合つて寝る。是れ枕の語根である。故に獨寝をする時は、草などを束ねて妹が手の代用とし、是を草枕と云ふ。草枕は即ち獨寝を意味する詞で、必ずしも旅にのみ云ふ詞では無い。脚邊 足處邊の義。匍匐 腹這ふの義。萬葉十九に『赤駒の腹這ふ田居』などある。哭泣 既出第二五講。涙 舊説に泣水垂の義と云ふ。さて此處では神去り給へる女神の御枕邊、御足邊に哭き轉びて悲しみ給へる伊非諾尊の御涙が一柱の神と化りませる趣きである。畝丘樹下云々 記には『香山の畝尾木本に坐す』とある。即ち式に『大和國十市郡畝尾坐、畝尾都多本神社』と載せられてある。此の神社に鎮座し居る神が、涙に因つて化生る神であるとの意で、今も香具山の麓の大字木本に、哭澤の森と云ふのが有つて、畝尾都多本神社の遺蹟を傳へてゐる。さて畝丘は、畝々してゐる麓の丘の意であるが、後には其の神社の所在地の名となつたのである。また樹下と云ふのは、古へは其の畝丘に大樹が有つて、其の樹下に此の神が祀られて有つたのであらうが、是も後には地名となつたのである。啼澤女命 按ずるに啼啼女の義。啼は佐磨佐磨と喧めく音に出でし語で、應神紀三年十一月の條に『處々の海人、訕叱めきて命に従はず云々。故れ俗の人の謔に佐磨海人と曰ふ』とある。即ち泣き喧めく意の御名である。舊説に『佐波は佐と約る語にて、泣雨の義也。記の八千矛神の歌に、汝が泣かさまく、朝雨の狭霧に立たむぞ、』とあるを思ふべし。涙の落つる状、雨の降ると同じ事ぞ。更科日記に「さめく」と泣き給ふを云々」とある、今の世にも云ふ語也。是も涙の落つる状を云へるにて、即ち「さめく、さめく」なるべし」と釋けるのは、牽強附會で甚だ宜しく無い。因に云ふが、「さめざめと泣く」と云ふのは、涙の落つる状を云ふ詞では無い。染々と泣くの義。即ち染みんと泣くを云ふ。染と云ふ語は『青染む。鹽染む。黒染む。桃染む。染む。』と佐行に通じて云ふ語であるから、染み染みとも、染め染めとも云ふのである。是に因るも舊説の非なるを知るべきで有らう。

第六別傳 (續の一)

遂拔所帶十握劍。斬軻遇突智爲三段。此各化成神也。復劍双垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也。即此經津主神之祖矣。復劍垂血。激越爲神。號曰豐速日神。次煖速日神。其豐速日神。是武甕槌神之祖也。亦曰。豐速日命。次煖速日命。次武甕槌神。復劍鋒垂血。激越爲神。號曰磐裂神。次根裂神。次磐筒男命。一云。磐筒男命。及磐筒女命。復劍頭垂血。激越爲神。號曰閻甕。次閻甕象。正訓 遂に御帶かせる十握の劍を抜きて、軻遇突智を斬りて三段に爲す。此れ各々神と化成る。復た劍の双より垂る血、是れ天安河邊に在る五百箇磐石と爲る。即ち此れ經津主神の祖なり。復た劍の鏢より垂る血、激越ぎて神と爲る。號けて豐速日神と曰す。次に煖速日神。(其の豐速日神は)是れ武甕槌神の祖なり。(亦は曰く、豐速日命、次に煖速日命、次に武甕槌神。)復た劍の鋒より垂る血、激越ぎて神と爲る。號けて磐裂神と曰す。次に根裂神、次に磐筒男命。(一は云く、磐筒男命、及び磐筒女命。)復た劍の頭より垂る血、激越ぎて神と爲る。號けて閻甕と曰す。次に閻甕。次に閻甕象。

【第三講】 所帶 御佩か爲るの義で、帯び給へる意である。さて斯く動詞の上にも御と云ふ敬語を添ふる事は、記に御寝坐。萬葉に御立すなど猶ほ多しと記傳に云はれた。十握劍 長さが十握ほどの劍の稱。一握は四指を並べた長さで、一書には九握劍、八握劍と云ふも有る。楮此の御劍の名を、記には『斬り給へる刀の名を天之尾羽張と謂ふ。亦名は伊都之

尾羽張』と記されてある。さて劍は舊説に貫斬の義で、貫ら抜くと斬るとを兼ねたる謂。太刀は斷の義ならむと云ふ。(小刀は按ずるに片之双の約言か。萬葉に劍太刀諸刃之上に云々とあつて、上代に劍・太刀は諸刃であつたが、小刀は片刃であつた。) 斬三軻遇突智。伊非諾尊が、其の御子の火神を斬殺し給ひしは、女神が神去り坐し後も、尙ほ其の猛火の御荒びが勢ひを逞しうして、遂には國土をも焼き亡ぼさんとする有様であつたので、例の國家の爲めに御手に掛けさせられたので、此の御子の爲めに最愛の女神が焼かれ給ひし故の御怒りに出でし御事では無い。三段 段は刻に同じ(段橋||刻橋同語也)。即ち三箇に刻み給へるのである。さて次の第七別傳には『軻遇突智を斬りて三段に爲す。其の一段は是れ雷神と爲る。一段は是れ山祇と爲る。一段は是れ高麗と爲る』とあるが、此事は記には見えない。又第八別傳には、五段に斬つて、五柱の山祇が化れる趣きに記されてある。劍刃 刃は齒の義である。齒は噛み合はす音『嚙』を語原とし、通韻で齒と云ふ(齒む||嚙む、同語也)。血 平田翁説に、血は火の義であると釋いてある。第八別傳(第四十講)の含火之縁也の條を見るべし。天安河 高天原に在る河の名。通音で天八瀨河とも八十河とも云ふ。五百箇磐石 五百は數多きを云ふ。箇は手の義で、指を以て物を數ふるに出でし語である(第四十講『手』の條を見よ)。さて記には湯津石村とあるが、是は五百を約めて由と云つたのである。五百の約は與であるが、與と由とは通音で有るから、湯津石村と云つたので、湯津桂、湯津爪櫛など云ふも枝の數繁き桂、齒の多き櫛を云ふ。さて村は群の意で、即ち群集せる河原の石を云ふ。經津主神 此神は有名な神であるから、他の神々に先立つて、特に此處に其の御名を擧げられたのである。御名は師主の義。師は廣韻玉篇等に斷聲也とある。即ち物を弗々と刺し通し、若しくは斷ち斬る音で、劍の鋭利なるを云ふ。神武紀に『時に武甕槌神、登ち高倉下に謂て曰く、予が劍の號を師 靈と曰ふ云々』とあるのも其の意である。即ち此の經津主神(別

名。齋主神、比古佐自經津命)及び武甕槌神(亦名。建布都命、彌加布都命、豊布都命)の二神の祖は、素と伊非諾尊が火神を斬り給へる十握劍の靈と、火神の血とを享けて化生ませる神であるから、二神共に鋭利なる劍の義、即ち布都と云ふ稱を御名に負ひ給へるのである。神社は千葉縣香取郡官幣大社、香取神宮が最も有名である。(尙ほ武甕槌神の條を参照すべし。)祖 御親の義。凡て上代には父母に限らず、先祖までを通じて祖と云つたので、此處は始祖の意である。即ち次の第七別傳に『斬三軻遇突智一時。其血激越。染於天八十河中所在五百箇磐石。而因化成神號曰三磐裂神。次根裂神。兒、磐筒男神。次磐筒女神。兒、經津主神』とある。鐔 通釋に『留刃の意なる由、貝原篤信云へり、然もあるべし。今謂ふ鐔なり』とある。激越爲神 血潮が天安河原なる五百箇磐石に注ぎ掛つて、神が化生ませる意。即ち『激越其磐石』と書くべきを、激越爲神とのみ記されたのは、上文に既に『劍刃垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石』と記されし故に、其の灌ぎ掛かる所は磐石なる事が明らかである故に省略したのである。さて此事に就いて山蔭に、『軻遇突智を斬り給へるは、此國にての事なるに、其血の天なる河中の石に激越む事は少し如何』と云はれたが、本居翁すら、時に神代と云ふ事を忘却して此の言がある。まして初學者の惑ふのは無理ならぬ事であるが、凡て神代の傳説は、尋常の理を以てのみ料るべきで無い事を、常に念頭に置かねばならぬ。彙速日神 通釋に『此神の爲めには、其の磐石は母の如く、劍は父の如し。されば御名も劍に因りて解くべし。さらば美加は身炫なり。劍の身の炫き光れるを以て負ひ給へる御名なるべし。速は烈しく猛き意、日は産靈の靈に同じ』とある。彙速日神 彙は借字で、此も身であらう。(劍の身を、美とも比とも云ふ事は、寶劍出現第六五講の六に説明する。)即ち身速靈の義で、劍刃の鋭利にして、物を截つ事の迅速きを云へる御名とすべきであらう。其彙速日神 此の五字は、少し書き方が調つてゐない様である。永享本には無いが、其方が佳い。武甕槌

神 武身炫之靈の義。武は勇健の意、身炫は速日と同義、之靈は第二講の附説を参照すべきである。記には『建御雷之男神、亦名は建布都神、豐布都神』とあり、三代實錄には彌加布都命ともある。さて古事記には、彼の經津主神の御名が載せられて無いので、記傳は此の武甕槌神が即ち經津主神であると論じ、書紀に經津主神と武甕槌神とを別神と爲たのは甚だ異なる傳である、と言はれたが、事實は異なる傳では無く、此紀の方が正確なので、記は石筒之男神の下に『次石筒之女神、次布都主神』とあるべきを脱した謬傳である。紀には天孫降臨章にも明らかに二神並び在し、今も鹿島・香取と並び立つて鎮座し給ふ御事で、因より一柱ならぬ事は灼然たるものである。即ち記傳説は、記の誤傳を墨守して、紀の正傳を抹殺せんとしたので、例の古事記獨尊主義より出でし僻見である。さて此神の神社は、茨城縣鹿島郡官幣大社、鹿島神宮が最も有名である。(尙ほ經津主神の條を参照すべし。) 亦曰云々 亦曰は、此の第六別傳中の亦の一傳である。即ち『劍の鏝より滴る血潮が飛び散つて、天安河の五百箇磐石に灌ぎ掛つて速日神が化生し、次に速日神が化生せられた。是の速日神が即ち武甕槌神の父神である。とも言ひ傳へ、又一傳には、最初に速日神が化生し、次に速日神が化生し、次に武甕槌神が化生し給へるので、武甕槌神は、速日神の御兒では無いとも傳へられてゐる。』との意である。劍鋒 記には御刀前とある。鋒は斬先を云ふ。磐裂神・根裂神 磐は即ち天安河原の五百箇磐石の意。根は磐根を云ふ。裂は字の如し。通釋に『此は劍鋒より滴る血、即ち火にて、其の激發く燃え上る勢ひに、五百箇磐石の巖根の裂け散るに至れりけむ。其時に當りて成り坐せる神なるが故に、即ち其れを御名に負せ奉りしなるべし。火を以て磐石を裂き碎く事の起原、此に根ざせりとや謂はむ』とある。磐筒男命 筒は借字で、武甕槌の槌に同じ(鹽筒老翁、鹽土老翁同名なるに同じ)。即ち磐之血之男の義で、磐に激越きたる血に因る御名であらう。一云磐筒云々 一云は、前の亦曰に同じ。

即ち一傳では磐筒男命一柱のみが化生し給へる趣きであるが、又一傳には此の男神の次に、磐筒女命と申す女神が化生し給へる由の傳もある事を載せられたのである。劍頭 多加美は握みの義。刀劍の柄を云ふ。紀中に劍柄と書いて多加美と訓める處があり、萬葉にも燒太刀の手頭云々とあるが、美と比と通ずるのは常の事で、等しく握みの義である。關 記には『次に御刀の手上に集まる血、手俣より漏出でて成り坐せる神の名は關於加美神』とある。さて上文に『軻遇突智を斬りて三段と爲す。此れ各々神と化る』とあり、第七別傳に『一段は是れ高麗と爲る』と見えて、已に高麗神が以前に化生し、今又此神が化生で給へる趣きである。於加美の言義は詳かでないが、或説に『霧は字書に龍也とも注せれば龍神なるべし。萬葉二に、吾岡の於可美に言ひて降らせたる雪の推し彼所に散りけむ、など詠めるを思ふに、此神は龍にて、雨を物する神也。一書に高麗と云ふもあり。其は高き山上に栖む龍神にして、此の關龍は、關き山陰に栖む龍神なるべし』とある。但し私記には『是山神也』と見え、詞林采葉にも、『日本紀云、關龍云々、山神也』と記されてあるが、是も山に栖む龍神の謂であらうか。尙ほ第三九講を見よ。關山 記には、殺され坐し、迦具土神の陰に所成る神也とある。さて此神は關き山峽に栖む山神を云ふ(山祇は三三講に出づ)。關象 關き山峽に栖む水神である(關象は第二八講に出づ)。さて通釋に『山城國愛宕郡、貴船神社の祭神を、諸書に關象女命とも、高麗命とも、關龍命ともありて、何れか其れとも定め難きが如くなれども、熟く按ふに、高麗神と關龍神とは同體とも申すべく、亦た關象女命と云へるは此の關象神を、誤りて然か傳へしにもあるべし云々』と云はれた。

第六別傳(續の二)

然後伊弉諾尊。追伊弉册尊。入於黃泉。而及之共語。時伊弉册尊曰。吾夫君尊何來之晚也。吾已滄泉

之竈矣。雖然吾當蘇息。請勿視之。伊弉諾尊不聽。陰取湯津爪櫛。牽折其雄柱。以爲乘炬。而見之者。則膿沸虫流。今世人夜忌一片之火。又夜忌擲櫛。此其緣也。時伊弉諾尊。大驚之曰。吾不意到於不須也。凶目汚穢之國一矣。乃急走廻歸。于時伊弉冊尊恨曰。何不須要言。令吾耻辱。乃遣泉津醜女八人。一云泉津日狹女。追留之。故伊弉諾尊。拔劍背揮以逃矣。因投黑鬘。此卽化爲成蒲陶。醜女見而採噉之。噉了更追。伊弉諾尊又投湯津爪櫛。此卽化爲成箭。醜女亦以拔噉之。噉了則更追。

正訓 然して後、伊弉諾尊、伊弉冊尊を追ひて、黄泉に入りまして、及びて共に語ります。時に伊弉冊尊曰く、「吾が夫君の尊、何しかも晩く來まします。吾れ已に泉之竈滄せり。然れども吾れ當に蘇息なむ。請ふ勿視ましそ。」伊弉諾尊聽き給はずして、陰かに湯津爪櫛を取りて、其の雄柱を牽き折きて、以ちて乘炬と爲て見給ひしかば、則ち膿沸き虫流りき。今・世人、夜・一片火ともす事を忌み、又た夜・擲櫛を忌む。此れ其の緣なり。時に伊弉諾尊、大く驚きて曰く、「吾れ意はずも不須・凶目き汚穢き國に到にけり矣。」乃ち急かに走廻歸りましき。于時、伊弉冊尊恨みて曰く、「何ぞ要りし言を用ひ給はずして、吾れに恥辱見せます」と詔ひて。乃ち泉津醜女八人を遣はして、一は、泉津日狹女と云ふ。追ひて留めまつりき。故れ伊弉諾尊、劍を抜きて背に揮きつゝ逃ぐ。因りて黒鬘を投げ給ふ。此れ即ち蒲陶と化。醜女亦た以て抜き噉む。噉み了りて則ち更た追ふ。伊弉諾尊又た湯津爪櫛を投げ給ふ。此れ即ち箭

【第三四講】 然後 軻遇突智神を斬つて三段に爲し給ひて後の意。黄泉 暗之國の轉。此國の事は第三一講の附説に詳述してある。及 臘月夜に及く物ぞ無き。などの及くと同言で、及ぶ意に云ふ。此處では黄泉國に入り給ひし女神の御靈に追ひ及んだ意である。夫君 汝兄の義(汝妹に對して云ふ)。此處では女神が男神を斯く呼び給へるのであるが、凡ては夫婦兄弟の間のみならず、女を妹と云ふ如く、凡て男を尊み親しんで呼ぶ稱である。故に弟に對しても那勢と云ふ。黄泉之竈云々 此處は古事記には「伊弉冊尊答へて白く、悔しき哉。速く來まさせること。吾は黄泉戸喫せり。然れども愛くしき我が夫の尊入來坐せる事恐し。故れ還りなむ。且く黄泉神と相論らむ。我を勿視給ひそ。如此白して其の殿の内に還り入りませる間、甚久しくて待ち難ね給ひき。故れ左の御鬘に刺させる湯津爪櫛の男柱一箇を取り闕きて、一火を燭して入り見ます云々」とある。さて泉之竈食せりと云ふのは、黄泉國の竈にて煮炊せる物を食ひたり。との文意であるが、實際の意は、此の黄泉國へ來て、我が身は黄泉神等と一つ竈の物を食つたとの意。即ち我は已に黄泉神の仲間入りをしてつた。との意味である。記傳には、黄泉國の不淨の火で炊いた食物を口にせられたので、再び現國には還れなくなつた趣きの如く解釋されたが、此説は通釋にも委しく否定されてゐる如く、甚だ宜しく無い。此事は鈴木雅之氏の撞賢木にも、『火の穢にて還り難きならば、陽神とこそ謀り給ふべき事なるに、黄泉神と相論はむと宣へるは、他に還り難き事ある故也。其は黄泉國の神に爲り給へる故に、御自身の自由にも成り難ねて、黄泉神と相論はむと宣へるなるべし。泉之竈食とは、黄泉神に爲り給へる事を、然云ふとこそ聞えたれ。火の穢の故ならば、大已貴命、須勢理媛命など、久しく黄泉國に滞留し御事なれば、いかで火食の穢れ無からむやは。さても尙ほ能く黄泉國より還り來ませるを見て知るべし。凡て火の穢れは重き事には有れど、日を経れば薄らぐ物故に、火の穢れのみにて還り難き理はあらじ』と云はれたのは動かし難い

説である。吾當蘇息。本には寢息とあるが、笠井光謙翁所藏の古寫本に蘇息とあるに據つて訂正する事を得た。蘇息は宋史に『幸得蘇息。』書經に『待我君來。其當蘇息』など有つて、蘇生と同語である。即ち此處は『吾れ當に蘇息りなむ』と訓むべきで、我が身は既に黄泉神の仲間入りを爲て了つた事ではあるが、夫尊が態々御迎へに來給へる御事の惶こき故に、再び現國に歸還すべし。と宣へる趣きである。請勿視。さて現國に歸還するに就きては、其の支度をすべき間、請ふ妾が身を視給ふ勿れとの意である。(古事記の趣きでは、妾が黄泉大神と爲れるを辭めて、現國へ歸還すべき旨を、部下の黄泉神等に斷りに行くべければ、其間の状態を請ふ視給ふ勿れとの意。) 湯津爪櫛。湯津は五百箇の約言で、櫛の齒の多きを云ふ。爪櫛の爪は抓む意、即ち手に抓み持ちて髪を掻き撫づる故の稱。櫛は串と同語で串刺に物する意の語である。雄柱。記に男柱とある。櫛の兩端なる太き齒を云ふ。新撰字鏡に橋梁の左右の柱を男柱と云ふとあり。大神宮年中行事に東男柱兩砌云々など記されてある。是は御殿の高欄の男柱で、字鏡の男柱に同じ。粟炬。萬葉に手火とある。手して乗る火の意。後代には松の木を束ねて用ゐたので、手火松と云ふ。即ち自身の御結髪に挿させ給へる櫛の末端の齒を折り取つて、之に火を燈して燭となし、陰神の御本體の御有様を視給へる趣きである。膿沸虫流。第九別傳には『伊弉册尊服滿太高』とある。即ち火傷し給へる陰神の御身は、糜爛して膿沸き、腐敗して蛆が集つてゐた趣きである。一片之火。木を二本以上集めずして、唯だ一片だけに火を點けて物を見る事を忌む由である。また此故に、神前に供ふる御燈の如きも、必ず一對・二燈を燭す例である。擲櫛。私記に『何故に更た擲櫛を忌むか。答、是れ蓋し雄柱を取り缺き已畢れるの後、即ち其の櫛を投げ棄てたる歟。故に人擲櫛を忌む耳。』又た下文に『伊弉諾尊、湯津爪櫛を投げ給ふ。是れ即ち笥と化る云々。』此に因りて亦た擲櫛を忌む歟。』とある。さて一片之火を點し、また夜擲櫛を忌む事は、此事に依つて夫婦二柱の大神

が、遂に御離縁遊ばされる始めと成つたので、其れに相似たる事を忌み避くる習俗と成つたのである。縁事之原の意。其の事の起本を云ふ。不須也凶目云々。下文の注に『不須也・凶目・汚穢。此をば伊難・之居梅枳・枳多難枳と云ふ』とある。不須は否の義で惡み嫌ふ意。凶目は醜見きの義で、醜態に見える意。(米久と云ふ語は、目の活用語で、見える意に云ふ。春めくとは春らしき状に見える事。煌めくとは煌々と見えるを云ふ。醜めくも是等に同じ。)即ち苦々しく唾棄すべき不淨の國に足を踏入れし事よ、と宣へるのである。急走迴歸。意の外なる御有状に甚だ驚き給ひて、其國の汚穢き事をも始めて知ろし看して、急に逃げ歸り給へる趣きである。要言。要言とは上文に『請勿視之』と約りし言を云ふ。不用の假字は、記傳に『母知比なり。源仲正の家集に、元日戀、千代までも影を並べて逢ひ見むと祝ふ鏡の用ひざらめや(夫木集卅二卷所載)と餅に云ひ掛けたるに依りて定めつ。仲正は後撰集の作者なれば、(季治云、仲正は後撰集の詠人に非ず。此事は下に云ふべし)未だ假字の亂れざりし程なり。用ひ、用ふ、用ふる、と活用く言にて、戀、強などと同格の活用語也。』と説かれたので、此説に従つて『もちひ』と書く人々も尠くないが、此紀の秘閣本を始め古點の訓、及び續日本後紀の傍訓には、悉くモチキとある。言義は持率で、引率る等と同格の語である。さて記傳に『仲正は後撰集の作者云云』と云はれたが、後撰集の作者は源中正で、人偏のある源仲正は詞花集以降の作者である。即ち詞花集・雜上に、後二條關白(藤原師通なり)に關しての源仲正の歌が見え、また千載集の旋頭歌の部に、源仲正が下總守の任を果して京師に歸り、源俊賴に贈つた歌が載せられてゐる。而して百鍊鈔に『崇徳天皇の保安四年十一月庚戌の朔、前下總守源仲正。源義親と偽り稱する者を捕へて京師に入る』と云ふ記事がある。是等に依つて源仲正の年代は明瞭に證據立てられる。即ち夫木集に源仲正とあるのは凡て此人である。(後撰集の源中正の歌は、同集に三首載せられたのみで他は傳はらず。家集

なども無い。されば何人も知る如く、此の時代は後撰集より二百餘年も後の事で、假字の亂れた時であるから、當時の作者の歌を以て、假字を定めるが如き事は断じて成り難い。即ち記傳の説は其の根本に於て既に誤れる説なのである。令吾耻辱 耻を與ふるを、耻見すと云ふのは古語である。即ち其の御本體の汚穢き御有状を、男神の見給はん事を耻ぢ給ひて、請ふ勿視ましそ、と固く禁めて約束し給へる言を用ひ給はずして、一片火を燭して御覽に成つた事を恨み給へる趣きである。泉津醜女 私記に『或説、黄泉之鬼也』とあり、和名鈔には此の醜女を鬼魅の部に載せてある。名義は、其の容貌の恐ろしく醜きに因れる稱で、下の第九別傳には八色雷公ともある。泉津日狭女 泉津醜女の別名であるが、名義は詳かた無。或る説に、陰府の惡鬼であるから、潜女の義で隠れ潜む意かと云ふ。背 揮 追ひ捕へられざるやうに、劍を後の方に振り廻し乍ら逃げ給へる趣きである。背は後手の義。揮は、揮を加行に活用せる古語で揮ると云ふに同じ。記にも『後手に布伎都々』とある。黒鬘 通釋に『黒御髮連の義にて、髮に連ねて結び、或は挿しなどするより名付けしなるべし』とある。上代には男女ともに結髮に鬘を取り懸けて飾としたのである(男女の結髮の事は第四六講に解く)。さて黒と云ふのは其の鬘の色合に依る稱であらうが、如何なる物とも知り難い。但し此の黒鬘を投げ捨て給ひしに、其れが化して蒲陶と成つたとあるから、紫葛の蔓を以て鬘と爲給へるのでも有らう。通釋に『蒲荷の實の成れる形、玉鬘の黒玉の垂れたるに似たりと或人云へり』とある。蒲荷 和名抄に『紫葛、衣比加豆良。蒲荷、衣比加豆良之實』とある。此の蔓草には蝦の鬚の如き物ある故に名づくこと云ふ。鬘は古へは日陰葛、眞葛、眞折葛、蒲荷葛の如き蔓草を用ひたのであるが、殊に麗はしく飾る場合には、玉鬘と云つて玉を緒で貫いた物を用ひたのである。湯津瓜櫛 記には、先には左の鬘(鬘の事は第四六講に釋く)に刺させ給へる櫛の雄柱を取り缺きて一片火を燭し給ひ、此度は右の鬘に刺させ給へる櫛の齒

を引き缺きて投げ棄て給ひしかば、乃ち筍となりきとある。筍 竹の子である。音便に多加字奈とも云ふ。記傳に『名義は竹芽菜なり。菜は食に添へて喰ふ物の總名なり。されば筍も菜にする時の名を多加字奈と云ひ、唯には竹の子と云ふ故に、歌には竹の子とのみ詠めり。此處は拔食むとあれば菜也。さて櫛の齒の狀、竹の子の並立てるに似たり。下卷に鹽土老翁が玄櫛を投げしかば、五百箇竹林に化れりとあるも此類なり』とある。古への櫛は竹を以て造れる故に、筍とは化れるのであらう。

第六別傳(續の三)

後則伊弉册尊。亦自來追。是時伊弉諾尊已到泉津平坂。一云。伊弉諾尊乃向大樹放尿。此即化成巨川。泉津日狭女將渡其水之間。伊弉諾尊已至泉津平坂。故便以千人所引磐石。塞其坂路。與伊弉册尊相向而立。遂建絶要之誓時。伊弉册尊曰。愛也吾夫君。言如此者。吾則當殺汝所治國民日將千頭。伊弉諾尊乃報之曰。愛也吾妹。言如此者。吾則當産生日將千五百頭。因曰。自此莫過。即投其杖。是謂岐神也。又投其帶。是謂長道磐神。又投其衣。是謂煩神。又投其禪。是謂開囃神。又投其履。是謂道敷神。其於泉津平坂所塞磐石。是謂泉門塞大神。亦名道返大神矣。
 正訓 後には則ち伊弉册尊も亦た自ら來追ます。是の時に伊弉諾尊、已に泉津平坂に到りましき。(一)云く、伊弉諾尊乃ち大樹に向ひて尿放る。此れ即ち巨川と化成。泉津日狭女、其の水を渡らむとする間に伊弉諾尊已に泉津平坂に至ります。故れば千人所引磐石を以て其の坂路を塞ぎて、伊弉册尊と相向ひ

て立たして、遂に絶要之誓を建つ。時に伊弉册尊曰はく、「愛しき吾が夫君、如此言はゞ、吾は則ち當に汝が所治る國の民・日將に千頭を縊り殺さむ」伊弉諾尊乃ち報へて曰はく、「愛しき吾が妹の命、如此言たまはゞ、吾れは則ち當に日將に千五百頭を産生む」因りて曰はく、「此より莫過ぎそ」と。即ち其の杖を投げ給ふ、是を岐神と謂ふ。又た其の帯を投げ給ふ、是を長道磐神と謂ふ。又た其の衣を投げ給ふ。是を煩神と謂ふ。又た其の禪を投げ給ふ、是を開嚙神と謂ふ。又た其の履を投げ給ふ、是を道敷神と謂ふ。其の泉津平坂に所塞る磐石は、是を泉門塞大神と謂ふ。亦の名は道返大神。

【第三五講】 後則云々 最後に女神御自身も、男神を追掛け來給へる趣きである。此處に至る迄の傳説は、古事記には「是に伊邪那岐命見畏みて、逃げ返り給ふ時に、其の妹・伊邪那美命言し給はく、「吾に辱見せ給ひつ」と、即ち黄泉醜女を遣はして追はしめき。爾に伊邪那岐命、黒御鬘を取りて投げ棄て給ふ。乃ち蒲子と生れり。是を撫ひ食む間に逃げ行でますを、猶ほ追ひしかば、亦た其の右の御鬘に刺さる湯津爪櫛を引き闕きて投げ棄て給ふ。乃ち筆と生れり。是を抜き食む間に逃げ行でます。且た後には、其の八種の雷神に千五百の黄泉軍を副へて追はしめき。爾れ御佩かせる十拳劍を抜きて、後手に揮きつゝ逃げ來ませるを、猶ほ追ひて黄泉平坂の坂本に到る時に、其の坂本なる桃の子を三箇取りて、待ち撃ち給へば、悉に逃げ返りぬ。爾に伊邪那岐命、桃子に告り給はく、汝、我を助けしが如く、葦原の中國に有所る現しき青人草の苦瀨に落ちて患惚しまむ時に助可し、と告り給ひて、名を賜ひて意富加牟豆美命と號す。最後に、其の妹・伊邪那美命、身自ら追ひ來ましき云々」とある。泉津平坂 第三二講の附説を見よ。一云伊弉諾尊 此の一傳は、是を上文に引き續けて、「醜女亦た抜き嘔む、嘔み了りて則ち更た追ふ。伊弉諾尊乃ち大樹に向ひて尿放る云々」と列ねて見るべき

である。尿 既出第三十講。千人所引磐石 千人ほどの多人數で引かねば動かぬ程の大巖の稱。蓋ぐの義。即ち蓋の活用語である。轉じてフサグとも云ふ。記には「其石を中に置きて、各對ひ立たして、事戸を度す云々」とある。即ち攀登れぬ程の大巖石で坂路を閉塞し、追ひ來ます女神を禦ぎ留め給へる趣きである。絶要之誓 此の四字を許等等と訓んでゐる。字に就いて意味を思ふに、要之誓を絶つ義である。孝徳紀に「要他女」など有るに因れば、男女が契を結ぶ事を、事結びと云ふ。故に此語は記傳に事解の義かと云へるに従ふべきであらう。即ち夫婦離縁する事を云ふ。さて「離縁を建つ」とは、「誓言を建つ」などの建つに同じ。一訓には、建すと訓んでゐるが意は同一である。言如此者 最早今よりは夫婦の契を絶たむと宣ふ上は、との意。第十別傳に「盟ひて曰く、族離れなむ」とある、此の御言葉が離縁を度し給へる御辭であらう歟、と記傳に言はれたのは然る説である。汝所治國 記には汝が國とある、陽神の治め給ふ此の現國を指して云ふ。縊殺云々 縊るは頸の活用語。殺すは輓爲の義で、輓はしけし意に出でし語。千頭は千人と云ふに同じ。千五百頭 我が國民を一日に千人縊り殺さば、我は一日に千五百人を産出せしめよう、と答へ給へる趣きであるが、此の千頭と云ひ千五百頭と云ふのは、大概の割合を云へるのである。さて記には「是を以て一日に必ず千人死に、一日に必ず千五百人生るゝ也」とある。因曰云々 以上で絶縁に關する應答は終結を告げたので、「因て女神に對して、是處より此方へは出で來る事勿れと仰せられた」との趣きである。山蔭に、是處は上よりの意續かずと難ぜられたのは思ひ到らざる説である。投其杖 女神に向つて御杖を投げ給ひ、其杖の衝立てる地點を分界として、此方へは出で來る勿れと詔へる趣きである。さて此の杖は、伊弉諾尊の持ち給へる矛で、上古は矛を杖に衝いて道を往來するを常としたのである。尙ほ此事は神武紀の「細戈千足國」の條に説く。是謂 是謂二岐神とあるのは、是の杖が則ち岐神と化られたとの意である。岐神

第九別傳に「岐神、本號をぼ來名戸之祖神と謂ふ」とある。即ち來勿處之塞神の義で、是處より來る勿れと塞ぎり止め給ふ神の意である。通韻で經勿處とも云ふ(來と經とは同語)。さて岐の字を書けるのは、此神は山の岐路に在して、黄泉國より潜かに出で來る鬼神等を防禦し給ふ意を以て當てたので、口訣、纂疏等にも此の岐神を道祖神也と云ひ、和名抄にも「道祖。佐倍乃神」と記されてある。尙ほ此神は、道饗祭の祝詞に據るに、御別名を八衢彦・八衢姫とも申すとある。即ち岐彦神・岐姫神と男女二柱を並べて岐神と申すとの趣きである。さて此神は、記には檍原の御輿の段に「故れ投げ棄つる御杖に成りませる神の名は、衝立船戸神」とあるが、斯くては其の御名が意味を成さなくなるから、御輿の時に化り給へる由の傳は錯誤であらう。長道饗神 記には道之長乳齒神とある。萬葉に遠き道の事を、道之長手(卷廿には道乃長道ともあり)と詠んでゐる。長手は即ち長道で、同言である。而して磐は靈に通ふ語であるから、道之長道靈の義で、其の投げ捨て給ひし帯の細長い意から此の御名を負ひ、黄泉の坂の往來の長道を守り給ふ神と傳へられてゐる。衣 御襲の義で、身に襲ふ物の意と云ふ。また美計志とも訓むが、是は御着し(着るを古言では計留と云ふ)。また許呂母と云ふのは著物の義、即ち着る物の意である。煩神 記には煩大人神とある。煩ふは訛列ふの義で、訛ぶる心地の連なる意を云ふ。通釋に「名義抄に厄をワヅラヒと訓めり。さて此神の御名、衣に由ありとも聞えず、記傳に、強ひて言はゞ穢れし御衣を脱ぎ棄てたるは、煩はしき事を脱れて、心の爽やきたるに似たれば歟。と云はれし説あれど、適へりとも覺えず」と云はれた。猶ほ考ふべきである。禪 舊説に「履裳の義なり。袴に同じ。瑞珠盟約章に、縛裳爲袴と有るは、天照大神が男装し給ふ趣きの文なるが、女神に渡らせ給へば、常は連幅なる御裳を着させ給へりしを、其を縛り上げて、兩股なる御袴に成し給ひて、履裳に成し給へる也」とある。開嚙神 袴は、口を開いて人の半身を呑むに似たる故に開嚙神と

云ふ名を負へるのであらう。記には御禪に道保神が化り、御冠に飽昨之大人神が化り給へる由に記されてある。履 和名抄に「唐韻云。草曰屣。麻曰屣。革曰屣。呼名並久豆。用轄字」とある。道敷神 古事記には「伊弉册尊を黄泉津大神と號す。亦た其の追及ししに以て道敷神とも號す」とあつて、此の道敷神と云ふのは伊弉册尊の別號だと傳へてゐる。されば紀記いづれが正説かと云ふに就いて光謙翁曰く「按ずるに紀の傳に従ふべし。若し記の傳へ本説ならんには、紀の例として別傳に載せらるべきを、其事更になきは即ち記の傳の誤を此處に訂されし也。惟ふに伊弉册尊、既に帶・衣・禪等をさへ投棄て給へり、いかでか黄泉の土を踏める履をば投棄て給はざらむ。然れば此の道敷神は、履より化出で給ひし御事なれば、地を踏み固めて道を敷き設け給ふ神と現し給ひしなるべし」と説かれたのは善説である。其於泉津平坂 原本に、此の泉津平坂の下に「或所謂泉津平坂者。不復別有三處所。但臨死氣絶之際。是之謂敷。」の二十五字があるが、通釋に「此は山陰にも云はれたるが如く、後人の賢らに加へたるものにて、本文に非ざる事論を俟たず。永享本に此文を其黄泉平坂。言死出山。或所謂泉津平坂者。不復別有三處所。祖師云。臨死氣絶之際是謂敷。とあるが却りて古かりけるを其文を引直して、今の如く書き改めつる也。祖師云と記し、言死出山など云へるは、僧徒の書入なる證なり」とある。所塞磐石 彼の千人所引磐石を云ふ。塞るは障ると同語である。泉門塞大神 泉門は彼の黄泉平坂を云ふ。即ち黄泉國に入る門の意で、其の通路を閉塞し給ふ神の意である。道返大神 女神を塞へて、道より返し奉りし故の御名である。通釋に「此の大神は、彼の坂路を塞ぎ給へる千引磐石の化り給へるにて、彼の火神を斬り給へりし劍を、綾威雄走神と申奉るに同じ。さて此に大神と申すは、殊に黄泉國より襲ひ來る鬼神等をも、物とも所思さず、追ひ退け給ふべき神威を藏めて在せるが故也。並々の神には、大神とは稱へられざる例也。式に河内國大縣郡、石神社。常世岐姫神社とあり。斯く岐姫

神と並び給へるを思ふに、石神社は必ず此の大神を祭れるなるべし。祖神(岐神也)を道路に祭るには、必ず石を立て、祀る事は、斯く並び給へる所以に因る事なるべし」とある。

第六別傳 (續の四)

伊弉諾尊既還。乃追悔之曰。吾前到於不須也凶目汚穢之處。故當滌去吾身之濁穢。則往至筑紫日向小戸橋之憶原。而被除焉。遂將盪滌身所汚。乃興言曰。上瀬是太疾。下瀬是太弱。便濯之中瀬也。因以生神號曰八十枉津日神。次將矯其枉而生神號曰神直日神。次大直日神。又沈濯於海底。因以生神號曰底津少童命。次底筒男命。又潛濯於湖中。因以生神號曰中津少童命。次中筒男命。又浮濯於湖上。因以生神號曰表津少童命。次表筒男命。凡有九神矣。其底筒男命。中筒男命。表筒男命。是即住吉大神矣。底津少童命。中津少童命。表津少童命。是阿曇連等所祭神矣。

伊弉諾尊、既に還りまして、乃ち追ひて悔いて曰く、「吾れ前に不須・凶目・汚穢之處に到る。故れ當に吾が身の濁穢を滌ひ去てむ」と。則ち往きて筑紫の日向の小戸の橋之憶原に至りて被除たまふ。遂に將に身の所汚を盪滌ぎ給はむとして、乃ち興言して曰く、「上つ瀬は是れ太だ疾し、下つ瀬は是れ太だ弱し」と。便ち中つ瀬に濯ぎ給ふ。因て生る神を號けて八十枉津日神と曰ふ。次に其の枉を矯さむとして生せる神の號を神直日神と曰す。次に大直日神。又大海の底に沈み濯ぐ、因て生る神の號を底津少童命と曰す。次に底筒男命。又た湖の中に潜き濯ぐ、因て生る神の號を中津少童命と曰す。

次に中筒男命。又た湖の上に浮び濯ぐ、因て生る神の號を表津少童命と曰す。次に表筒男命。凡て九柱の神有す。其の底筒男命、中筒男命、表筒男命は、是れ即ち住吉大神なり。底津少童命、中津少童命、表津少童命は、是れ阿曇連等が所祭る神なり。

【第三六講】 既還 黄泉國より顯國に歸還し給ひての意。追悔之曰 女神を慕うて黄泉國まで追行きし事を悔い給へるのである。筑紫日向 筑紫は第十三講に釋ける如く、古へ九州の總稱である。日向は景行紀に、「是國は直に日の出づる方に向へり。故れ其國を號けて日向と曰ふ」とある。小戸橋 第十別傳、及び記には「橋の小戸」とある。さて小戸は小さき水門の義で、其の湊の附近に橋の樹が生ひ立つてゐた故の稱ならむと云ふ。憶原 憶は和名抄に「説文に云。憶は梓の屬也。日本紀私記に云、阿波木。今案、又た櫛木の一名也」とあるが詳かでない。さて通釋所引の説に「憶原と云ふ地名、今聞ゆる事無し」と記傳に云はれたれど、神名帳考に云く、「式日向國宮崎郡江田神社を、巡拜帳と云ふ書に、式内憶原江田神社、産母二柱大神宮、憶原一葉大明神、大宮司川越江田村にあり。今は那珂郡に屬けり」とあり。さらば此の江田郷あたりを、古へ憶原と云へりしと見ゆ。さらば橋小戸は日向國なりとすべきか云々」と載せ、尙ほ飯肥紀行の文を引いて委しく釋かれてゐるが、是に因ると集解に「寛延中有僧雲蝶者。持日向小戸橋憶原圖。過余曰。曾行脚而至于日向國而所得也。其圖曰日向小戸橋憶原。屬宮崎。那賀兩郡。地形如扇。三方三里。延岡路與薩摩道中間。有二橋郷。南有小平川。一名大淀川。また宮崎川とも云ふ。水源は霧島山に發す。下流卅六里。宮崎なる上野町、中村町の中間を貫流す。架橋を橋橋と云ふ、長さ二百四十間。(川の東北五町許りに、上野町村社・小戸神社あり。)東距三橋郷。有二平抄。南北三里。號曰憶原。」と云へるのに大方合符してゐる。詳細は通釋に就いて見るべきである。被除 美會岐は身滌の義

で、身體の汚穢を滌ぎ潔むる事の意。波良倍は掃ふの名詞法で、身に屬ける物を提供して其の罪・汚穢を拂ひ、災を除くを云ふ。即ち祓は惣名で、禊は其中に含まれてゐる。故に禊は祓と云ふべく、祓は禊とは言はない。また禊は水邊で行ふに限れる名である。身之所汚 黄泉國の汚穢に、御身の染まれるを云ふ。興言 言語を云ひ揚ぐる事。意志を發表する事を云ふ。上瀨云々 橋小戸は、海へ漕ぎ入る河の落口であるから、其川の上之瀨・下之瀨を云ふ。即ち上流は其流れが甚だ早きに失し、下流は流れが甚だ緩漫に過ぎて、身滌するに相應しからず。然るに中之瀨は疾からず緩からずして、其の宜しき程を得たる故に、此處に於て身の所汚を洗ひ清めむと言擧し給へる趣きである。八十柱津日神 記には「八十禍津日神、次に大禍津日神」の二神が化れる趣きに傳へられてゐる。但し此紀も第十別傳に大綾津日神が有つて、是が大禍津日神に當つてゐる。名義は八十も大も數の多き意。柱津日は曲之靈の義。(第二講の附説参照)即ち世の中に有りとはらゆる災禍を醸し出づる靈で、古事記に記されて有る如く、此神は洗ひ流した黄泉國の汚垢が化して成れるので、四邊の不潔に因つて各種の病が生じ、心の不潔に因つて種々の禍害が発生する等、萬の凶惡事は凡て汚穢より涌起るのである。將矯二其枉一 黄泉の汚垢が化して禍津日神と成つて出現したので、尊は大に驚かれて、其の邪神の禍を抑壓すべき神を生み成すべく念じ給へる意である。神直日神 大直日神 神も大も例の尊稱。直日は直靈の義(第二講の附説参照)。直は曲を矯めて眞直に成す意で、禍を轉じて幸に還し給ふ神である。さて記には「神直毗神、次に大直毗神、次に伊豆能賣神」と三神が成り給へる趣きに記されてゐる。又沈瀧於海底 上 件で、黄泉の汚垢は禍津日神と化して、尊の御身より離れ、禊祓は終結を告げたのであるが、猶ほ反復して、小戸川の中つ瀬から進んで海に出でまして、湖の底に沈み、次で湖の中間に潜き、最後に湖の上に浮び出でて、十分に御身を濯ぎ清め給へる趣きである。底津少童命 底津は海底の意。中津は海

底と海上との中間の意。表津は海上の意に因れる御名である。さて少童は海之靈の義(山之靈に對す。既出第三二講)である。但し『和多都美能、沖津白波云々』など詠めるのは、渡之海の約言である。神名と混同しては宜く無い。底筒男命 底筒、中筒、表筒の底中表は前條の意に同じ。さて筒は借字で、都知に同じ。第十別傳に底土命とある。即ち底之靈(第二講の附説参照)の義で、海底を治し看す神靈の意である。中筒男命 中之靈男の義(前條参照)で、海底と海上の中間を治す神である。第十別傳に赤土命とあるが、阿と那は通韻で、同一の御名である。表筒男命 上之靈男の義で、海の表面を治す神である。第十別傳には磐土命とあるが、伊と宇は通音で同一の御名である。さて右の底筒男命、中筒男命、表筒男命の三神が合體せられて、一柱の神と化つて出現し給ふ時の御名を鹽土老翁と申す。即ち住吉大神が其れである。住吉大神 今の大阪市外住吉村の官幣大社、住吉神社に鎮座し給ふ大神を云ふ(前條参照)。住吉を須美與志と訓めるは後世の事で、奈良朝の時代までは、須美乃叡と稱へたのである。紀記萬葉にスミヨシと訓めることは一つも無い。さて式に『攝津國住吉郡、住吉坐神社・四座』とある、四座は即ち底筒男命、中筒男命、表筒男命の三座に、別殿に祭祀せる神功皇后の一座を加へて四座と爲たのである。(二十二社注式には、社家説云、住吉社四座、第一・天照大神。第二・宇佐明神。第三・底筒男・中筒男・表筒男爲三座。第四・神功皇后也とある。)さて此の大神等が此地に鎮座し給へる事は、神功紀に記されてゐる。なほ攝津國風土記に『住吉と稱くる所以は、昔息長足姫天皇(神功皇后)の世に、住吉大神現れ出でまして天下を巡行り、住むべき國を覓ぎ給ふ時に、沼名掠長岡之前(前とは今の神宮の南邊是れ其地なり)に到りまして、乃ち謂く、斯れ實に住む可き國なり。遂に讃稱へて、眞住吉、住吉國と云ふ。乃ち是に神社を定む。今俗これを略きて須美乃叡と稱ふ』とある。尙ほ住吉神社は、長門國豊浦郡勝山村の官幣中社・住吉荒魂神社三座を始め、諸國に甚

だ多い。阿曇連 阿曇は氏。連は尸である。(氏と尸との事は後に説く。) 記に『安曇連は綿津見神の子、宇都志日金拆命の子孫也』とあり。姓氏錄右京神別に『安曇宿禰は、海神綿積・豊玉彦神の子、穂高見命の後也(穂高見命は、宇都志日金拆命と同神であらう)』と録されてある。さて此氏は應神紀三年に『處々の海人、訕彫きて命に従はず。則ち阿曇連・大濱を遣はして其の訕彫を平げしむ。因りて海人宰と爲す』とあり、また履中紀にも淡路の野島の海人宰、阿曇連・濱子の事が記されてある。即ち海神の子孫である故に漁業に従ひ、其の鮮魚を漁るに因つて、世々御膳の事に與つたのである。故に阿曇(曇は下ムの音を轉じて訓ませたのである)は通釋に網釣部の義かと云はれたが、按ずるに網船の群主の義で、網船を掌る意の稱であらうと思ふ(船をツムと云ふのは、積の義であるから、船・船は同語とすべきである)。また通釋に『和名抄に信濃國安曇郡ありて、其郡に穂高神社、式に見え、また筑前國糟屋郡にも阿曇郷あり。此は安曇氏の住みし故の地名なるべし』とある。さて『阿曇連等が所祭る神なり』と云ふのは、上述の如く、底津少童命、中津少童命、表津少童命(三神合體の御名を豊玉彦命と申す)は阿曇氏の祖神であるから、此氏人等が尊崇して齋き祭る趣きである。氏と尸の解 通釋に『氏は内の義にて、同家一族を云ひて他家に對する稱也』とある。即ち家の系統に隨つて、一族・子孫相傳へて稱する號で、上古は大伴、物部など云ふ職名を、其家が世々相承けて、異族に對して同族と親しめる稱である。後代に別に朝廷から賜はれるは藤原・源・平・橘・其他にも尙ほ有るが、其の子孫等の蔓延するに及んで、別に北條・足利・織田・徳川など、地名其他を探つて名字を作り、同族の内に於ても更に是を区分し、今では其の名字を相繼いで用ゐるに至つたのである。さて尸と云ふのは、通釋に『加婆禰は株名なり。株は頸字をも書く。樹に根株あるが如く、人に頭頸あるが如く、其の樹の枝葉に對し、又は體の四肢に對して、其の根本たる所の稱也。即ち氏の加婆禰と云ふは、其の氏の中

の長にて、譬へば物部と云ひ、大伴と云へる部屬の長(即ち根本)となりて、其の人等を率ゐるより、大伴宿禰、物部連と稱ふ。即ち其の宿禰・連を加婆禰と稱する也。續紀の宣命には、此を根加婆禰とも云へり。根頸名の義にて、是れも根は根本の意なり云々』と釋かれた如く、上代に云へる臣・連・宿禰・首・君・別・直・伴・造・國・造・縣主等を凡て尸と云ふ。即ち臣の家は大伴となり、連の家は大連となる家柄で、各その族を統率する稱、所謂の頭首の名である。後に天武天皇の十三年冬十月に、真人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置の八種の尸を定められ、是を朝廷より家々に賜はり、氏に添へて稱して家柄の尊卑の等級の號とした。さて頸名の頸(株も同系の語也)は、頸・頸・頸と用ゐる語では、即ち被ふ・被す等の語は、頸・頸を活用せる語、また頸は轉じて頸と云ふ。頸は頸槌之太刀などが有り、頸は此紀では頭・首等の字をカベと訓んでゐる。即ち首の本語である。また名と名とは通音である。(此紀では音・聲などの字を、那と訓んでゐる。皆通音である。)故に尸は頸名の義である事は動かし難い説で、是を外來語など云へるのは甚しき愚説である。因に屍と云ふ語は、株根の義。即ち切株の根の意に出でし語で、殘軀の意(呼吸絶えし身軀)を云ふのであるから、姓の義とは又別である。

第六別傳 (續の五)

然後洗左眼。因以生神號曰天照大神。復洗右眼。因以生神號曰月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔鳴尊。凡三神矣。已而伊弉諾尊。勅任三子。曰天照大神者。可_レ以治高天原也。月讀尊者。可_レ以治_レ滄海原潮之八百重也。素戔鳴尊者。可_レ以治_レ天下也。

正訓 然して後、左の眼を洗ひ給ふ。因以て生りませる神の號を天照大神と曰す。復た右の眼を洗ひ給

ふ。因以て生りませる神の號を月讀尊と曰す。復た鼻を洗ひ給ふ。因以て生りませる神の號を素戔鳴尊と曰す。凡て三柱の神ます。已にして伊弉諾尊、三柱の子に敕任して曰く、「天照大神は、以て高天原を治すべし。月讀尊は、以て滄海原之潮八百重を治すべし。素戔鳴尊は、以て天下を治すべし。」

【第三七講】 然後云々 上件の神々が生り給ひて後の事である。さて日神、月神、素戔鳴尊の三神が、是處に生出で給へる傳の非なる由は、既に第二四講、第二五講にも説いて置いたが、さて如何なる故に斯かる誤説が傳へられたので有らう歟と云ふ事に就いて、通釋に『按ずるに御鎮坐次第記(荒祭宮下)に、伊弉諾尊洗右眼。因以生神號。曰天照大神之荒魂。亦名瀨織津比咩神也。と記し、また御鎮坐本記(多賀宮下)に、伊弉諾尊洗右眼。因以生神號。曰伊吹戸主神。即大神之分身坐。故亦名曰大神荒魂也と記せり。(右の二書の文、他書にも數多見えたれども、目易きに依りて右の文を擧げた也。)さて此文に「大神の荒魂」また「大神の分身に坐す」など有るは心得ぬ事ながら、左眼を洗ひ給ふ時に生坐せる神を瀨織津比咩神。右眼を洗ひ給ふ時に生坐せる神を伊吹戸主神なりと云へる傳は、實に然る事なるべし。さるは是に次ぎて、御鎮坐傳記等に、亦洗鼻因以生神。號速佐須良比賣神云々。與素戔鳴尊。合力坐給也。と有るに合せて思ふにも、瀨織津比咩、伊吹戸主、速佐須良比賣の三神は、必ず此時に成坐すべき理なり。(さるを右の瀨織津比咩神を八十禍津日神と同神也と説き、また伊吹戸主神を神直日・大直神日に當てたる説は信られず。八十禍津日神、神直日・大直日神は、既に中瀨に滌ぎ給ふ時に生坐せる神なれば也。また此の二神を、大神の荒魂・和魂、また豊受神荒魂也など、書に因りて種々に云ひ傳へたる、凡て紛らはし。按ふに大神、五十鈴川上に御鎮坐の時、荒祭宮・多賀宮を攝社として、同時に鎮坐し奉りし時に、瀨織津比咩神、伊吹戸主神を相殿に合せ祭り給ひし事などの有りて、然か並び坐す故に、自から大

神の荒魂、或は和魂、或は分身也、など申せる説の起りし物にも有らむ歟。其後また多賀宮を、外宮の攝社とせしより、豊受宮荒魂也とも云ひ傳へしものなるべし。)されば此時「左の眼を洗ひ給ふ時に生坐せる神は瀨織津比咩神。右の眼を洗ひ給ふ時に生坐せる神は伊吹戸主神。鼻を洗ひ給ふ時に生坐せる神は速佐須良比賣神」と云へる古傳ありて、御鎮坐次第記等の書には載せしものなるべし。然るを如何なる混れにか、また荒祭宮神・多賀宮神を天照大神・月讀尊の本御體也と誤り傳へけむ。(御鎮坐傳記の文に、荒祭宮・多賀宮を、日天子と云へるなど、取るにも足らぬ事ながら、然る様にも亦た附會せしなりけり。)然れば傳記等の文に「洗左眼因以生神云々。洗右眼因以生神云々。亦洗鼻因以生神云々」と有るが、四神出生章の二書(第二に、「以左手持白銅鏡云々。右手持白銅鏡云々。廻首顧盼之間云々。」と有るに最能く似たるが上に、「鼻を洗ふ時に生坐せる速佐須良比賣神の、素戔鳴尊と力を合せて坐し給ふ」とあるを、同神の神ぞと心得、終に上の二神をも日神・月神ぞと言ひ做したる説の、いと舊くより有りしなるべし。如是種々の混亂を正して見る時は、天照大神、月讀尊、素戔鳴尊の、此時に生坐せる傳の誤なる事灼然し。)と論ぜられたのは卓見である。月讀尊 御名の訓法釋義、第二五講に出づ。滄海原潮之八百重云々 潮の八百重とは、大波詞に「荒瀧の鹽の八百道の、八鹽道の鹽の八百會に云々」と有ると同じく、八百重は數限り無く重なり隔つる意で、海原の潮路の極みを云ふ。月讀尊は月之神であるから、高天原に坐々して夜之食國(月世界)の政治を知しめ給ふ事は無論であるが、兼ねて海原の潮の八百重が上の御政をも掌らしめ給へるのである。故に月の出沒に従つて、潮の満干が伴ふ趣きである。可レ治天下 素戔鳴尊に天下を知看せと有るのは正しい傳である事は、既に第二五講に釋いてある。

第六別傳 (續の六)

是時素戔嗚尊年已長矣。復生八握鬚。雖然不治天下。常以啼泣恚恨。故伊弉諾尊問之曰。汝何故恒啼如此耶。對曰吾欲從母於根國。只爲泣耳。伊弉諾尊惡之曰。可任情行矣。乃逐之。倉稻魂此云宇介能美施磨。少童此云和多都美。頭邊此云摩苦羅陸。脚邊此云阿度陸。熾火也音而善反。雷此云於簡美。音力丁反。吾夫君此云阿我儼勢。滄泉之竈此云譽母都伴遇比。乘炬此云多妣。不須也。因目汚穢此云伊儼之居梅枳多儼枳。醜女此云志許賣。背揮此云志理幣提爾布俱。泉津平坂此云余母都比羅佐可。放屍此云愈磨理。音乃弔反。絕要之誓此云許等等。岐神此云布那斗能加微。禮此云阿波岐。

是の時、素戔嗚尊・年已に長け、復た八握の鬚生ひたり。然れども天下を治らさずして、常に啼き泣ち恚恨みす。故れ伊弉諾尊、問ひて曰く、「汝、何の故に恒に如此啼く耶」。對へて曰さく、「吾、母の尊の根國に從はむと欲ひて只に泣く耳」。伊弉諾尊惡みて曰く、「情の任に行ね矣」。乃ち逐ひやりき。(倉稻魂、此をば宇介能美施磨と云ふ。少童、此をば和多都美と云ふ。頭邊、此をば摩苦羅陸と云ふ。脚邊、此をば阿度陸と云ふ。熾は火なり、音は而善の反。雷、此をば於簡美と云ふ。音は力丁の反。吾夫君、此をば阿我儼勢と云ふ。滄泉之竈、此をば譽母都伴遇比と云ふ。乘炬、此をば多妣と云ふ。不須也凶目汚穢、此をば伊儼之居梅枳・枳多儼枳と云ふ。醜女、此をば志許賣と云ふ。背揮、此をば志理幣提爾布俱と云ふ。泉津平坂、此をば余母都比羅佐可と云ふ。放屍、此をば愈磨理と云ふ。音は乃弔の反。

絶要之誓、之をば許等等と云ふ。岐神、此をば布那斗能加微と云ふ。禮、此をば阿波岐と云ふ。

【第三八講】是時云々 伊弉諾尊が三柱の御子に勅命ありし當時、素戔嗚尊は既に長じて壯年に成りませる趣きである。

八握鬚 八握は第三三講に、十握とあると同意で、甚だ長い由である。記には「八拳鬚、心前に至る」とある。和名鈔に「鬚は口上の鬚なり、和名加美豆比介。鬚鬚は頤下の毛也、和名之毛豆比介」とある。さて此尊は八握鬚が長く胸前まで生え延びて御出になつたので、名神記に引ける出雲國日御崎記に「上社、八東水神。八握鬚者、素戔嗚尊の別稱也。蓋八握鬚生之緣矣」とある。此事は和漢三才圖會にも見え、日御崎兩本社記にも、同様の文が載せられてゐる。また簸川記に「八束鬚・速佐須良尊」とあるが、是は八握鬚を生やさせ給ふに因れる御名である。神社啓蒙には「八束鬚・速佐須良尊」あれば、鬚とも髪とも申したのである。尙ほ武郷翁は曰く、出雲風土記に「國引き座せる八東水臣津野尊云云 此神、八雲立つの和歌を詠ひし故に、八雲立つ出雲と云ふ」とあるが、此の八東水・臣津野尊も、八握鬚生津主の義で、矢張り素戔嗚尊の別名である。然るに先哲は、此神を深淵之水夜禮花神の御子の、淤美豆奴神の御事とせるのは甚しき僻事である。即ち一は八東水臣津野尊、一は只の淤美豆奴命で、全然別神なる事は明白である。然已ならず、八雲立つ出雲八重垣妻籠に云々の和歌は、素戔嗚尊の御詠たる事は兒童等と雖も能く辨へてゐる事で、何等詮索を要せず。と云はれたのは卓説である。啼泣恚恨 啼き泣くの言義は第二五講に、恚恨は第二七講にある。欲從母於根國 母を以呂波と訓んでゐる。此の語義は第四一講の妹の條に釋く。さて此處は御母の逝き給ひし黄泉國へ從ひ赴かむと希ふ、と答へ給へるのであるが、此の御言葉に就いては、第二四講の日神の條、及び第二五講の素戔嗚尊の條を参照すべきである。

第七別傳

一書曰。伊弉諾尊。拔劍斬軻遇突智。爲三段。其一段是爲雷神。一段是爲山神。一段是爲高靈。又曰。斬軻遇突智時。其血激越染於天八十河中所在五百箇磐石。而因化成神號曰磐裂神次根裂神。兒磐筒男神。次磐筒女神。兒經津主神。

【正訓】一書に曰く、伊弉諾尊、劍を抜きて、軻遇突智を斬りて三段に爲す。其の一段は是れ雷神と爲る。一段は是れ山祇と爲る。一段は是れ高靈と爲る。

又曰く、軻遇突智を斬り給ふ時、其の血・激越ぎて、天八十河中に在る五百箇磐石に染まりぬ。因りて化成させる神の號を、磐裂神、次に根裂神と曰す。兒・磐筒男神、次に磐筒女神、兒・經津主神。

【第三九講】此の第七別傳の中、「一段は是れ高靈と爲る」と云へる迄は、上の第六別傳(第卅三講)に「遂に御帶かせる十握の劍を抜きて、軻遇突智を斬りて三段に爲す。此れ各々神と化れます」とのみ記して、其の化成させる神名が無い故此處で其れを補つた形である。雷神・嚴之靈の義(第二講の附説参照)。雷鳴・電光の嚴めしく恐ろしき意に依れる稱である。此神は鳴雷神と云ひ、また大雷神、天鳴雷神とも申す。山祇。本に大山祇神とあるが、類聚國史には山祇とあるに據て之れを訂した。通釋に「此神は一柱の御名にはあらず。次の第八別傳に、軻遇突智命を五段に斬り給へるが、即ち五柱の山祇と成座せるよし見えたる。其の傳への聊か異なるにて、其の五柱を總括して、たゞ山祇と云ひ傳へたるなるべし云々」とある。高靈。靈の事は既に第卅三講に註したが、龍蛇は偉大なる口で噴み付く物であるから、名義は大噴か。さて高靈の名義は、通釋には「猛靈なるべし。式に太郎於賀美ともあり」と云はれた。靈神の神社は諸國に數多ある中

に、神名式には備後國惠蘇郡・多賀意加美神社。河内國石川郡・太郎於賀美神社がある。また大和國吉野郡・丹生川上雨師神社。大和國宇陀郡・室生龍穴神社。山城國乙訓郡・貴船神社。相模國大山・阿夫利神社などは著名な社である。又曰云々。此處からの傳は、上の第六別傳(第三三講)に「復劍双垂血。是爲天安河邊所在五百箇磐石也云々。復劍鋒垂血。激越爲神。號曰磐裂神。次根裂神。次磐筒男神」とある傳説の別傳である。天八十河。第六別傳に「天安河」とあると同河である。染。次の第八別傳にも「是時に斬る血激り灑ぎて石礫樹草に染まる」とあると同じく、染み徹る意である。さて染むと云ふ語に就いては、第三三講の啼澤女命の條に述べた。磐裂神・根裂神。既出第三三講。磐筒男神。此神は第六別傳には「磐裂神、次に根裂神、次に磐筒男神」と有つて、兄弟の續き柄に成つてゐるが、此傳では磐裂・根裂神の兒とせる傳である。(下卷の天孫降臨章にも、磐裂・根裂神の子、磐筒男云々とある。)

第八別傳

一書曰。伊弉諾尊。斬軻遇突智命。爲五段。此各化。成五山祇。一則首化。爲大山祇。二則身中化。爲中山祇。三則手化。爲麓山祇。四則腰化。爲正勝山祇。五則足化。爲離山祇。是時斬血激灑染於石礫樹草。此草木沙石自含。火之綠也。麓山此云。鏡耶磨。正勝此云。麻沙軻。離此云。之伎。音鳥含反。

【正訓】一書に曰く、伊弉諾尊、軻遇突智命を斬りて五段に爲す。此れ各五はしらの山祇と化成。一つは則ち首、大山祇と化爲。二つは則ち身中、中山祇と化爲。三つは則ち手、麓山祇と化爲。四つは則ち腰、正勝山祇と化爲。五つは則ち足、離山祇と化爲。是時に斬り給へる血、激り灑ぎて、石礫樹草に染

まりぬ。此れ草木・沙石の自ら火を含む縁なり。麓山、此をば簸耶磨と云ふ。正勝、此をば麻沙柯と云ふ。籬、此をば之伎と云ふ。音は烏舎の反。

【第四十講】此の一書の傳は、記に『殺され坐し、迦具土神の頭に成りませる神の名は正鹿山津見神、次に胸に成りませる神の名は湊勝山津見神、次に腹に所成る神の名は奥山津見神、次に陰に所成る神の名は間山津見神、次に左の手に所成る神の名は志藝山津見神、次に右の手に所成る神の名は羽山津見神、次に左の足に所成る神の名は原山津見神、次に右の足に所成る神の名は戸山津見神』とある傳に該當するが、記は八柱、此の傳は五柱である。但し間山津見神は、先の第六別傳(第卅三講)に見えてゐるから、都合二柱の神が不足になつてゐる。軻遇突智命 此の一書にのみ命の字が添へられてゐる。此の大神に對して此の敬稱は必ず有るべき筈である。五段 第卅三講の三段の釋義を見よ。大山祇 通釋に『按ふに、此神は次の中山祇、麓山祇に對したる御名にて、大とは山の嶺を云ふなるべし』とある。即ち火神の頭首に化れる神であるから、山頂に栖む山祇と現じた趣きで、先の第廿四講の生山の條に述べた大山祇神とは全然別神である。身中 此紀では、身・體・軀などの字を常にムクロと訓んでゐる。さて牟久呂の牟は身(身を牟と訓むは、身狹桃花坂上陵。土師連・身。蘇我臣・身刺。伊賀國・身野など甚だ多し。)久呂は莖の轉である(莖粟莖などの莖で、幹・柄、など皆同語である)。即ち身幹の義で、俗に身柄と云ふに同じ。體を云ふ。中山祇 中は山の腹に栖む山祇である。手 手は掌と掌を拍合す音『多』を以て語源とし、凡て多行に通じて云ふ。例へば手は『手握る、手扶む。此之方、彼之方、其之方、方取る(方は手なり。手を以て方向を指示するに出づ)』また手は、『手切る、手交ふ(第十四講の約束の條を参照せよ)。彼方、此方、其方(方は手なり)』また手は『手芽(爪)、手む(摘)。一手、二手(指を折りて數ふるに出づ)』また手は『行く

方、退く方(行手、退手なり)』などの外、常に用ゐる語である。また手は『手る(採)手く(解)』などの如き、手を活用せる語は甚だ多い。麓山祇 麓は山の端など云ふ端の義で、山麓に在す山祇である。腰 舊説に、越の義で、山腹と山麓との中間の稱より轉じて、胴と脚との界の名とすと云ふ。正勝山祇 正勝は借字で、眞坂の義。即ち峻しき坂路に在す山祇の意である。足 足は足踏、足搔、足トなどの足を本語とする。分の義で分支の意である。體より分れたる肢。動物の四肢を云ふ。漢字の肢は肉月に支の合字、即ち肉體の支の義である。尙ほ腋と云ふも分の義で、體より分るゝ所の謂である。麓山祇 記傳に、繁山の義と云へるに従ふべきである。樹木の生ひ繁れる山中に坐す山祇である。舎火之縁也 火神を斬り給へる血が、天上に激ぎ上れる已ならず、此の國土の石群木草にも遍ねく降り掛つて、其れが染み込んだ故に、草木沙石は自ら火(火神の血は即ち火であるから)を含むとの意である。因みに平田翁説に『火は即ち血、血は即ち火也。凡て人の身中に有る血の赤きは、即ち火の色にて、其れ即ち火なるに就きて思ふに、後宮名目に、月事を火と云ひ、今も女の經水となるを火となると云ひ、月水の經來ぬを火の止ると云ふも、此の謂れに因る事なるべし云々』と言はれた。尙ほ漢籍にも、列子に『馬血之爲三轉燐也。人血之爲三野火也』と見え、また淮南子に『血爲燐』などと書いてある。是れ古人が火と血とに關する和漢共通の想像である。

第九別傳

一書曰。伊弉諾尊欲見其妹。乃到殞斂之處。是時伊弉册尊。猶如生平。出迎共語。已而謂伊弉諾尊曰。吾夫君尊。請勿視吾矣。言訖忽然不見。于時闇也。伊弉諾尊。乃舉一片之火而視之。時伊弉册尊。脹滿太高。上有八色雷公。伊弉諾尊驚而走還。是時雷等皆起追來。時道邊有大桃樹。故伊

伊弉諾尊、隱其樹下。因採其實以擲雷者。雷等皆退走矣。此用桃避鬼之緣也。時伊弉諾尊乃投其杖曰、自此以還、雷不敢來。是謂岐神。此本號曰來名戶之祖神焉。所謂八雷者。在首曰大雷。在胸曰火雷。在腹曰土雷。在背曰稚雷。在尻曰黑雷。在手曰山雷。在足上曰野雷。在陰上曰裂雷。

正訓 一書に曰く。伊弉諾尊、其の妹を見まさむと欲して、乃ち殞斂の處に到ります。是時に伊弉冊尊、猶ほ生平の如くにして、出で迎へて共に語る。已にして伊弉諾尊に謂りて曰く、「吾夫君尊、請ふ吾を勿視ましそ」言ふこと訖りて忽然に見えず。時に闇し。伊弉諾尊、乃ち一片之火を擧して視をなはず。時に伊弉冊尊、脹滿太高り、上に八色の雷公有り。伊弉諾尊驚きて逃げ還り給ふ。是時に雷等、皆起ちて追ひ來たる。時に道の邊に大きな桃の樹あり。故れ伊弉諾尊、其の樹の下に隠れて、其の實を採りて、以て雷に擲げまし、かば、雷等皆退去ぬ。此れ桃を用て鬼を避く縁なり。時に伊弉諾尊、乃ち其の杖を投げうちて曰く、「此れ自り以還、雷・敢て來な」。是れを岐神と謂す。此の本の號をば來名戶之祖神と曰ふ。所謂る八の雷とは、首に在るをば大雷と曰ひ、胸に在るをば火雷と曰ひ、腹に在るをば土雷と曰ひ、背に在るをば稚雷と曰ひ、尻(かく)に在るをば黑雷と曰ひ、手に在るをば山雷と曰ひ、足の上に在るをば野雷と曰ひ、陰の上に在るをば裂雷と曰ふ。

【第四一講】 妹 是を以呂毛と訓んでゐる。按ずるに愛妹の約である。愛は美めかし(艶麗)、美衣など凡て愛くしき意に

云ふ語で、千載集に『宮城野の萩や牡鹿の妻ならむ花咲きしより聲のいろなる。基俊』また『明日も來む野路の玉川萩こえていろなる波に月宿りけり。俊賴』など詠んでゐる。即ち色と云ふ辭なども原は此の愛(麗はしき意)に出でし語である。さて此の愛(麗・美などの字をも充つべし)と云ふ語は、古言では『愛母、愛兄、愛姉、愛弟、愛妹』など冠して、敬愛する美稱に用ゐてゐる。尙ほ愛は通音で以良とも云ふ。即ち郎子、郎女など云ふは、愛之子、愛之女の義で、若く美しき意の稱である。殞斂之處 殞斂の二字、本の傍訓にはソノヲと書いてあるが、私記には毛加里と訓み、鎌倉本・熱田本其他にも然う訓んでゐる。舊説に『喪上りの處』の義であると云ふ。上代に人が死去せる時、未だ葬らざる間、其の屍を斂め置く假の喪屋を云ふ。殞宮(和名、荒木宮、丸木の儘に削らずして建造せる假宮)また殞殿とも云ふ。殞は、死と賓との合字で、人死して未だ葬らず、假りに棺に斂めて、賓客として待遇する意の文字。斂は收むる意の文字である。猶如三生平云々 此處の文意は、『始め男神が、火神を斬つて其の荒びを鎮めて御出になる間に、數多の神達は殞宮を作つて、女神の御亡體を其處に遷された。さて男神は、漸くにして火神の荒びを鎮め給ひ、斯くて失せ坐し、女神を見給はんと欲して、殞宮の處へ御出でになつたが、是より先き、女神は黄泉國へ入らせ給ひ、殞斂の處には御出に成らなかつたので、男神は其處此處と御尋ねに成つて、黄泉平坂の奥にまで御出になつた。其時に忽然として女神が猶ほ生前の通りの御姿で現はれて男神を御出迎になり、且つ種々の御談話(第三四講参照)を遊ばされた』と云ふ次第に見るべき神話である。已而謂曰云々 第三四講を見合はすべし。于時間 女神の御姿が判然と見えて居た間は、闇しとも覺えざりしに、女神が忽然と消失せ給ひし後は、頓に四邊が闇黒になつた趣である。一片之火 第三四講に出づ。脹滿太高 火傷の爲め御腹など腫上れる意。前の第六別傳には、膿沸虫流とある。上有八色雷公 上は邊の意。八色の雷公は第六別傳に、泉津醜女八人

とあるに該當する。即ち黄泉國の鬼共で、第七別傳の雷神とは別である。雷等皆起追來云々 第三五講の『後則云々』の條を見るべし。道邊 記の趣では、黄泉平坂の路傍である。大桃樹 記に、此の桃樹に名を賜ひて大神之實命と號す、とあるから、桃は眞實の義であらうと守部氏は云れた。用桃避鬼之縁也 毎年舊曆十二月晦日、即ち節分の夜に、朝廷にて追儼(鬼逐ひ)の御式を行はせ給ふに、桃を用ゐるのは此の故事に因るとの意で、中務省式に『凡年終行儼儀云々。以桃弓・葦矢・桃杖。頒充儼人』とある。其式の次第は、先づ大舍人寮の舍人が鬼の役を勤め、大舍人長が、眼の四箇ある恐ろしい假面を被り、玄衣・朱裳を着し、左手に楯、右手に矛(桃杖)を執り持ち、鬼を追拂ふ將軍の役を勤める。是を方相氏と稱ふ。また別に八人の小兒が、紺布・朱衣を着して方相氏の背後に従ふ。是を儼子と稱ふ。さて此夜、陰陽寮の官人が齋部等を率ゐて南殿の邊に伺候し、桃弓・葦矢・桃杖を人々に頒ち、尋いで陰陽師が進み出て、『神祇官の宮主等の奉祀する天地の神々達は、平らけく穩かに皇國の内に座まし給へ。されど穢はしく悪しき疫鬼どもは、海外の國を以て汝等の栖處と定め、其地を充行ひ賜ふ故に、急に海外に移住せよ。若し好き心を以て勅命に従はず、尙ほ皇國の内に隠れ住むに於ては、大儼公・小儼公が、五兵(刀・劍・矛・戟・弓矢)を執つて、忽地に刑戮すべき者也』と云ふ意の文を讀上げる。(此の本文は陰陽寮式に見え、通釋にも載せてある。)此の時、上卿以下鬼を追へば、殿上人等は御殿の方に立並び、桃弓に葦矢を番へて鬼を射る。鬼は即ち辟易して瀧口の戸を出でて遁れ走るを、方相氏が儼子等を率ゐて追ひ、遂に門外に去らしめる。是が朝廷の追儼の式で、古へは民間に於ても是れに倣つたのであるが、今では豆蔲を以て鬼逐ひを行ふのである。さて此の追儼の式は、續日本紀に『文武天皇の慶雲二年、天下諸國疫疾流行し、百姓多く死す。始めて土牛を作り、大いに儼す』とある。即ち此の時に其の例を支那の驅儼に倣ひ、而して我國の『桃を用て鬼を避ぐ』の古

傳に因つて儀式を作り、始めて是を執り行はせられた事と見える。なほ支那に於ける驅儼の事は、貝原氏の漢事始に『禮緯に、高陽氏三子あり、生れて亡びぬ。後に疫鬼となる。一は江水の中に居りて瘧を人に致し、一は宮室區隅(家の隅)に居て、よく小兒を驚かす。是を以て年の十二月、祀官に命じて儼して以て疫鬼を驅ると云へり。按ずるに周禮に大儼あり、漢儀に儼子の事あり。是を以て見れば、素と黄帝に始まると雖も、大抵周より起れり。周官に、歳の終に、方相氏に命じて百隸を率ゐて室中を搜り、疫を驅りて是を逐ふとあり。即ち驅儼の始め也』とある。按其杖 前の第六別傳(第三五講)では、女神に向つて御杖を投げ給へる趣きであるが、此傳では雷公どもに向つて投げ給へる事に傳へてゐる。不敬來 此の三字を「エ・コジ」とも「ナコン」とも訓んでゐるが、其の投げ給へる杖に化坐せる神を、勿來處之神と申す由であるから、『敢て勿來』と訓めるに従ふべきで有らう。岐神 來名戸祖神 第三五講に釋いてゐる。所謂 通釋に『謂へる、の延語也と云へる説宜し。所謂とは、上に謂へる事を指して云ふ也。また上文には謂はざれども、世に言慣はせる事を指して云ふ語なり』とある。八雷者云々 記には『於頭者大雷居。於胸者火雷居。於腹者黑雷居。於陰者拆雷居。於左手者若雷居。於右手者土雷居。於左足者鳴雷居。於右足者伏雷居。併八雷神成居』とある。即ち女神の御體に副ひ居れる由である。記に『成り居りき』とあるのは、例へば樹の枝に實が成つてゐる、など云ふと同じく、女神の御體に八種の雷神が着き纏つて居た趣きである。然るに記傳は是れを女神の體より化れる意に誤解して、神代系圖に此の雷等を女神の御子として載せたのは甚だしき僻事である。さて此の八種の雷と云ふのは、既に講述せる如く、虚空に鳴り渡る雷神(名義は嚴之靈で同じであるが)とは全然異なり、即ち地底國の鬼共であるから、其の名義も鳴神の縁に充填めて釋くのは不可である。在首曰大雷 先の第四十講に、柯遇突智神の頭に化れる神を大山祇と曰ふとある。首は五體

の内の最も主要部であるから、即ち大の字を冠せるので、鬼の首領の意である。在_レ胸曰_二火雷_一。胸は身嶺の義である。さて胸は、燃ゆとか焦るとか云つて、火に擬へる所であるから、其の縁で火雷と呼べるのであらう。在_レ腹曰_二土雷_一。腹は記傳に廣(廣を波良と云ふは古語である)の意で、原・平なども同義也と云はれたのは善説である。土雷は名義未詳、土色の鬼の謂か。在_レ背曰_二稚雷_一。背は通釋に『背腹』の義と云ふ。稚雷は一訓にワカイカヅチともある。若く猛き鬼の謂か。在_レ尻曰_二黒雷_一。尻は五體の中で最も黒き所であるから、其の縁で黒雷と云へるのであらう。山雷。野雷。人體を山に喻へると、肩胸の邊が嶺に當り、左右の手が其の中腹に當り、足が裾野に該當する。故に手に在るを山雷と號け、足に在るを野雷と呼べるのであらう。在_レ陰上曰_二裂雷_一。陰は含處の義。即ち含める處の意で、元は女陰の稱に出で、次で男性の陰處にも云ふ(記に軻遇突智神の陰あり)。和名抄に『陰。玉莖。玉門等之通稱也』とある。裂雷は蓋し女陰に因つて名づけた稱であらう。

第十別傳

一書曰。伊弉諾尊追至伊弉册尊所在處。便語之曰。悲汝故來。答曰族也勿看吾矣。伊弉諾尊不從猶看之。故伊弉册尊耻恨之曰。汝已見我情。我復見汝情。時伊弉諾尊亦慙焉。因將出返。于時不直默歸而盟之曰。旅離。又曰不負於族。乃所唾之時。化出神號曰速玉之男。次掃之時。化出神號曰泉津事解之男。凡二神矣。及其與妹相聞於泉津平坂也。伊弉諾尊曰。始爲族悲及思哀者。是吾之怯矣。時泉津守道者白云有言矣。曰吾與汝已生國矣。奈何更求生乎。吾則當留此國。不可共去。

是時菊理媛神亦有白言。伊弉諾尊聞而嘉之。乃散去矣。但親見泉國。此既不祥。故欲濯除其穢惡。乃往見粟門及速吸名門。然此二門潮既太急。故還向於橋之小門。而被濯也。于時入水吹生大生磐土命。出吹生大直日神。又入吹生底土命。出吹生大綾津日神。又入吹生赤土命。出吹生大地海原之諸神矣。不負於族。此云二字我選磨概草。

一書に曰く、伊弉諾尊、伊弉册尊の所在處に追ひ至りまして、便ち語りて曰はく、『汝を悲しと思ふが故に來りつ』。答へて曰く、『族や、吾を勿看ましそ』。伊弉諾尊、從ひ給はずして猶ほ看そなはしつ。故れ伊弉册尊、耻ぢ恨みて曰く、『汝、已に我が情を見つ。我は復た汝が情を見つ』と。時に伊弉諾尊、亦た慙ぢ給ふ。因て將に出で返りなむとす。時に直に黙して歸り給はずして、盟ひて曰く、『族離れなむ』。又た曰く、『族負けし』。乃ち所唾く時に化出る神の號を、速玉之男と曰す。次に掃ふ時に化出る神の號を、泉津事解之男と曰す。凡て二柱の神す。其の妹と泉津平坂に相聞ふに及びて、伊弉諾尊曰く、『始め族の爲めに悲しみ及つ思哀ける事は、是れ吾が怯きなり矣』。時に泉津守道といふ者、白して云さく、『言ふこと有り。曰く吾と汝と已に國を生みにき、奈何にぞ更に生むことを求めむ乎。吾は則ち當に此國に留るべし。共に去るべからず』と。是の時に菊理媛神も亦た白言あり。伊弉諾尊、聞しめしめて『嘉し』と宣ひて乃ち散去ましぬ。但し親ら泉國を見たり、此れ既に不祥。故れ其の穢惡を濯ぎ除へむと欲して、乃ち往きて粟門、及び速吸名門を見そなはしつ。然るに此の二の門は、潮既に太だ急し。

故れ還た橘之小門に向して、祓へ濯ぎ給ふ。時に水に入りて磐土命を吹生し、水を出でて大直日神を吹生し、又た入りて底土命を吹生し、出でて大綾津日神を吹生し、又た入りて赤土命を吹生し、出でて大地海原の諸の神たちを吹生す矣。不負於族、此をば宇我遷磨概茸と云ふ。

【第四二講】伊弉册尊所在處 黄泉國に往き給へる女神の在處に追ひ至りませる趣きである。悲汝故來 汝を愛する故に尋ねて來たとの意。悲しは哉爲の義、加奈は物に感じて發する嘆聲である。故に哀れと云ふ語と同じく、愛で憐しむにも、悲しみ嘆くにも、凡て深く身に染みて思ふ事に云ふ語である。族也 族は紀中に親屬、また親族・同族などある。語意は内族・家族の義であると云ふ。此處では女神が男神に對して宣へるので「吾が夫よ」と云ふ程の意である。勿二看吾二矣 此條の問答は、前の第六別傳、及び第九別傳に讓つて、甚だ省略して記されてゐる。故に前傳(第三四講、第四一講)を能く見合せて心得べきである。汝已見我情云々 情の字は情狀・情趣の意に用ゐる文字である。故に下卷に情之委曲欽明紀に情狀と書いて、アルカタチと訓んでゐる。されば此處も「情または情」と訓むべきである。即ち我が情狀を見給ふ勿れと約りしに背きて、我が情を見給ひしに依りて、我は君の淺ましき心の中を知り得た、と女神が仰せられたので、伊弉諸尊も亦た其の約に背きし事を御慙ちに成つた、との意である。因將出返 此前に黄泉の鬼共と且つ闘ひ且つ走り給ひし事、最後に女神自らも尊を追ひ奉りし事、遂に黄泉津平坂まで遁れ出で給ひし事等の記事が略かれてあるので、此處は即ち黄泉津平坂を離れて、顯國へ出で返らんと爲し給へる時の御事である。而して其時、單に黙して去り給はずして、女神に對つて「族離れなむ」と仰せられたのである。族離 其許と離別せむとの意。上の第三六講に「絶要之

誓を建つ(離縁を言ひ渡す)と有るのに該當する。又曰不負於族 又曰とは、男神が女神に離縁を言渡し給へるので、女神が「左様に宣はゞ、我は汝が治め給ふ國民を日に千人づつ縊り殺さむ」と仰せられしに應へて「然らば我は日毎に千五百人を産ましめて、汝(族)に負けじ」と男神が詔へる趣きを省略して記されたのである。所唾之時化出神 唾は、口中に唾を湛へて、舌を以て壓する時に發する音「津」を以て語源とする。さて斯く唾吐き給へるは、黄泉國の有様を御覽じて、其の穢きに堪へずしての御所爲である。速玉之男 映玉の義。映は美稱、唾の玉に因る御名である。式に出雲國意宇郡速玉神社。また紀伊國牟婁郡熊野早玉神社とある。此社は景行天皇五十八年に創まり、今は新宮と稱し、官幣大社である。是の新宮、及び本宮(官幣大社、熊野坐神社)、那智の三社を合せて、中古以來「熊野三社」と云ふ。掃之時化神 舊説に、御掌を左右に振り搖かして掃ひ給へる歟。若くは御衣の袖にて掃ひ給へるなるべし。今も堪へ難き臭氣などに遭ふ時は然爲する事也とある。泉津事解之男 通釋に「事解は要放の義にて、孝徳紀に事取之婢とあるに等しく、夫婦の契を放り離るゝ意にて、即ち其時に方りて化出ませる神なれば、其れを御名に負はせ奉りし也」とある。與妹相闘 相闘は、第六別傳に「伊弉諸尊、已に泉津平坂に至りまして、便ち千人所引磐石を以て其の坂路を塞ぎて、伊弉册尊と相向ひて立たして、遂に絶縁を建つ時云々」とある折の事を云ふ。爲族悲及思哀云々 我れ黄泉國に入立ちて、斯く様々の凶事を惹起するに至りし事は、最初に餘りに妻を戀ひ慕ひ過し、結果に基く事にて、今にして思へば、我が心の拙く愚かなりし也、と悔い給へるのである。悲しは第四二講の二、思哀は第四八講の一を見よ。泉津守道 名義は其の文字の如く、黄泉の道を守る神の稱である。重胤翁説に、此神は第六別傳に泉門塞大神、亦名道返大神とあると同神であらうと云はれたが詳かでない。さて「泉津守道と云ふ者、曰して云さく、言ふこと有り」とは、其時(黄泉平坂の千人所引磐を隔て

て、男神と女神とが相對ひ立たせる時(に泉津守道と云ふ神が、女神の詔へる言葉、男神に取傳へて申すには「只今女神が斯様に仰せられました。即ち妾は汝尊と共に、已に大八洲國を作り成し、萬物を生み成して、天神の勅命を果し畢へた事であるから、此後は最早何者をも生む必要は無い。故に妾は此の黄泉國に留まる事とする。汝尊と共に黄泉國を去つて顯國へ歸還する事を欲せずと仰せられました」と奏上したとの意である。菊理媛神云々 右の泉津守道が、女神の詔へる趣きを奏上した後に、また菊理媛と云ふ神が、更に女神の詔へる言(其の内容は如何なる言で有つたのか、記されて無い故に知り難い)を取傳へて奏上に及んだ。そこで伊弉諾尊は、右の二神の傳奏を聞き看して、「宜し承知を爲た」と仰せられて、乃ち其處を御立退き遊ばされた。との文意である。さて菊理媛の名義は、平田翁説に「二神の御諍の御中を執り持ちて、女神の詔ふ御言を男神に奏傳し、男神の詔ふ御言を女神に聞入れしめ奉れるよりの稱にて、聞入媛の意か」と云はれたが、一説には二神の間を周旋して御諍を收束した意味から、括り媛と申すかとも云ふ。此の神を祭れる社は、加賀國石川郡、國幣中社・白山比咩神社が其れで、古く越の白山と歌に詠まれた有名な地である。散去矣 アラクは分くの延語で、物の分散するを云ふ。女神の詔へる趣を聴取し給ひて、可しと諾ひ首肯して別れ給ひしを云ふ。但親見三泉國云々以上で黄泉國に關する事は凡て終決を告げて了つた。但し未だ一つ残つてゐる事が有る。其れは御自身が黄泉國に足を入れ給へる爲めに、其國の穢惡に染みし事である。との意に因つて、此處に「但し」と記されたのである。粟門 阿波の鳴戸である。此地は阿波と淡路との間に在つて、伊弉諾尊の大宮は其の傍なる磯敷島に在つたので、先づ粟門へ行つて御覽になつたので有らう。然し其の潮流が急に過ぎて、身漕し給ふに適せぬ故に、更に西下して速吸之門へ往き給へるのである。速吸名門 速吸は其の湍が甚だ急で、海底に潮を吸入る義。名門は之門の義である。さて此地は神武紀にも「天

皇親帥諸皇子。舟師東征。至速吸之門」と見え、式に豊後國海部郡・早吸日女神社とある、即ち此の神社の所在地なる海部郡佐伯ノ莊・入津浦より下滿江浦の沖に掛け、佐賀關に至る迄を、昔より里人も舟人も早吸灘と云ひ傳へたと神名帳考に録されてある。潮既太急 既には盡にの意、古言である。故還向於橋之小戸 本の訓に、「故れ橋之小門に還向ひて」と訓めるのは宜しく無い。是處は「故れ還た橋之小戸に向まして」と訓むべきである。即ち阿波の鳴門を去つて早吸之門に行幸し、還た其處を去つて、改めて日向の橋之小門(第卅六講參照)に向ませる意である。吹生 下に、「吹き棄つる氣噴の狭霧に生りませる神」とあるが如く、氣息を凝らして吹出で給ふ、其の御氣に生み出される由である。磐土命云々 磐土命は、第六別傳(第卅六講)の表筒男命に同じく、底土命は底筒男命に同じく、赤土命は中筒男命に同じく、大綾津日神綾は禍(あや)の意で、大枉津日神である。第卅六講の八十枉津日神の條に釋いて置いた。大地・海原之諸神 是は詳かでないが、按ずるに第六別傳(第三七講)に「復洗右眼。因以生神號曰月讀尊。復洗鼻。因以生神號曰素戔嗚尊云々。月讀尊者。可三以治滄海原潮之八百重也。素戔嗚尊者。可三以治天下也」とある。故に大地神とは素戔嗚尊を申し、海原之神とは月讀尊を謂ふ歟。然らば是處は日神を漏せる傳である。尙ほ此の第十別傳に就いて、山蔭に「大綾津日神は即ち大枉津日神なるに、大直日神より後に生れ坐せる次第いかゞ。また磐土は表筒男、赤土は中筒男、底土は底筒男なるに、此の水に入出る次第いかゞ也」と云はれた。此の理窟は實に然る事であるが、其の化出で給へる次序、また神名の異なる點などが、即ち傳の異なる所であるから、其れを忘却しては成らぬ。是は初學者の爲めに一言注意して置く。

第十一別傳

一書曰、伊弉諾尊勅三任三子。曰。天照大神者可三以御高天之原也。月夜見尊者可三以配日而知天上之

事一也。素戔嗚尊者可_レ以御_二滄海之原_一也。既而天照大神在_二於天上_一詔曰。聞_二葦原中國有_二保食神_一。宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受_レ勅而降。已到_二于保食神許_一。保食神乃廻首。嚮_レ國則自_レ口出_レ飯。又嚮_レ海則鰭廣鰭狹亦自_レ口出。又嚮_レ山毛龜毛柔亦自_レ口出。夫品物悉備。貯_二之百机_一而饗_レ之。是時月夜見尊忿然作色曰穢矣鄙矣。寧可_レ以_二口吐之物_一敢養_レ我乎。迺拔_レ劍擊_二殺保食神_一。然後復命具言_二其事_一。時天照大神怒甚之曰。汝是惡神。不須相見。乃與_二月夜見尊_一。一日一夜隔離而住。

【正訓】一書に曰く、伊弉諾尊、三柱の子に勅任して曰はく、「天照大神は、以て高天之原を御すべし。月夜見尊は、以て日に配びて天上の事を知らず可し。素戔嗚尊は、以て滄海之原を御すべし」。既にして天照大神、天上に在まして詔曰く、「葦原中國に保食神ありと聞く、宜しく爾・月夜見尊、就きて候ませ」。月夜見尊、勅を受けて降ります。已にして保食神の許に到り給ふ。保食神、乃ち首を廻らして國に嚮ひしかば、則ち口より飯出づ。また海に嚮ひしかば、則ち鰭廣、鰭狹、亦た口より出づ。また山に嚮ひしかば、毛龜、毛柔また口より出づ。夫の品物ごとく備へて、百机に貯へて御饗へたてまつる。是時に月夜見尊、忿然・作色して曰く、「穢らはしき矣、鄙しき矣、寧ろ口より吐れる物を以て、敢て我に養ふ可しや」と。迺ち劍を抜きて保食神を擊殺しつ。然して後、復命して具さに其事を言し給ふ。時に天照大神、怒りますこと甚だしくして曰く、「汝は是れ惡しき神なり。相見じ」と詔ひて、乃ち月夜見尊と一日一夜・隔て離れて住み給ふ。

【第四三講】此の一段は、素戔嗚尊が未だ高天原へ上り給はざりし以前の時に、月讀尊が下界へ天降つて保食神を擊殺し給ひしに、其の保食神の死體より五穀が化出でた。と云ふ事の頭末を記された傳であるが、古事記には、素戔嗚尊が、大宜津媛と云ふ神を斬殺し給ひしに、其の媛神の死體から五穀が化出でた。と云ふ趣きに傳へてゐる。然し記の傳は、甚だ條理の立ち難い事があるから、恐らく混亂して誤れる傳説で、此の紀の傳を正説とすべきであらう。尙ほ其事は次の第四講の附説(一三九頁)に釋く。

滄海之原 上の高天之原、即ち天國に對して、下界の國土を押並べて滄海之原と云へるので、前の第六別傳に「素戔嗚尊は以て天下を治すべし」と有ると同じ意である。後世の語では有るが世界萬國を四方之海と云ふと専ら同様で、此處では海その物を謂へるのでは無い。既而云々 右の詔勅ありしに依つて、日神・月神は高天原に赴かせ給ひ、二神は既に天上に在して、さて日神が月神に詔く、の意である。葦原中國 國號考に「葦原中國は、神代に高天原より我國を瞰下して云へる號にして、此の御國の自稱には非ず。さて此號の意は、甚々上代には、四方の海濱は悉く葦原にて、其の中に國處は有りて、上方より見下せば葦原の巡れる中に見えける故に、高天原より如此は號けたる也」とある。保食神 此神の御名義、其他の事は八十一頁の稚産靈の條に釋いて置いた。尙ほ詳細は次の第四四講の附説に説く。到_二保食神許_一 山城國風土記に「月讀尊、天照大神の勅を受けて葦原中國に降り、保食神の許に到り給ふ。時に一本の湯津桂の樹あり。月讀尊乃ち其の樹に倚りて立たせり。其の樹の有る所を桂里(山城國葛野郡)と號ふとある。嚮_レ國 國とは穀物の生出づる陸地を云ふ。即ち次の海山に對して、姑く國と別けて言へるので、陸地と云ふも國處の義である。飯 美食の義。美は「美し、美し、美し」と也行に通じて、物を賞美する語。食は食物を言ふ語(第五一講・新嘗に詳述す)で、穀物を美く

食ふべく爲せるを云ふのであるが、担任せては其の飯となるべき物の根本なる稻の事にも云ふ。鬮海云々 日本紀纂疏に海者鱗介之所在。故向レ海出ニ鱒廣鱒狭。とある。鱒廣。鱒狭。鱒は旋の義(旗に似たる故の稱)魚の背上の鱗を云ふ。さて其の鱒の廣く大なる魚を鱒之廣物と云ひ、其の狭小なる魚を鱒之狭物と云ふ。即ち大魚と小魚とである。鬮山云々 纂疏に、山者禽獸之所在。故向レ山出ニ毛龜毛柔。とある。毛龜。毛柔。毛之荒物とは獸を云ひ、毛之和物とは鳥を云ふ。但し『山に鬮ひしかば』とある故に、山野に栖む禽獸で、牛・馬・鶏などの如き家畜の禽獸では無い。百机百箇之坏居の義で、數多の食机を云ふ。貯。交ふの義で、雜ぜ合はす意である。體紀の御歌に、『眞拆葛、手抱き交はり云々』また萬葉に『香黒き髪に、眞木綿持ち、交ね結び垂れ云々』など皆同語である。尙ほ糾ふと云ふも、交糾ふの義である。饗之。饗は食物を設けて饗應するに云ふ語、養(下に註す)に同じ。作色。面火照りの意で、怒りて顔色が火の如く赤らむを云ふ。寧云々。本には『寧ろ口よ吐れる物を以て敢て我に養ふべけむや』と訓んでゐる。寧とは、二つある物を其方よりも此方を取らむと欲する時の語であるから、是處では『清淨なる食物と穢汚なる食物と二つの内、寧ろ穢しき食物を取りて、我に供ふる謂れあらむや』との意か。然し『寧そ』と訓む方が穩當であらう。口吐之物。口から吐出した物の意。吐るは第三十講に出づ。養。飼ふと同語(馬養部||馬飼部・同じ)、饗の活用語にて食はせる事に云ふ。尙ほ永正本・鎌倉本には、之を阿布と訓んでゐるが、阿と加とは通韻(彼||彼・同じ)なる故に轉するので、饗をアフと訓むのも(養(ふ)に同じ。惡神。通釋に『是は此般の一事に就き宣へるにて、月讀尊の總ての御上に係れる大御言には非ず云々』とある。一日一夜云々。一日一夜の間、宮殿を異にして御對面し給はさりし意である。

第十一別傳 (續)

是後天照大神。復遣ニ天熊大人ニ往看之。是時保食神實已死矣。唯有其神之頂化ニ爲牛馬。顯上生粟。眉上生蠶。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥及大豆小豆。天熊大人。悉取持去而奉進之。于時天照大神喜之曰。是物者則顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆爲陸田種子。以稻爲水田種子。又因定ニ天邑君。即以ニ其稻種。始殖ニ于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫莫然甚快也。又口裏含レ蠶便得レ抽糸。自此始有ニ養蠶之道焉。保食神、此云ニ宇氣母知能加微。顯見蒼生、此云ニ宇都志根阿烏比等久佐。(天熊大人。流布本に大字を脱せり。山陰、及び通釋に據て補へり。)

是の後に天照大神、復た天熊大人を遣して、往きて看せしめ給ふ。是の時に保食神、實に已に死矣。唯し其神の頂に牛・馬化爲、顯の上に粟生り、眉の上に蠶生り、眼の中に稗生り、腹の中に稻生り、陰に麥及び大豆・小豆生り有りき、天熊大人、悉く取持ち去きて奉進る。時に天照大神、喜びて曰く、『是の物は則ち顯見き蒼生の食ひて活く可きもの也』と。乃ち粟・稗・麥・豆を以て陸田種子と爲、稻を以て水田種子と爲、又た因りて天邑君を定む。即ち其の稻種を以て、始めて天狹田、及び長田に殖う。其の秋の垂穎、八握に莫々然て甚だ快し。又た口の裏に蠶を含みて、便ち糸抽くことを得たり。此れより始めて養蠶の道あり。保食神、此れば宇氣母知能加微と云ふ。顯見蒼生、此をば宇都志根阿烏比等久佐と云ふ。

【第四四講】 天熊大人 名義は天熊之大人の義。奠は持統紀の二年冬十一月の條に『奉レ奠』とある。即ち供物を云ふ。

和名鈔祭祀具に「糶米。和名・久萬之禰。離騷經注。糶糶米。所云以享神也」とあるのも糶米の義で、糶は神に供する意である。大人は、物を主宰ぐ意に出でし尊稱で、通韻に因つて主とも云ふ。(主は之大人の約言也と云ふ説は非也。然らば「主や誰れ」など云ふ詞は「之大人や誰れ」と云ふ事になつて釋き難い)即ち蠶及び五穀の種を取集め來て、之を日神に奠り奉れるに因ての名であらう。遺。これを、紀では多く萬太須と訓んでゐる。按ずるに又の活用語。即ち「派す」の義であつて、此方より彼方へ分け送る意に出でし古語である。往看之。萬一にも保食神が活きて居るや、と思し召されたので、見せに遣はし給へるのである。頂。最高の義で頭の頂上を云ふ。因みに高と云ふ語は、手(第四十講)の活用語で、手を以て物の高さ等を量るに出でし語である。故に高・高・高と通じて云ふ。景行紀二年に、身長一丈とある長(仲哀紀にも長をタキと訓めり。高の義也)。また瀧(高水の略、高所より落つる水の意)など云ふのも高の義である。また「日闌く」など云ふのは、日の高くなる意で、高の義である。また丈・嶺・竹・猛なども、高を語源とする(天之高市などの高である)。化爲牛馬。上文に「毛柔物、毛龜物」とあるのは、共に山野に栖む禽獸で、家畜では無い故に、食料として奠へられたのであるが、牛馬は耕作また騎乗に用ゐる爲めの家畜で、食ふべき料で無い事を傳へた神話である。我國では神代より家畜を食ふ事を忌み嫌つた。即ち古語拾遺に御年神が牛穴を穢れとし給へる傳があり、天武紀に「莫食牛馬大猿鷄之穴。以外不在禁制。若有犯者罪之」とあり、續紀天平十三年二月の詔にも「馬牛代人勸勞養人。因茲先有明制。不許屠殺。今聞國郡未能禁止。百姓猶有屠殺。宜共有犯者。不問蔭贖。先決杖一百。然後科罪」など有るのは皆神代よりの遺風に基けるものである。即ち此處に化れる牛馬は、保食神が耕作の爲めに化し給へるのである。顛。直秀の義。直面するに當りて最も秀でたる所の意であると云ふ。粟。淡の義。飯に比して、其の味ひの粘り無く淡々

しきに因る歟。眉。和名抄に「説文云。眉、和名・萬由。目上毛也」とある。目弓毛(弓は弓弭、弓絃など弓の本語也)の義で、目の上に弓状に生へる毛の意か。(漢字の眉も、目の上に弓状の形を添へた象形文字である)。鬘。和名抄に「鬘。和名・萬由。蠶衣也」とある。舊説に、保食神の眉に生れる物なれば萬由と謂ふと云ひ、また真木綿の約言とも云ふ。眼。目は圓を語根とし、末行に通じて云ふ。即ち「目之毛、目之子、目蓋」などの如く、目と云ひ、次に目と云ふ。即ち見る」と云ふ語は、目の活用語で、目を以て行動する意である。次に目と云ふ。即ち向くと云ふ語は、目の活用語で、目で見ると云ふ。次に目と云ひ、次に目と云ふ。即ち守ると云ふ語は、目の活用語で、熱視する意より轉じて、物を守護する意に云ふ。因みに「護る」と云ふのは、目見るの義、即ち目で見詰める意である。稗。和名抄に「稗。和名・比衣。草之似殺者也」とある。通證に「和名抄麻類。荏、和名・衣。蘇、和名・乃良衣。一云・奴加衣。香柔、和名・以沼衣とあり。此に据れば即ち比衣は飯荏也」とある。腹。第四一講に出づ。稻。通證に、飯根の義で、飯と爲るべき物の根本の意と云ふ。さて下文に「其の稻種を以て天狹田、及び長田に殖う」とあるから、此處は腹の中に稻の種が出来てゐたのである。陰。第四一講に出づ。麥。舊説に群芒の義にて、芒の群れて繁き意と云ふ。大豆。舊説に圓實の義。實は實と通ず。圓き實の意也と云ふ。小豆。赤著の義で、其色の赤き意也と云ふ。顯見蒼生。現しき人民の意。幽身の神に對して、現在に目に見えて生活してゐる人民を云ふ。蒼。生。青人草の義。青々として草の彌益に生ひ茂り蔓延るに、民の榮え行くを擬らへた稱である。平田翁説に「大御神の蒼生を愛くしみ給ふ大御心は、此の一事を以て悟るべし」と言はれた。陸田種子。畑之物の義で、畑地に播く物を云ふ。畑は鋤を以て耕す音、礎を以て語原とする。舊説に乾田の義也と云へるのは非である。水田種子。田根之物の意と云ふ。主として稻を稱ひ、また汎く穀物を云ふ。さて田と云ふ語は、前條の畑と同じ

く田返す音『太』を以て語源とす。尙ほ、水田は仲哀紀には、水田と訓み、神功紀・推古紀・持統紀等に水田と訓んでゐる。和名抄に『土已耕者爲田。和名・太。漢語抄云。水田、古奈太』とあり、字鏡に『墾、古奈多』とある。さて古奈太は墾田の義、即ち田に水を引入れて墾せる(俗に捏ると云ふ)田の意である。故に田も畑も實は同じ物で、水田、又は墾田と云はねば水田の事には成らないのであるが、押並べては水田を田と言ひ、陸田を畠と云ふのである。天邑君 天は例の美稱。村君の義で、農民の長を謂ふ。私記に『是官職初置也』とある。即ち田畠が出来て、百姓は凡て農作に従事する事になつたので、其の農民を治むる村長も出来たのである。さて是に依つて、百姓は田見の義。農夫は田子の義である事が知られる。狹田。長田 寶鏡開始章に『天照大神、天の狹田・長田を以て御田と爲給ふ』とある。即ち高天原に坐す大御神の御田の名である。尙ほ此外にも、寶鏡開始章の第二別傳に『日神尊。以天垣田爲御田』と見え、同第三別傳には『日神之田有三處。號曰天安田。天平田。天邑併田』とある。垂頭 垂穂である。稻穂の長く垂れたるを云ふ。八握 穂 八握は長き意。第卅三講の十握劍參照。口裏含 鹽 藪を口中に含み、温め露ほして糸口を取り、糸を抽出だす事を考案し給へるのである。養蠶之道 即ち蠶業である。式に陸奥國津郡、蠶養國神社が有り、その祭神は稚産靈命である。さて古語拾遺に『蠶織之源起於神代』と記し、舊事紀にも此の紀の文を載せて、『始有養蠶之道。乃起三織之業。二者也』とあるが、是は當然さう有るべき事である。此の三織の業は、下の寶鏡開始章に『天照大神、方織三神衣。居齋服殿』とある。但し衣食の事は、上文(第三五講)に『其の衣を投げ給ふ云々。又其の禪を投げ給ふ云々』と見え、第三四講にも『泉之遺食』と云ふ明文が見えるから、夙に麻や栲などを手編みにして布を作り、また物を煮燒して飲食して居た事は無論であるが、特に日神の御時に至つて、織機が發明せられて麗はしき絹布が出来、且つ今迄は自然に生へる野菜、果實、

禽獸・魚介等を漁つて常食としてゐたものが、田や畠を耕して五穀を作る事に做つたので、焉に衣食の道は一新紀元を劃したのである。即ち本傳は、斯く重大なる事項が存在して居るものであるから、古典を研究する者は、單に一篇の神話としてのみ之を扱ひ、輕忽に看過すべきで無い事を知るべきである。

附説

伊勢外宮の大神・考證

保食神……大宜津比賣神……食稻魂命(豐受姫神)に就きて

日本紀に、月讀尊に擊殺され給ひし保食神。また古事記に、素戔鳴尊に斬殺され給へりと傳へらるゝ大宜津比賣神を以て、伊勢神宮の外宮に鎮座し給ふ倉稻魂命(豐受姫之大神)と同神なりと傳へたるは錯誤であること、及び記に素尊が大宜津比賣神を斬殺し給へる由の傳説は、一に混亂せる誤傳なるべきこと等を、此處に説き明らかめむとするのである。

倉稻魂命 (日本紀に云、伊弉諾尊の飢時に生しませる兒也。)

伊勢の外宮に鎮座し給ふ大神なり。◇別號、豐受姫神。豐岡姫神。止由氣大神。◇此神は、天照大神の大御食を仕へ奉る姫神に坐す故に『大御膳之神。大御膳之姫神』と申す。

稚産靈命 (日本紀に云、火神・軻遇突智、埴山姫に娶ひて稚産靈を生む。)

◇一訓、和久産靈命。◇日本紀を按ずるに、此神は月讀尊の誤解を蒙りて撃ち殺され給ひしが、素と食膳の事に精通し給へりし故に、保食神(食膳持の神)と申し、が、殺され給ひて後、其の死體より鹽及び五穀化生出でしに依りて、食饌産靈命と申す。(食饌は、食饌、食饌、食饌と通ず。例へば食饌之御靈神、豊食饌姫神、豊食饌姫神など通ずるを以て知る

べきである。

大宜津比賣神 (古事記に云、伊非冊尊、大宜津比賣神を生む。次に火神を生む。)

大膳之媛神の義にて、食饌の業に精通し給へる媛神也。古事記に云、此神は素戔嗚尊に殺され給ひしが、其の御屍の頭に蠶生じ、目に稻種生じ、耳に粟、陰に麥、尻に大豆生じたり。

和久産巢日神——豊宇氣毘賣神

古事記に云、伊非冊尊、火神に炙かれて病み給ふ時に、尿に成りませる神の名は罔象女神、次に和久産巢日神、此神の御子を豊宇氣毘賣神と謂す。

先づ此の史蹟に關する古事記の傳説は、『始め素戔嗚尊が高天原に昇つて、天照大神の御田を害ひ、また大御神の御織機殿に天斑駒を追ひ入れなどし給ひしより、日神は天岩屋に隠らせ給ふ御事に爲り、一時は常闇の世とさへ成り果てたので、遂に天つ神達に逐はれて、高天原を御立退に相成つた傳説に續いて、素戔嗚尊が食物を大宜津比賣と云ふ神に乞はれ處が、是に其の媛神は、鼻、口、及び尻などから種々の食物を取り出して、其れを様々に料理して、素尊に饅め奉らんとした。時に素戔嗚尊は、物の隙より其の状態を窺見たまひ、偕は此の我を侮つて、態と穢汚しき物を與へんとするのではらうと思ほして、乃ち大宜津比賣神を斬殺しに相成つた。斯くて後、其の殺された媛神の頭に蠶が生じ、兩眼に稻種が生じ、兩の耳に粟が生じ、鼻に小豆が生じ、陰に麥が生じ、尻に大豆が生じた。故れ神皇産靈尊が是を取らしめて種に爲された。』と云ふ趣きに記されてある。

さて斯く傳へられてゐるが、是の神が殺され給ひて後に、始めて五穀の種が發生し、養蠶の事も起つて、高天原に御田

を作らせ給ひ、是に於て農作の民が出來、其の農民の長も制定せられ、また絁織の業も興起せる趣きである。然れば此神が、未だ素尊に殺され給はざりし以前には、高天原には天狭田・長田などは無かつた筈である。然るに素尊が御田を害ひ、また機織殿を御騒がせに相成つた。と云ふ事は有り得べからざる事で、如何に奇異なる神代の事蹟とは云へ、是では傳説その物の體を做して居ない。故に古事記の傳ふる所は、其の加害者が素戔嗚尊であると云ふ事も、其の被害者が大宜津比賣神であると云ふ事も、全然錯亂せる誤傳で有るので、日本紀は即ち之れを捨てて、其の正傳を載録せられたものと知られる。

然し日本紀の傳へも一傳、古事記の傳へも一傳……記の傳へは其の前後に説文がある様であるから、此の一節は素尊の昇天以前の御所業であつたのが、此處に紛れ入りし一傳である……として檢考して見れば、大宜津比賣神と申すのは、記に『次に生み坐せる神の名は鳥之石楠船神(此神は第二七講に出づ)亦名は云々。次に大宜都比賣神を生む。次に火之夜藝速男神(刺遇突智神なり)云々』とある、此の比賣神を除いては他に所見が無い。故に記傳にも『後に素戔嗚尊の食物を乞はし、は此神なるべし』と云つてゐる。然し此の大宜津比賣神は、日本紀の保食神とは全然異なり、また古事記の豊受姫神とも別神である。此事は尙ほ下に説く。

爰に又、伊勢の外宮に鎮座し給ふ倉稻魂命(豊受姫神なり。第卅二講に出づ)は、天照大神の朝夕の大御膳を仕へ奉る神である故に、大御膳之神と申す(此事は延暦儀式帳に據て明らか也。祝詞にも大御膳都神とあり。)而して此神は姫神に坐すを以て、大御膳之姫神とも云ふ。即ち二所皇大神宮神名秘書、大神宮古書等に皆然う記されてある。さて此の大御膳之姫神の稱は、豊受姫神の元よりの御名では無く、天照大神の大御膳を掌り奉る事に成つて以來斯く申すので、言は

ば一つの職名^①なのである。然るに此の『大御膳之神』と云ふ職名を、豊受姫神の元よりの御本名と心得、而して其の名の通へるより『大宜津比賣神』と同神也と誤認し、且つ古事記に素戔嗚尊に殺された大宜津比賣と、日本紀に月讀尊に殺された保食神^②とを同神と誤り見做して、先づ倭姫命世記に、

『調御倉神。宇賀能美多麻神坐。亦號大宜都比賣神。亦保食神。神祇官内坐御膳神是也。』と録し、また酒殿神の下にも、『和久産巢日神子。豊宇賀能賣神坐也。五穀種所化神。保食神分身。』(御鎮座本記に)

と記されたのが抑々の始まりで、次で御鎮座本記等にも此事が轉錄せられ、斯くして豊受姫神は、御迷惑にも他の二神の御名を、別號として負はされ給ふに至つた。(按ずるに右の世記の文中に、三角點を施せる所は、古書には更に所見なき事であるから、恐らく後人の攪入であらう。元來倭姫命世記には、後人が私説を書入れた箇所が甚だ多い。此事は既に本居翁も言はれた事で、記傳の第十五卷に「儀式帳は眞の古書也。世記は、今の世に傳はらぬ古書の彼宮に有りしを原として、後世の人の編める書にて、己が偽説を多く作り交ぜたり。されば此書は、眞の古傳と、後の偽傳と、選びて取るべし。」と云はれた。)

是に於てか後世の史學者は、其の本據とすべき紀記の傳へを考究する事を忘れ、たゞ一途に世記の傳へに囚れて、平田翁の如きは却つて書紀の傳を誤謬ならむとさへ説くに至り(八十一頁、^③種産靈の條参照)。本居翁の如き常に用意周到なる學者すら、手も無く世記に釣り込まれて『豊受姫神は素尊に殺され給ひし大宜津比賣神に同じ。而して大宜津媛は保食神に同じ』と釋き、書紀と古事記と、全然異なる所の傳を混淆して顧みざるに至つた。

古事記を按ずるに、豊受姫神は、天孫降臨の御時、天照大神の勅命に依つて、天兒屋根命、太玉命、天鈿女命等と共に

に、天孫の御供に加はつて天降つた神で、舊説に『此神は大御饌都神、即ち膳部神にて、皇孫の天降り坐せる時の供奉の臣列也』と言へるのは至當の説である。然るに記傳には、『天孫降臨の時は、豊受姫神は現身の降り坐せるには非ず。御靈魂の下り給へる也。(季治云、斬殺せられし神とせし故に斯く釋かれたるにて甚だ容しき説也)』と云ひ、また『供奉の臣列也、など云ふ説は、現身と御靈質との差をも辨へず、事の様をも能くも考へずして、一途に外宮を貶さむとする者の漫言なり。(季治云、供奉の臣列也と云ふとも、何ぞ外宮を貶すものならむや。譬へば放尿・糞放に化れる神の子なりとも、尊き神と坐すに害なきに同じ)』など種々に論ぜられたが、要するに皆當らぬ説である。其れと云ふのも其の根源が、豊受姫神の職名たる大御饌之姫神と、あかの他神の大宜津媛神とを混同せる誤謬から出た故で、豊受姫神は、決して斬殺せられし神では無いからである。

却説、保食神と云ふのは、必ず種産靈神に坐すべき事は、七十八頁に『種産靈を生む。此神の頭上に蠶と桑と生り、臍の中に五穀生れり』とある。其の蠶と五穀とが化生る身體の場所こそ、別傳なる故に異なれど、是が動かすべからざる第一證である。次に百三十二頁の別傳に『此より始めて養蠶の道あり』と記され、延喜式に陸奥國會津郡、蠶養國神社と有つて、其の祭神が種産靈命である事、是が又疑ひ無き第二證である。また保食神と云ふのは、食饌持之神(食饌は第卅二講、倉稻魂命の條に釋けり)の義で、此神が食饌の事を持扱ふ技に精通して居られた事を意味する其の生前中の本名で、種産靈(第二八講)と云ふのは、其の死體より五穀が産出せるに據る死後の稱號と知られる事、是が其の裏書たるべき第三證である。

按ずるに天照大神は、始め保食神が食饌の事に精通せられて居る趣きを聞き看して、月讀尊に是を見學せしむべく天

降し給ひしに、尊が誤解を爲て此神を斬殺し給ひしに依り、其の後、食稻魂命・別名豐受姬神（書紀の傳にては、伊弉諾尊が飢を覺え給ひし時に化生ませる神とし。古事記の傳にては、伊弉册尊の尿に化成ませる稚産靈神の御子とす。）を高天原に召して、食饌の事に就きて重く用ひ給ひし事などありて、斯くて天孫降臨の御時、諸神と共に此の豐受姬神をも供奉の一員に加へて天降らしめ給ひし御事と見るべきものである。

於是素戔嗚尊請曰。吾今奉教。將就根國。故欲暫向高天原。與姉相見而後永退矣。伊弉諾尊勅許之。乃昇詣之於天也。是後伊弉諾尊。神功既畢。靈運當遷。是以構幽宮於淡路之洲。寂然長隱者矣。亦曰。伊弉諾尊。功既至矣。德亦大矣。於是登天報命。仍留宅於日之少宮。少宮此云。倭柯美野。

正訓 是に素戔嗚尊請して曰さく、「吾れ今教を奉たまはりて、將に根國に就りなむとす。故れ暫らく高天原に向てて、姉の尊と相見えて、而して後に永に退りなむと欲ふ」と申す。伊弉諾尊、「許す」と勅ふ。乃ち天に昇り詣で給ふ。

是の後に伊弉諾尊、神功既に畢へ給ひて、靈運當遷。是を以て幽宮を淡路之洲に構り、寂然に長に隠りましき。亦曰く、伊弉諾尊功既に至りぬ。徳また大き矣。是に天に登りまして報命申し給ふ。仍りて日之少宮に留宅ましき。（少宮、此を倭柯美野と云ふ。）

【第四五講】 於是 上の本書（第三五講）の終に「固に當に遠く根國に適ねと、遂に逐ひ給ひき」とあるを承けて云へるのである。請曰 昇天の勅許を請ひ給へる趣きである。さて請曰を「申して申さく」と訓むのは紀の訓例である。就 目離

るの義。目から遠放る意より、退出する事に云ふ。向 參出づの義。音便に詣つと云ふに同じ。退出の反對である。姉 アネの轉で、兄と云ふも同語である。記の白原橋宮の段に、神沼河耳命が、其兄の神八井耳命を指して「那泥汝命」と詔へる事が見え、萬葉集卷四に、自分の女を名姉と詠み、同卷九には妹名根とも詠んでゐる。古へ男女の區別なく、凡て人を親しんで云へる稱である。さて此處では御姉君、即ち天照大神を指し給へるのである。相見而後云々 相見ゆは、目見ゆの義。俗に御目見えに上るなど云ふと同語である。永退 一向は直振の義で、眞直に、振向す、などの意。此處では姉尊に謁見して御暇乞を申し、而して萬事を捨て、黄泉國に退去せむと請し給へるのである。許 寛すの義で。凡て物を緩める事、即ち寛大の處置を取る意より、轉じて許諾する事に云ふ。有、恕、聽などの訓も、意義の原は皆同一である。是後伊弉諾尊 是後とは、素戔嗚尊が高天原に昇らせ給ひし後の意である。さて此處より以下五十八字は、八洲起原章に互つて、其の結文である。神功既畢 天神の勅命は云ふも更なり、凡て此世を幸はひ給ふ御事業を成し畢へ給へる御事を云ふ。靈運當遷 凡ての神功を成し畢へ給へるので、今はと天上に報命し給ふべき時運の來れる意。文字の出所は、薛道衡老子碑に、至道靈運、神功自然。また後漢書黃香傳に、功滿當遷などあるに據れるのである。幽宮云々 通釋に「幽宮はカムミヤと訓むべくや。御靈を留むる宮を、萬葉集二に、神宮爾、裝奉而とあり云々」と云はれたのは然るべき事である。さて此宮は伊弉諾尊が既に凡ての御事業を完成し給へるので、高天原に還幸せむとし給ふにつけて、御自ら淡路之洲に神宮を構らせ給ひ、其宮に御靈を留めて、幽身を此の國土の鎮めとし給ひ、現身は昇天し給へる趣きである。故に後世に其の靈地に社を造營せるもの、即ち淡路國津名郡多賀村の伊弉諾神社（官幣大社）である。因みに云ふ、記には「故れ伊弉諾大神は、淡海の多賀に坐す」とあるが、是は近江國犬上郡多賀村の多賀神社（官幣大社、祭神は伊弉諾、伊弉册尊）の

主神は伊弉諾尊である。と云ふ事を附記した傳で、此の近江の多賀の郷に幽宮を構へ給へる由の傳では無いのであるから、誤解してはならぬ。舊事紀にも『伊弉諾尊亦坐淡路之多賀』とあつて、近江の多賀神社は、淡路の多賀より後に遷し奉れる社である。寂然長隱 幽宮に長しなへに鎮まり坐して、再び復た此世に顯身を現はし給ふ事なきを云ふ。亦曰云 此處は上文に『靈運當遷神登りましなむとす』と有つて、其後昇天し給へるにや、又は昇天し給はざりしにや、明らかに傳へられて居ないので、重ねて其事を懇ろに記されたのである。報命 曩の八洲起原章の第一別傳(四六頁)に『天神伊弉諾尊・伊弉冊尊に謂り給はく、豐葦原の千五百秋の瑞穂の國あり。宜しく汝往きて之を脩すべしと、迺ち天瓊矛を賜ふ』とある。即ち此の天神の勅命に奉答し給へるのである。日之少宮 日之宮は天照大神の天上に坐す大宮の稱であるが日之少宮とは日之宮よりも少なき意、即ち大御神の日之宮に亞ぐ宮殿の義である。

始素戔鳴尊昇天之時、溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响。此則神性雄健使之然也。天照大神素知其神暴惡。至聞來詣之狀。乃勃然而驚曰。吾弟之來。豈以善意乎。謂當有奪國之志歟。夫父母既任諸子。各有其境。如何棄置當就之國。而敢窺窺此處乎。乃結髮爲髻。縛裳爲袴。便以八坂瓊之五百箇御統。御統。此云。纏其髻盪及腕。又背負千箇之靱。千箇。此云。與五百箇之靱。臂著稜威之高柄。稜威。此云。振起弓繡。急握劍柄。蹈堅庭而陷股。若沫雪以蹴散。蹴散。此云。俱奮稜威之雄詰。雄詰。此云。發稜威之噴讓。噴讓。此云。而徑詰問焉。

正訓

始め素戔鳴尊、天に昇ります時に、溟渤、鼓に盪ひ、山岳鳴り响えき。此れ則ち神性の雄健が然ら

しむる也。天照大神、素より其の神の暴く惡き事を知しめせば、來詣る狀を聞しめすに至りて、乃ち勃然に驚き給ひて曰く、「吾が弟の尊の來る事、豈に善き意を以てせむ乎。謂ふに、當に國を奪はむとする志あるらむ歟。夫れ父母の尊、既に諸の子たちに任せ給ひて、各其の境を有たしむ。如何ぞ就くべき國を棄置き、敢て此の處を窺窺ふ乎」と。乃ち髮を結て髻に爲し、裳を縛ひて袴に無し、便ち八坂瓊之五百箇御統(御統、此をば美須磨屢と云ふ)を以て其の髻・盪、及び腕に纏ひ、又た背に千箇之靱(千箇、此をば知能梨と云ふ)と五百箇の靱とを負ひ、臂には稜威之高柄(稜威、此をば伊都と云ふ)を著き、弓繡振り起て、劍の柄・急握り、堅庭を踏みて股に陷し、沫雪の若く蹴散散かし、(蹴散、此をば俱機鏡連々箇須と云ふ)稜威の雄詰を奮はし、(雄詰、此をば烏多稽眉と云ふ)、稜威の噴讓を發して(噴讓、此をば舉盧毘と云ふ)、徑に詰り問ひ給ひき。

【第四六講】

始 上文に素戔鳴尊が昇天の勅許を得給へる事を記し出だして、乃昇詣之於天也と書捨て、其の以後に伊

弉諾尊の昇天し給へる御事を挿入したので、又改めて素尊の昇天の記事に引戻して『始め』と書き起されたので、其の時期は口訣に『伊弉諾尊上天以前也』とある。溟渤 大海と同じ。和名抄に『於保岐字三。見日本紀也』とあり。萬葉廿にも『於保吉宇美能、水底深久』などある。鼓盪 止度呂は物の鳴り響く音、此處にては大海に高波の立ち騒ぐを云ふ。山岳爲之鳴响 山岳は溟渤と並べて對を取れるので、記に國土皆震とあると同じ趣きである。即ち地震などの如く、山鳴り地動けるを云ふ。前の第廿五講に、此神の泣き給ふ氣息に天地鳴動し、爲めに國內の人民が死歿する者多く、青山も枯

山に爲れる事が記されてある。神性雄健云々。神性は尊の天性、即ち生れ乍らに賦與せられたる氣質を云ふ。此處は素尊が昇天し給ふに方つて、此神の天性が雄健に坐ませる故に、自然に天地が鳴動したので、悪しき心ありて故意に斯く爲給へるのでは無いと云ふ事を註せる文である。其神暴惡。素尊の天性が勇猛に渡らせ給ふ故に、ともすれば物を害ひ残り給ふ御事を『暴く悪しき』と云へるので、惡神に坐す意では無い。來詣之狀。溟渤に怒濤を起し、山岳を鳴動せしめて高天原に昇り來給ふ状態を云ふ。至聞。記には『乃ち天に參上ります時に、山川悉に動み、國土皆震りき。爾に天照大神、聞驚きて云々』と有つて、其の山川國土の鳴動する音響を、日神が直接に聞き驚き給へる由であるが、此紀の趣きは然らず。天地を振動せしめつゝ素尊の昇天し來給ふ有様の物恐ろしき事を奏上し奉る神の言を聞しめしめて驚かせ給へる趣きである。下の寶鏡開始章の一書に『天を扇し國を扇し、天に昇り詣づ。時に天鈿女見て日神に告言す云々』とあるをも見合せて知るべしと通釋に言はれた。勃然。盛りにの義。甚だしくの意である。勃然是字典に色を變ずる貌、王勃然變三於色(孟子)、また俄かなる貌、忽然出、勃然動(莊子)、また盛なる貌とも有る。此處では以上の三意を兼ねてゐる詞と見るべきで、纂疏に怒り給ふ意とせるは當らず。弟。第卅二講の妹、第卅四講の夫君の釋義を見よ。奪國之志。國とは天國、即ち高天原を謂ふ。任諸子云々。第卅七講に『已にして伊非諸尊、三柱の子に勅任して曰く、天照大神は以て高天原を治すべし。月讀尊は以て滄海原の潮の八百重を治すべし。素戔鳴尊は以て天の下を治すべし』とあるを云ふ。其境。境は割の延語、割は物を裂く時の音『佐』を語源とし、之を加行に活用せる語である。さて此處にては、各々その知看すべき分限を云ふ。當就之國。就くべき國と云ふに同じ。其の治むべき日本國の意である。敢。口訣に、敢は強也と註せり。無理遣りに押切る意である。竊竊此處。竊かに其の間隙を窺つて、高天原を掠奪せんとする狀と詔へるのである。結髮爲髻

記には『御髮を解きて御美豆羅に纏き云々』とあり、次の第一別傳には『必ず當に我が天原を奪はむとならむと。乃ち丈夫の武備を設け給ふ』とある如く、婦人の結髮を解きて、改めて男子の髮に結び、凡て丈夫の装ひに成させ給へる趣きである。さて上代の婦人の髮の狀は、通釋に『先づ甚幼少なる時、髮の毛の垂れて額に至る頃をめさし』と云ふ。(古今集に見ゆ。名義抄に髻また髦をメサシと訓めり)次に其れより立延びて額に至る程を、うなむと云ふ。(萬葉集に見ゆ。和名抄に髻髮・和名宇奈爲。俗用三垂髮二字。謂三之童子垂髮也とあり)斯くて其の宇奈爲の頃は、髮を二つに振別けて垂れたりけらし。(萬葉集、伊勢物語に見ゆ)さて漸長く延引くに隨ひて、此れをはなりとも小放とも云ふ。(萬葉集に見ゆ。同書に若冠女曰三放髮一矣とあり。小放は頸を小放るゝ迄に延びたるを云ふ)さて其より大人に成るに及びて、始めて其髮を結るを髮多久とも、髮阿具とも云ふ。但し其の結方に差別あり。髻髮の程に髮を結るは、頭上に結ひて總角の如くする事なるが、放髮の時は、已に擧げて大人の如く、束ねて後に垂るゝ也。さて今按ふに、めさしほ四五歳より七八歳の間なるべく、うなむは八九歳より十二三歳の間なるべく、放髮は十三四歳より二十歳位迄の間なるべし(萬葉の歌、また右の若冠女云々の註などに據りて考へ云へる也)されば上代の女の髮は、本を束ねて末を後に垂れたる也(狭衣に、御髮は行方も知らず、艶々と委はりなど見ゆ。今のすべらかしと云ふ有狀にぞ有るらし)と云ひ、記傳に『凡て女は、年長けて髮あぐるは、上代よりの様なるに、天武天皇十一年の詔に「自今以後男女悉結髮」とあるを思ふに、上代に結と云ひしは、本を一つに集め擧げて結び、其末は後へ垂れたりけむを、彼の詔に結とあるは、頭上は結縮ねて、髻と爲すを云ふなるべし。(髻とは一つに縮ねたるを云ふ也。彼の男の二つに分けたる美豆良とは異なり)さて同十三年には、「女年四十以上、髮之結不結任意」とありて、また十五年の詔に「婦女垂髮于背、猶如故」とあるは、また彼の上代よりの風の如くせよと

也。故に此の十五年の詔以後の萬葉の歌にも、髪あぐる事を多く詠めるは、かの本を結ぶ事にて、末は垂るゝなれば、彼の詔に違ふ事なし。(武郷云、此後慶雲二年十二月に又詔ありて、天武天皇十一年の御定に復し給ひし事、續紀に見えたりと、此も遂に行はれざりし事は、中古の物語文などにて灼然し。)とある。鬘 上代の男の結髪の稱。頭髮を左右へ分けて、各々その耳の上に聯ねて結び縮めたものである。崇峻紀に「古俗・年少兒の年十五六の間までは、額に束髪す。十七八の間より、分きて角子と爲す。今も亦た然なり」とある、此の角子が即ち美豆良である。言義は諸説多けれども皆取るに足らない。按ずるに耳連の義(耳は耳の本語。前津耳、太耳、味耳命などの耳也。)即ち左右の耳に聯ねて結び成すに據る稱である。さて角子は、紀に總角とも書き、萬葉に角髪とも書いてある。左右に結び束ねたるが角の如くなる故に、角の字を當てたので、言義は舊説に擧卷の義と云へるに従ふべきである。縛_レ裳爲_レ袴 裳は和名抄に「裙・裳。釋名曰。上曰_レ裙。下曰_レ裳。和名・毛」とある。上代の女子は、先づ內衣に袴(褌)を穿き、其上に上着を重ねて、前の方から下裳を纏ひ、また後の方から上裳を襲うたのである。故に「御裳を縛ひて袴に爲す」と云ふのは、右の袴の上に襲へる裳を巻し上げて、下の袴を露出し、輕快なる男裝に出立たせ給へる趣きである。然るに重胤翁は、太神宮式御裝束に、「緋裳一腰云云。各長五尺、齊長五丈、腰長一丈三尺(季治云、是は大神宮御祭式の折に着用せし裳で、上代には斯かる優長な衣裝を着用したもので無い。)」などあるのを引證し、腰長一丈三尺もあれば、二重にも腰を廻るべく製れりけらし云々、御裳の裾は一口なりければ、引絞りて二口に成し給ひ、そのまゝ御袴に取成りし給へる也。など云へるのは「爲_レ袴」とある字句を其儘に解釋し、裳を袴の如く纏ひ給へる事と心得た説で、甚だ宜しく無い。さて「髪を結けて鬘に爲し」とある所から「後威の噴議を發して」と云ふ迄の種々の御態は、皆悉く丈夫の御裝を爲して、雄々しき狀を表はし給へるので、神功

皇后紀に「皇后、便ち御髪を結分て鬘に爲給ふ」とあり、次の一書に「皇后、男の束裝を爲して新羅を征ち給ふ」とあるのは、此處なる大御神の例に倣ひ給へるのである。八坂瓊之五百箇御統 八坂は借字で八尺の意である(記には即ち八尺とあり)。俗説に美玉を産する地名也と云ひ、彌榮の義也など云へるは、極めたる僻事である。さて尺は尺の字音には非ず。通釋に「割の義で、一丈を十に割きて、其れを幾尺と數へ云ふ也。(上古は度量ともに、幾佐加と數へたりと覺し。量に佐加を用ひしは、斛字を古くサカと訓めり。後には坂字をも當てたり)。邂逅に字音と訓を同じく爲る也」と云へるは卓見である。さて八尺の八は、八握鬘、八尋殿などの八に同じ。即ち五百箇(箇は一つ二つの箇也)の玉を貫き通せる緒の甚だ長きにつけて八尺と云へるのである。瓊は玉を云ふ。釋紀私記に、古者謂_レ玉、或爲_レ努、或爲_レ貳とある。即ち天瓊(天瓊琴など、玉の事を「爾」とも「努」とも云へるのである。五百箇は玉の數多き意。御統の御は敬稱、統は統ぶる意(取纏めること)。即ち數多き瓊を八尺の緒に取り統べたる意の稱である。記には「八尺勾瓊之五百津之美須麻流之珠」とあるが、言意は同じ事である。なほ曲玉の事は、下の第二別傳(第四九講)の瓊八尺瓊曲玉の條に解く。鬘 第三四講の黒鬘の條に云へり。腕 通釋に「手節なり。俗に腕頸と云ふあたりを云ふ。されど此は唯だ手なり。後撰集に、折りつれば手ぶさに穢る云々など云へるに同じ。記には左右御手とあり」とある。背負云々 記には「曾毘良(背腹の義)には千入之靱を負ひ、比良(傍腹の約)には五百入之靱を付け」とある。千箇之靱 千箇入の矢筈の義と云ふ。千は數多き意、箇は和名抄に「箇。箭竹名也。和名乃。」とあり。また太神宮式に「神寶料。箇、二千二百五十株」など見え、また中古の軍記等に、矢を深く射込む事を「箇深に射込む」など記されてある。箇は即ち矢竹を云ふ。靱は矢を盛りて背負ふ具。木製なるも、又銅製なるも有るが、貞觀儀式、延喜式等に「靱者、靱編氏造之」と見え、姓氏錄に「靱編首」など云ふ姓の

有るに據るに、古代は竹又は蔓草などを籠に編みなして靱に製れる物と見える。爾來多く戰場に用ゐられ、衛府の官人は常に之を負ひたるより、靱負府、靱負尉(靱負ひの約)などの稱がある。然し後代には靱の長を短く改造せる胡籛が出来たので、靱負の官人も胡籛を負ふ事になつた。さて千箭入之靱、五百箭入之靱と云ふのは、右の如く、澤山の矢を盛る籠を云ふ。譬、按ずるに楯向の義である(楯を楯と云ふは古語也)。神武紀の歌に、楯並めて射那佐の山云々。また成務帝の御陵を、盾列陵など云ふを以て知るべし。楯として向ける所の意。今も人と闘ふ時は、手を直角に曲げて敵に向け、臂を以て楯と爲す。是れ即ち楯向である。(なほ腕立をするに云ふも腕楯の義なり)。舊説は釋き得たるもの無し。稜威之高柄、稜威は嚴に同じ、崇高なる威嚴を云ふ。高柄の高は、弓弦が柄に當つて鳴る音の高き意と、威嚴の崇高き意とに互れる稱。柄は弓弦が觸れて鳴る音「トン」を以て語源とす(登母の母は素と撥音に用ゐたので、登牟に同じ。即ち「ねもごころ」)。ねんごころ。斯くなくも「斯くなん」などの類である。第九講の大戸之道尊の條を参照せよ。さて柄は、古へ弓射る時、是を左手の臂に結び附けて、弦が臂を打つを防ぐ爲めに用ゐた具。革で鞠の如く製り、弦に觸れて音を高く鳴らし、勇みを付くべき料とした物である。弓端の義で、弓の末端を云ふ。記には弓腹とあるが、腹は借字で、弓張の義、即ち弓を張る所、つまり弓端に同じ。此處は弓の弓端を手握つて手頸を動かし、弓の上端を振り起て給へる趣きである。劍柄、劍及び劍柄のことは第卅三講に出づ。急握、取縛りの義。劍の柄を堅く握み給へるのである。踏堅庭云々、堅庭は堅き地を云ふ。股は私記に「向股猶兩股也。兩股は正相向。故云向股」とあるが、向腰、向う脇などの「向」の義で、正面に向ふ意、即ち股の前面の稱でも有らう歟。さて此處は、猛き御勢を示させ給ふべく、堅き地面を踏み占め給へるに、その御足が深く股までも地中に突立つた。而して地中に御脚を突立てた儘で、沫雪を蹴散らすが如く、其の堅き地を蹴散

らし給へる趣きである。後世に相撲の力士が、四股を踏んで勇を鼓し、且つは對手にも威を示すのを例とするが、其の起りは或は此時の御有様に倣へるのでも有らう歟。若沫雪云々、堅庭を踏み貫き給ひて、御向股の邊までも踏入れて蹴散かし給ひしに、堅き岩石などの碎け散る事の脆かりし有様を、沫雪に譬へたのである。さて沫雪は和名抄に「日本紀云。沫雪(阿和由岐)。其弱如水沫」と見え、私記に「沫雪は雪之脆弱者也。其弱如水沫」とある。されば淡雪(阿波由岐)、淡く消え易き雪」とは異なり。蹴、蹴散らかすに同じ。ケをクエと云ふは、垂仁紀の人名に、當麻蹴速(皇極三年紀)に、打毬などある。蓋しケを強音に云へる古語である。散は、ハラハラと散らす義。雄詰、雄健(雄健の義)の義。雄々しく武ぶ事。勇を奮ふ意。噴、噴は大に呼はる聲。又争ひ云ふ貌。讓は詰責する意に云ふ文字である。是をコロビと訓むのは、懲びの義で、懲す意である。萬葉集第十一に「誰ぞ此の吾が宿に來喚ぶ垂乳根の、母に所噴(母に叱り懲らされ也)物思ふ吾れを」同集第十四に「汝が母に所噴吾は行く青雲の出で來吾妹子逢ひ見て行かむ」また「稱奈散古由惠爾、母爾被噴」などある。徑詰問、記に「稜威の男建、踏み建びて待ち問ひ給はく、何の故に上り來ませる乎」とある如く、雄詰しつゝ、素尊の上り來坐すを待ち着けて、直ちに詰問し給へるのである。

素戔鳴尊對曰。吾元無黑心。但父母已有嚴勅。將永就乎根國。如不與姉相見。吾何能敢去。是以跋涉雲霧。遠自來參。不意阿姉翻起嚴顏。于時天照大神復問曰。若然者將何以明爾之赤心。對曰。請與姉共誓。夫誓約之中誓約之中。此云。字氣臂能美難箇。必當生子。如吾所生。是女者。則可以爲有濁心。若是男者。則可以爲有清心。於是天照大神。乃索取素戔鳴尊十握劍。打折爲三段。濯於天真名井。結然咀嚼結然咀嚼。此云。佐我彌爾加武。

而吹棄氣噴之狹霧吹棄氣噴之狹霧。此云云。存。所生神號曰田心姫。次湍津姫。次市杵島姫。凡三女矣。既而素戔嗚尊。索取天照大神。鬚鬢及腕所纏八坂瓊之五百箇御統。濯於天眞名井。結然咀嚼而吹棄氣噴之狹霧所生神號曰正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。次天穗日命。是出雲臣。土師連等祖也。次天津彦根命。是凡河内直。山代直等祖也。次活津彦根命。次熊野櫛樟日命。凡五男矣。是時天照大神勅曰。原其物根。則八坂瓊之五百箇御統者。是吾物也。故彼五男神。悉是吾兒。乃取而子養焉。又勅曰。其十握劍者。是素戔嗚尊物也。故此三女神。悉是爾兒。便授之素戔嗚尊。此則筑紫胸肩君等所祭神是也。

正訓 素戔嗚尊對へて曰く、「吾は元より黒き心無し。但し父母の尊、已に嚴くしき勅有す。永に根國に就りなむとす。如し姉の尊と相見えずば、吾れ何にぞ能く敢て去らむ。是を以て雲霧を踏み涉り、遠くより來參つ。意はざりき、姉の尊の翻りて起。嚴顔を。時に天照大神、復た問ひて曰く、「若し然らば、將に何を以て爾が赤き心を明さむと將や」。對へて曰く、「請ふ姉の尊と共に誓はむ。夫れ誓約之中に（誓約之中。此をば宇氣臂能美難箇と云ふ。）必ず當に子を生むべし。如し吾が生めらむ、是れ女ならば、則ち濁き心有りと思せ、若し是れ男ならば則ち清き心有りと思せ」と。是に天照大神、乃ち素戔嗚尊の十握の劍を索取り、打折りて三段に爲し、天眞名井に濯ぎ、結然に咀嚼て、（結然咀嚼。此をば佐我彌爾加武と云ふ。）吹き棄つる氣噴の狹霧吹棄氣噴之狹霧、此をば浮枳于都屢・伊浮岐能佐擬理と云ふ。）に所生（なりま）る神を、號けて田心姫と曰す。次に湍津姫、次に市杵島姫、凡て三はしらの女す。既にして素戔嗚尊、

天照大神の御鬚・御鬢、及び御腕に纏かせる八坂瓊之五百箇御統を索取り、天眞名井に濯ぎ、結然に咀嚼て、吹き棄つる氣噴の狹霧に所生る神を、號けて正哉吾勝・勝速日・天忍穗耳尊と曰す。次に天穗日命、是は出雲臣、土師連等の祖なり。次に天津彦根命、是は凡河内直、山代直等の祖なり。次に活津彦根命、次に熊野櫛樟日命、凡て五はしらの男神す。是時に天照大神、勅して曰はく、「其の物根を原ぬれば、則ち八坂瓊之五百箇御統は是れ吾が物なり。故れ彼の五はしらの男神は悉くは是れ吾が兒也」と。乃ち取りて子養し給ふ。また勅して曰はく、「其の十握の劍は是れ素戔嗚尊の物なり。故れ此の三はしらの女神は、悉くに爾が兒なり」と。便ち素戔嗚尊に授け給ふ。此れ則ち筑紫胸肩君等が所祭る神是也。

【第四七講】 父母已有嚴勅。嚴勅の嚴は後威と同義で、威嚴ある詔勅の意。さて此處には「父母の尊の嚴勅」とあるが、記には伊弉諾尊一柱の勅としてある。而して應永本、纂疏本には母字が無く、記の趣きと同様に成つてゐる。其の方が表面上は正確の様に見えるが、元來が此紀は本傳（第二五講）に、「故其父母二神。勅素戔嗚尊。汝甚無道。不可三以君臨宇宙。固當遠適之於根國一矣。遂逐之。」と有る本文から引續いて居る傳であるから、母字の無いのは私に削除したので、却つて甚だ宜しく無い。と通釋に釋かれたのは詳しい説である。此處のみに限らず、凡て此紀を繕くには、必ず其の前後の文脈、續き柄等に細心の注意を拂はぬと、途方も無い錯誤を醸成すに至るから、茲に一言注意して置く。何能敢去。黃泉國へ赴く以前に、御暇乞の爲め姉君に拜顔するに非ざれば、心置き無く去り難しとの意。誓約。請ひの義即ち神に驗を祈請る意に出でし語である。（請を、請ヒ・請フと活用するは、占を、占へ・占フと活用するに同じ）。さて此

の誓約の意義は、上古に凡て事ある時に當つて、何事にも誓約を立て、神に祈請し、その立てた誓約通りの事を行つて其の効驗を得、之れに因つて吉凶を定め、是非を正し、眞偽を判ち、成否を明らかめ、勝負を占ひ、當否を徴しなどする事を云ふ。故に此紀には、誓盟を立てて神に祈り、豫期の効驗を得ると云ふ意味から、『誓約、誓盟、盟、祈』等の文字を當て、ウケヒと訓んでゐる。さて此の誓約に就いての二三の例を擧ぐれば、即ち神代紀下卷に、天孫瓊杵尊が、其の妃木華開耶姫の一夜にして娠まれし事を疑ひ給へる時、娠は其の御子を産む時に及んで、産屋の内に籠つて火を放ち、『妾が娠める御子が、天孫の胤に非ずば必ず當に焼け滅びなむ。實に天孫の胤ならば、猛火も害ふ事能はじ』と誓ひて、其の言の如くに行つて其の効驗を得て、頓に天孫の疑を釋かれた、と云ふ事が見え、また神武紀に、天皇が兄磯城を討伐し給ふ時に當り、『天香具山の頂上の土を取來つて、多くの土器を造り、以て天神地祇を祭り給はゞ、賊は自ら滅亡せむ』との靈夢を見給ひ、即ち其事を椎根津彦と弟猪との兩人に御命じに相成つた。是に於て兩人は醜き老翁・老婆に變裝して天香具山へ發足したが、時に賊兵が其の行路に充滿して居て、往來する事が難儀で有つたので、椎根津彦は『我が君が能く此國を定め給ふべきものならば、賊兵は余等兩人を咎めずして無事に通さむ。陛下の基業が若し成らざるものならば、賊は必ず見咎めて防ぐであらう』と祈ひて通つた處が、賊兵は『醜い老翁と老婆が來た』と打ち笑つて、却つて道を避けて通らせた。と云ふ事が見え、是に引續いて、天皇が香具山の土で土器を造らしめ給ひ、『此の土器を以て、水を用ゐる事なくして飴を作るを得ば、天下を平定する事を得む』と祈ひ給ひ、次に『嚴斐(土器)を丹生川に沈めて見て、其川の魚が悉く酔ひて浮び出づるならば、鴻業を全うする事を得む』と祈ひ給ひしに、二つ乍ら其の効驗が現はれた。と云ふ事が見え、また古事記・垂仁卷なる曙立王の誓約は、巢池の樹に棲める鸞を、或は殺し或は活かし、また熊白橋を枯らし生かして、

出雲大神の神驗の有無を明らかめ、また景行紀の、柏峽大野にての天皇の祈は、石を踏上げ給ふを以て賊徒を討ち給ふ事の成否を徴し。また神功紀なる皇后の誓は、河中に釣針を投じ給ひて、魚の釣ると否とに因つて、寶國を求めむと爲給ふ事の成否を知り。同紀の麿坂・忍熊王は、『獵して良獸を獲たならば、謀反が成就せむ』と祈狩をせられしに、忽ち猛猪が現はれて、麿坂王は喰ひ殺された。是は祈に敗れて滅びたのである。また應神紀に、武内宿禰の異母弟の甘美内宿禰が、兄を廢せんと欲して讒言したので、兄弟の心の邪正を決むべく、天皇が勅し給ひ、神祇に請して探湯を爲よ。と仰せられた。是に於て兩人は交々熱湯の中に手を漬した處が、武内宿禰が勝を得たと有るのも、誓とは記されて無いが、神に誓つて眞偽を判つ處は、矢張り宇氣比である。また允恭紀に、姓氏の混亂を正す爲めに行はれた盟神探湯も、是と同じ意味である。即ち上古の誓約の意義は、一見占卜に似たりと雖も、實は大に異つてゐる。故に上記の例どもを能く吟味して其の差別を知り、本意を曉るべきである(以上通釋)。さて此章の素尊と日神との誓約は、別天神・即ち高皇產靈尊に誓約を立て、祈請し給へるのである。素取 素め取る事、受取るに同じ。天真名井 下の二書には、去來之眞名井とも、天淳名井ともある。(眞は淳と通ず。第九講の四條参照。)名義は圓之井の意か。舊説には淳之井の義也。淳は凡て水の停滞する所の稱也と云ふ。さて本居翁説に、『天真名井は、所謂の井の名には非ず。第三別傳に、『日神與三素戔鳴尊。隔天安河而相對云々』とあり、記には其の始に『天安河を中に置いて誓ふ』と有る如く、天安河瀨の中にて、井と云ふべき處を指して云へる也。凡て古へは、泉にても川にても、用水を汲む處を井と云へり。』と言はれたが、是は次に田心姫・滿津姫等の神名を、安河の奔流に因める稱也と釋かんが爲めに、強て斯く云へる牽強附會である。按ずるに第二別傳に、『天真名井三處を掘りて』とあるに因るも、此の井は明らかに掘井である。安河の河畔を掘つて、其の河水を引入れたのであるか其は解ら

ぬが、所謂る井處である事は明瞭である。恁んな事は甚麼でも宜い事の様であるが、井は居の義で水の居る處。泉は出水の義で水の噴出する處。池は活の義で水を活け湛へ置く處。沼は澤の義で澤々せる泥る水の在處。また川は水聲を語源とす。即ち水の賀波賀波と音して流るゝ處を云ふ。(水を零すなど云ふも、零々の音を語源とす)。右の如く井と川とでは神代よりして自ら定まれる差別ある故に、之を明らかにして置かねばならぬ。尙ほ第四九講の六を参照せよ。結然咽嚙 佐は接頭語、嚙みに嚙むの義である。『嚙む』と云ふ語は、齒と齒を嚙み合せる音『憂』を以て語源とし、之れを末行に活用せる語である。吹棄 棄つるをウツルと訓むは古言である。記の八千矛神の歌にも『脱ぎ捨て』とある。氣噴之狹霧云々 氣噴は息吹の義。狹霧は第十五講に出づ。吐き出だし給へる御息が、狹霧の如く立塵いて、其中より女神が生出で給へる趣きであるが、是も亦た産靈尊の、然あらしめ給へる神業に因る御事、と心得べきである(第十講附説参照)。田心姫 第三別傳には田霧姫とあり、記には『多紀理比賣命、亦名奥津島姫命』とある。さて田心姫は、按ずるに吐姫の義で(第三十講の二條を見よ)、日神の吹棄つる氣噴、即ち御息を吐出し給へるに因つて生りませる女神の意である。一書に田霧姫とあるのは、通音で吐とも、吐とも云ふので、異なる御名では無い。記傳には『滾り姫の義にて、十握劍を振り濯ぎ給ひし天真名井即ち天安河の早瀬の瀧り流るゝに因る稱也。次の瀧津姫も之れに同じく、其河の瀧ち流るゝ意に出づ』と云はれたが、前記第五條に説ける如く、天真名井と天安河とは全然別物であるから、其の御名が安河の瀧つ流れに何等關係あるべき理由は見出し得られない。故に此説には従ひ難いのである。瀧津姫 吐つ姫の義で、前條の田心姫と全く同意である。舊事記には高津姫とあるが、是も通音で、稚雷をワカ雷とも訓む(第四十一講)に同じ。市杵島姫 記には『市杵島比賣命、亦名謂三狹依比賣命』とあるが、此の亦名は紀には見えない。さて市杵島姫と云ふのは、後に筑前國宗像郡の海岸

なる邊津島に、此の姫神を齋き祀れるよりの稱である。尙ほ神名式に『安藝國佐伯郡、伊都伎島神社(今の官幣中社・嚴島神社なり)』が有るが、是は又其の後に、筑前の宗像に鎮坐す市杵島姫命を勧請申して主神に祭り、田心姫・瀧津姫の二神をも合祀した社で、嚴島と云ふ名も右に因る稱である。さて別名の狹依姫は、瀧寄姫の義(瀧は狹と通ず。瀧々良伎・狹々良伎、同語なり。尙ほ瀧とは海にても河にても、石多くして淺き所の稱也)言意は磯邊に寄れる地、即ち邊津島に鎮坐せるよりの稱であらう。三女神 右の三女神(田心姫、瀧津姫、市杵島姫)の傳は、非常に混亂を極めてゐて、甚だ紛らわしいが、爰に各種の古傳を綜合し、且つ先哲の諸説を參取して、尤も理解り易く説く事とする。按ずるに此の三女神は、實に奇異なる女神で、例へば彼の底筒男命・中筒男命・表筒男命の三神が、合體して一柱の鹽土老翁と現じ給ふ如く此の三女神も亦た隨時に合體して一柱の女神と成らせ給ふ。其の合體せし時の御名を、『須勢理姫命』と申す、此事は大日本記其他にも記されてある。而して此の三女神は、下文に見えたる如く、素戔嗚尊が御兒として養ひ給ひ、後に豊前國宇佐郡なる宇佐島に天降らせ給ひ、其れより父神の素戔嗚尊に従つて黄泉國に赴かせられ、其處で合體して須勢理姫命と成らせ給ひ、斯くて大國主命の妃と成つて黄泉國を通れ、夫神の大國主命と共に、久しく出雲國に坐々したが、其始め未だ高天原に居られし時に、天照大神が此の三女神に、『汝三神、宜しく道中(筑前國)に降り居みて、天孫を助け奉り、天孫の爲めに祭かれよ(次の第一別傳に見ゆ)』と詔ひ教へさせ給ひし勅を奉じて、其の後出雲國から筑前國宗像郡に移住し、更た三女神に分身して、奥津宮(宗像郡の海岸を西北に距る約四十海里の沖之島)、中津宮(同郡神湊の西北約四海里の大島)、邊津宮(同郡神湊の海濱)の三所に分れ住み、大國主命の嫡妻・道主貴(三女神合體の稱)と仰がれ、出雲國なる夫神の大國主命と相呼應して天下を主宰いで居られたので、大國主命は出雲國から此の宗像に通ひ來て契りを締められた。記に『故

れ大國主神、胸形の奥津宮に坐す神・田心姫命に娶ひて、子・味鋌高彥根神を生む」とあり、地神本紀に「大己貴神(大國主なり)、邊津宮に坐す湍津姫に娶ひて、八重事代主神を生む」とあるは、即ち此時の事である。さて最終に、大國主命が天孫尊に天下を奉り、天日隅宮に長く隠り坐せる時に、三女神は各々その身之形(隱身の形代、即ち御靈を止むる形見)を遺して、大國主命の後を追うて幽身とならせられた。筑前風土記に「宗像大神(三女神を云ふ)、天より崎門山に降居ましし時、青薤玉を以て、奥津宮の表に置き、八尺紫薤玉を以て、中津宮の表に置き、八咫鏡を以て、邊津宮の表に置き、此の三の表を以て神體の形と成し、三の宮に納め置きて、即ち隠り坐しき。因りて身形郡と曰ふ」とあるのは、即ち此時の事を指すので、「自天降居崎門山之時」と記せる文は、筑前の地に住んで居られた時の事を、斯く異様に傳へられたのであると見做されてゐる。されば奥津島、中津島、邊津島(邊津島は上記の如く神湊の海濱が舊跡の地であるが、建長年間に今の田島村の地に遷された)の三所に、三女神が齋祀されてゐる。式に筑前國宗像郡・宗像神社三坐とあるのが即ち其社で、今は官幣大社である。因みに三代實錄の貞觀十二年、宗像大神告文に「我が皇天神は、掛けまくも畏き大帶日姫(神功皇后)の、彼の新羅人を降伏へ給ふ時に、相共に力を加へ給ひて、我が朝を救ひ給ひ、崇め給ふ也。」と記されてある。此事は紀記共に載せられて無い傳へであるが、宗像縁起を始め他の古典に散見する所であるから、古傳なる事は明かである。また安藝國の嚴島神社は、此の筑前の宗像神社から、三女神を勧請し遷し祀れる社であるが、此他にも大和國城上郡・宗像神社三坐とあるを始め、式に彼れ是れ載せられてある。尙ほ此紀には、第一に田心姫。第二に湍津姫。第三に市杵島姫が生れ坐せる趣きに記されてゐるが、古事記には「故れ其時に生れませる神、田霧姫命(田心姫に同じ)は胸形の奥津宮に坐す。次に市杵島姫命は、胸形の中津宮に坐す。次に湍津姫命は、胸形の邊津宮に坐す。」と有つて、出生の

順序が異なつてゐる。而して此紀の第二別傳には「第一に市杵島姫命、是は奥津宮に居す。第二に田心姫命、是は中津宮に居す。第三に湍津姫命、是は邊津宮に坐す」と云ふ事に傳へられ、また第三別傳には「第一が市杵島姫。第二が湍津姫。第三が田心姫」となつてゐる。右の如く其の出生の次序、並びに其の居所の傳も區々別々で、(第四九講の十を見よ)今何れとも定め難いが、是は要するに此の姫神達は、三體の神に有り乍ら同一體の神に坐すので、種々に紛れて、始めより確かに治定し得られなかつた結果に基くので、斯く様々に異つて傳へられてゐる處が、即ち古傳の古傳たる所以である。故に著者は此の治定し難い所に深く古傳の貴さを感じ、且つ言ふに言はれざる趣味を覺えるのである。正哉吾勝勝達日天忍穗耳尊 正哉吾勝は、下の第三別傳に、「素戔嗚尊、則ち稱して曰く、正し哉・吾れ勝ちぬ。因りて名づけて正哉吾勝・勝速日・天忍穗耳尊と曰す」とある。即ち素戔嗚尊が、誓約には正に吾れ勝ちぬ、と仰せられた言葉を、其儘御名の上に冠せるのである。勝速日は、勝逸ぶ意。逸ぶは「逸る心を押鎮め」などの「逸る」と同じく、疾く烈しく勇み立つを云ふ。此處は即ち勝に乗じて勇躍する意である。忍穗耳は、天孫降臨章の第七別傳に、大耳命とも有る。故に忍は大に同じ。即ち大秀日靈の義で、大秀は美稱、比と美とは通首、靈は第二講の附説に出づ。此神以下の五男神は、下文に見えたる如く、凡て日神の御子で有るから、五神ながら悉く日に因める御名があるので、他には何等の義も籠つてゐない事を知るべきである。さて此尊の神社は、式に山城國宇治郡木幡神社。土佐國香美郡天忍穗別神社。豊前國田川郡忍骨命神社(今官幣中社・英彦山神社)等がある。天穗日命 天秀日命の義で、前條の大秀日靈尊と同意味である。御社は、式に近江國蒲生郡馬見岡神社二坐(穗日命、及び其御子天夷鳥命を祭る)がある。出雲臣 出雲は其國號を以て氏とせしもの。臣は戸である。氏と戸との事は、百十二頁に詳しく釋いてある。(臣は舊説に大身の義で、君に仕ふる身分の尊稱であると云ふ。尙ほ